

# R 3 宮繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事

図面目録					
建築工事		建築工事		電気工事	
A-01	特記仕様書 ( 1 )	A-21	( 改修後 ) 1 階 展開図	E-01	電気工事仕様書
A-02	特記仕様書 ( 2 )	A-22	R 階 展開図	E-02	配置図 ( 改修前・後 )
A-03	特記仕様書 ( 3 )	A-23	クラック・爆裂補修リスト ( 1 )	E-03	1 階電灯設備図 ( 改修前・後 )
A-04	特記仕様書 ( 4 )	A-24	クラック・爆裂補修リスト ( 2 )		
A-05	特記仕様書 ( 5 ) ・外部足場計画図	A-25	クラック・爆裂補修リスト ( 3 )		
A-06	配置図・付近見取図	A-26	擬木手摺 参考図 ( 1 )		
A-07	仕上表	A-27	擬木手摺 参考図 ( 2 )		
A-08	( 改修前 ) 平面図	A-28	擬木手摺 参考図 ( 3 )		
A-09	( 改修後 ) 平面図				
A-10	( 改修前 ) 立面図	SH-01	鉄筋コンクリート標準図 ( 1 )		
A-11	( 改修後 ) 立面図	SH-02	鉄筋コンクリート標準図 ( 2 )		
A-12	天井伏図	SH-03	( 既存 ) 基礎・大梁・壁リスト		
A-13	( 改修前 ) 矩計詳細図	SH-04	( 既存 ) 小梁・スラブリスト・雑配筋図		
A-14	( 改修後 ) 矩計詳細図	SH-05	伏図		
A-15	( 改修前 ) 階段室断面詳細図	SH-06	軸組図		
A-16	( 改修後 ) 階段室断面詳細図	SH-07	補強詳細図		
A-17	階段平面詳細図				
A-18	( 改修前 ) 地階 展開図				
A-19	( 改修後 ) 地階 展開図				
A-20	( 改修前 ) 1 階 展開図				

課 長	副 課 長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

株式会社 橋建築事務所

I. 工事概要		章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事						
2. 工事場所	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池						
3. 敷地面積							
4. 工事種目	耐震改修工事 外壁改修工事 照明改修（LED化）工事 手摺改修工事 構造規模：RC造 地上1階 地下1階 延床面積：231.36㎡						
5. 工事区分	建築工事一式 電気工事一式						
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日						
II. 建築工事仕様書							

章	項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に10日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。)(義務付けられていない)。</li> <li>・警備員は、延 10人(昼 10人、夜 0人：うち検定合格警備員 0人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認のできる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付す場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
	② 工事関係図書	
		<p>③ 安全衛生管理</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告をしなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事中期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確認するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じしおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用できるよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>
		<p>④ 工事現場管理</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用できるよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>
	5. 施工調査	<p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート(無筋) 処分許可業者の会社名、所在地：(有)川上組砕石 徳島市下町本丁92-1 処分地の所在地：鳴門市瀬戸町明神宇中山38-1 運搬距離：13.0km 処理単価(税抜き)：640円/t</li> <li>・コンクリート(有筋) 処分許可業者の会社名、所在地：(有)川上組砕石 徳島市下町本丁92-1 処分地の所在地：鳴門市瀬戸町明神宇中山38-1 運搬距離：13.0km 処理単価(税抜き)：640円/t</li> <li>・金属(処分) 処分許可業者の会社名、所在地：旭金属 徳島市東沖洲1丁目12 ☆優良認定業者 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：27.1km 処理単価(税抜き)：0円/t</li> <li>・ガラス 処分許可業者の会社名、所在地：(財)徳島県環境整備公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 処分地の所在地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 運搬距離：17.7km 処理単価(税抜き)：5,640円/t</li> <li>・廃プラ 処分許可業者の会社名、所在地：(有)久保衛生 三好郡東みよし町加茂6001-1 処分地の所在地：三好郡東みよし町加茂5999-1 運搬距離：83.0km 処理単価(税抜き)：15,000円/㎡<sup>3</sup></li> <li>・汚泥 処分許可業者の会社名、所在地：宮崎基礎建設(株) 鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 ☆優良認定業者 処分地の所在地：鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7 運搬距離：19.7km 処理単価(税抜き)：11,000円/t</li> <li>・有価材： 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</li> </ul> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：  ◎建設リサイクル法通知済証の提示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準(以上)のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内連相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事	●図面番号 A-01	株式会社 橘 建築 事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
		●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 ー	

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																									
1 章 一 般 共 通 事 項	⑥ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。  (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。  なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材  ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書等の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">県内産資材(次のいずれかに該当するもの)  ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品  ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品  注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。  注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。  注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	⑧ 施工	<p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り分け区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリッパ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリッパ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のフロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(仏まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓋、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業  ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業  ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業  ・ 合成ゴムシート防水工事作業  ・ 塩化ビニルシート防水工事作業  ・ セメント系防水工事作業  ・ シーリング防水工事作業  ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業  ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業  ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>・ 内外装板金作業  ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作  サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ 木製建具手加工作業  ・ 木製建具機械加工作業  ・ ビル用サッシ施工作業  ・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業  ・ カーペット系床仕上げ工事作業  ・ 鋼製下地工事作業  ・ ボード仕上げ工事作業  ・ カーテン工事作業  ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業  ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリッパ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリッパ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のフロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(仏まで)	○					蓋、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作  サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	⑨ 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業  ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業  ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業  ・ 合成ゴムシート防水工事作業  ・ 塩化ビニルシート防水工事作業  ・ セメント系防水工事作業  ・ シーリング防水工事作業  ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業  ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業  ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>・ 内外装板金作業  ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作  サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ 木製建具手加工作業  ・ 木製建具機械加工作業  ・ ビル用サッシ施工作業  ・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業  ・ カーペット系床仕上げ工事作業  ・ 鋼製下地工事作業  ・ ボード仕上げ工事作業  ・ カーテン工事作業  ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業  ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作  サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	⑩ 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	⑪ 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。  一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品： 対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・<b>A2</b>・原図版)</li> <li>工事写真(写真帳1部( <b>着手前</b> )・<b>完成写真</b> )、電子データ2部</li> <li>使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</li> <li>保全に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。  完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事成形撮影は、専門家による <b>・(よらない)</b>ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物  工事目的物及び検査資材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事  (2) コンクリート躯体工事  (3) 屋外付帯工事  (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。  なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他  (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。  (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ	⑫ 完成図等	<p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。  完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事成形撮影は、専門家による <b>・(よらない)</b>ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物  工事目的物及び検査資材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事  (2) コンクリート躯体工事  (3) 屋外付帯工事  (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。  なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他  (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。  (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ	⑬ 火災保険	<p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。  竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。  完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事成形撮影は、専門家による <b>・(よらない)</b>ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物  工事目的物及び検査資材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事  次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事  (2) コンクリート躯体工事  (3) 屋外付帯工事  (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額  鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期  工事完成期日に14日を加えた期日とする。  なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他  (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。  (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ	⑭ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>		<p>●工事名 R 3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事</p> <p>●図面番号 A-02</p> <p>●縮尺 —</p>	<p>株式会社橋 建築事務所</p> <p>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  一級建築士登録 第333705号 森島康明</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																												
梁、壁、床スリッパ入れ		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
スリッパ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																																																																																																																
同上(リンブレン等)	○																																																																																																																																																																																																																																																																
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																																																																																																																
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																																																																																																																
衛生器具取付のフロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																																																																																																																														
縦樋(仏まで)	○																																																																																																																																																																																																																																																																
蓋、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																													
同上補強	○																																																																																																																																																																																																																																																																
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																																																																																																																																																																																																
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																																																																																																																
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																																																																																																																															
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																																																																																																															
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																																																																																																															
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																																																																																																															
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																																																																																																															
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																																																																																															
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																																																																																																															
建具	建具製作  サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																																																																																																																															
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																																																																																																															
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																																																																																																															
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																																																																																																																															
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																																																																																																																															
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																																																																																																															
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																																																																																																															
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																																																																																																															
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																																																																																																															
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																																																																																															
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																																																																																																															
建具	建具製作  サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																																																																																																																															
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																																																																																																															
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																																																																																																															
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																																																																																																															
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																																																																																																																															
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																																																																																																																															
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																																																																																																																															
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																																																																																																																															
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																																																																																																																															
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																															
区 分	サ イ ズ																																																																																																																																																																																																																																																																
着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
区 分	サ イ ズ																																																																																																																																																																																																																																																																
着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
区 分	サ イ ズ																																																																																																																																																																																																																																																																
着 手 前	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
施 工 中	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																																																																																																

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																					
2章 改修仮設工事	① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	9. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。	7. 山留め	◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。																																																							
	② ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM（図示）を±0とし、NGLはBM±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。		◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		◎法面施工の場合（素堀り・多段式）																																																							
	③ 足場等	◎仮設機材及び終年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「終年仮設機材の管理指針」に基づく（社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎外部足場（種類：単管足場、仕様：2 枚布、D= 60 cm、シート仕様：養生シート） ・壁つなぎ間隔（水平方向：5.5 m以下、鉛直方向：5 m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) <b>手すり据置方式</b> により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ◎内部足場（種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）  ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎仮囲い（仕様： ，H= m、L= m）（図示）  ◎ゲート（有・無、仕様： ）  ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。  ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。  ◎その他	◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	◎鋼矢板等抜き跡の処理（ ・直ちに砂等で充填 ・ ）																																																									
	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： ）  ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法： ）  ◎仮間仕切りは、（A種・B種・C種）とする。	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。  ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。  ◎根切り底は、地盤をかき乱さないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。  ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。  ◎使用土は（A種・ <b>B種</b> ・C種・D種）とし、機器により締め固める。  ◎建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土（切込砕石、砂、真砂土等）である場合  ◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。  ◎六価クロム溶出試験を（行う・ <b>行わない</b> ）。行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系面硬化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。  ◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。  ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。  ◎場内敷き均しとする。  ◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。  ◎土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。  ◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。 ・最終処分場の指定 排 出 土：砂質土 会 社 名：（財）徳島県環境整備公社（徳島県東部） 所 在 地：板野郡松茂町豊久宇朝日野6番の地先 処分単価：1t 当たり2,800円（税抜き） 運搬距離：17.7kmを見込んでいる。 運搬経路：県道11号線→国道28号線	◎3章 仮設工事（土工事）	◎4章 防水改修工事	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。  ◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・下階天井養生・その他（ ））とする。  ◎改修工法の種類及び工程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>工 法</th> <th>L4X 工 法</th> <th>工 法</th> <th>工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td>R階 壁壁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層（立上り部等）撤去等</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層（平場）撤去等</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層（立上り部等）撤去等</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層（平場）撤去等</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	工 法	L4X 工 法	工 法	工 法	施工箇所		R階 壁壁			1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—				2 既存保護層（平場）撤去等	—				3 既存断熱層撤去等	—				4 既存防水層（立上り部等）撤去等	—				5 既存防水層（平場）撤去等	—				6 既存下地の補修及び処置	○				7 防水層の新設	○				8 断熱材の新設	—				9 保護層の新設	—			
工 程	工 法	L4X 工 法	工 法	工 法																																																									
施工箇所		R階 壁壁																																																											
1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—																																																												
2 既存保護層（平場）撤去等	—																																																												
3 既存断熱層撤去等	—																																																												
4 既存防水層（立上り部等）撤去等	—																																																												
5 既存防水層（平場）撤去等	—																																																												
6 既存下地の補修及び処置	○																																																												
7 防水層の新設	○																																																												
8 断熱材の新設	—																																																												
9 保護層の新設	—																																																												
	⑤ 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m <sup>2</sup> 程度）・ <b>設けない</b> ）  ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図板、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他	◎建設発生土の処理  ◎現場内再生利用とする。  ◎発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。  ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。	◎3章 仮設工事（土工事）	◎4章 防水改修工事	◎3章 仮設工事（土工事）																																																							
	⑥ 工事用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・ <b>出来ない</b> ）、電力料金（ <b>有償</b> ・無償） ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用（出来る・ <b>出来ない</b> ）、用水料金（ <b>有償</b> ・無償）	4. 地均し	◎6章 防水改修工事	3. 既存下地の補修材料	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。  ◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は（ ）とする。  ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。  ◎ルーフトレインの端部から（500mm・300mm）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。  ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。  ◎工 法：L4X工法 種 別：X-2  ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。  ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>POX</td> <td>X-1 X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L4X</td> <td>X-1 X-2</td> <td>R階 壁壁</td> <td>ウレタンゴム系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P1Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P2Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	POX	X-1 X-2				L4X	X-1 X-2	R階 壁壁	ウレタンゴム系		P1Y	Y-2				P2Y	Y-2																																	
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																									
POX	X-1 X-2																																																												
L4X	X-1 X-2	R階 壁壁	ウレタンゴム系																																																										
P1Y	Y-2																																																												
P2Y	Y-2																																																												
	7. イメージアップ工事	◎仮囲い化粧（図示） その他（ ）	◎建設発生土の処理	◎6章 防水改修工事	◎6章 防水改修工事	◎シーリング  ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。  ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。  ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。  ◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を（行う・行わない）。  ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。  ◎種類及び施工箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>改 修 工 法</th> <th>寸 法</th> <th>接 着 試 験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコーン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリファルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験	SR-1	1成分シリコーン系						SR-2	2成分シリコーン系						PS-2	ポリファルサイド系						MS-2	変成シリコーン						PU-2	ポリウレタン系																		
記 号	材 質	既 存	施 工 箇 所	改 修 工 法	寸 法	接 着 試 験																																																							
SR-1	1成分シリコーン系																																																												
SR-2	2成分シリコーン系																																																												
PS-2	ポリファルサイド系																																																												
MS-2	変成シリコーン																																																												
PU-2	ポリウレタン系																																																												
	⑧ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に（ <b>用意していないので業者にて</b> ））設けること。  ◎借地借家料 円	◎6章 防水改修工事	◎6章 防水改修工事	◎6章 防水改修工事	◎10章 シーリング																																																							
							◎工事名 R 3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事																																																						
							◎図面番号 A-03																																																						
							●縮尺 —																																																						
							株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明																																																						

章	項目	特記事項
4章 防水改修工事	① とい	◎この材種（ VPカラー ）  ◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。  ◎たてどい受金物の取付けは図示する。  ◎ルーフドレンの取付けは図示する。
	12. 防水保証	◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ ⑩ ）年間の防水工率性能保証書を提出すること。

章	項目	特記事項										
8章 塗装改修工事	① 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。  ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。  ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。										
	⑤ 耐候性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄部</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>A種</td> <td>階段手摺</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄部	B種	RB種	A種	階段手摺
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考								
鉄部	B種	RB種	A種	階段手摺								

章	項目	特記事項																																																																																				
	11. コンクリート工事 ① 一般事項	◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 F<sub>c</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、改標仕 表8.1.2による。  ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・①)種とする。  ◎コンクリートの仕上げの平たんさは、改標仕 表8.1.4による。  ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。  ◎構造体用モルタルの調査 モルタルの圧縮強度( 30 N/mm <sup>2</sup> )、フロー値( )mm  ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。  ◎高炉セメントB種適用箇所( )フライアッシュセメントB種適用箇所( )  ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa <sub>2</sub> O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。  (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。  ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。  ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。  ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、改標仕 表8.5.1によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。  ◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は改標仕8.6.4による。  ◎試験りは(行う ・ 行わない)。  ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。  ◎工事に先立ち、レディミクストコンクリート工場を選定し、監督職員の承諾を得る。  ◎型枠は、(県産木製型枠 ・ ①合板) ・ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>県産木製型枠</td><td>—</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改標仕8.2.7(2)(ア)</td><td>A種</td><td>あり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改標仕8.2.7(2)(イ)</td><td>B種</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改標仕8.2.7(2)(イ)</td><td>C種</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改標仕8.2.7(2)(イ)</td><td>普通型枠</td><td>なし</td><td>針葉樹</td><td>12</td><td>柱</td></tr> </tbody> </table> ◎スリーブの材種( )  ◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは( 20 )mmとする。  ◎誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。  ◎柱頭、柱脚の隙間は図示による。  ◎( 打ち込みコンクリート ・ ①グラウト材 )の厚さは( 130 )mmとする。  ◎コンクリート及び構造体用モルタルの打込み工法の種別は( ①流込み工法 ) ・ 圧入工法)とする。	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																									型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				改標仕8.2.7(2)(ア)	A種	あり				改標仕8.2.7(2)(イ)	B種	なし				改標仕8.2.7(2)(イ)	C種	なし				改標仕8.2.7(2)(イ)	普通型枠	なし	針葉樹	12	柱
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																																																															
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																	
県産木製型枠	—	なし																																																																																				
改標仕8.2.7(2)(ア)	A種	あり																																																																																				
改標仕8.2.7(2)(イ)	B種	なし																																																																																				
改標仕8.2.7(2)(イ)	C種	なし																																																																																				
改標仕8.2.7(2)(イ)	普通型枠	なし	針葉樹	12	柱																																																																																	
	2. 普通コンクリート																																																																																					
	③ 型枠																																																																																					
	V. 柱補強工事 ① 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法																																																																																					

章	項目	特記事項																																																																																																												
5章 外壁改修工事	① 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。  ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)  ◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。  ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。																																																																																																												
	② 外壁改修工法の種類及び材料	◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材充填工法</td> <td>材料：2成分系 シーリング材：MS-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：2成分系 MS-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td>材料：ポリマーモルタル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：		Uカットシール材充填工法	材料：2成分系 シーリング材：MS-2		シール工法	材料：2成分系 MS-2		充填工法	材料：ポリマーモルタル																																																																																														
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																																												
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																																																																																													
Uカットシール材充填工法	材料：2成分系 シーリング材：MS-2																																																																																																													
シール工法	材料：2成分系 MS-2																																																																																																													
充填工法	材料：ポリマーモルタル																																																																																																													
	③ 塗り仕上げ外壁改修工事	◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。  ◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、 2. 外壁改修工法の種類と材料 による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">薄付け仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形外装薄塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外装薄塗材E</td> <td>サンダー工法</td> <td>金打</td> <td>C-1</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>○ つやなし</td> </tr> <tr> <td>可とう形外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">複層仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>防水形外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外装薄塗材S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材RS</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材E</td> <td>塗膜はく離材工法</td> <td>金打</td> <td>C-1 材系</td> <td>凹凸模様</td> <td>吹付</td> <td>○ つやあり</td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si							可とう形外装薄塗材Si							外装薄塗材E	サンダー工法	金打	C-1	砂壁状	吹付	○ つやなし	可とう形外装薄塗材E							複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形外装薄塗材E							外装薄塗材S							複層塗材CE							複層塗材E							複層塗材Si							複層塗材RS							複層塗材RE							防水形複層塗材CE							防水形複層塗材E	塗膜はく離材工法	金打	C-1 材系	凹凸模様	吹付	○ つやあり	防水形複層塗材RE						
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																																																							
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si																																																																																																													
	可とう形外装薄塗材Si																																																																																																													
	外装薄塗材E	サンダー工法	金打	C-1	砂壁状	吹付	○ つやなし																																																																																																							
	可とう形外装薄塗材E																																																																																																													
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形外装薄塗材E																																																																																																													
	外装薄塗材S																																																																																																													
	複層塗材CE																																																																																																													
	複層塗材E																																																																																																													
	複層塗材Si																																																																																																													
	複層塗材RS																																																																																																													
	複層塗材RE																																																																																																													
	防水形複層塗材CE																																																																																																													
防水形複層塗材E	塗膜はく離材工法	金打	C-1 材系	凹凸模様	吹付	○ つやあり																																																																																																								
防水形複層塗材RE																																																																																																														

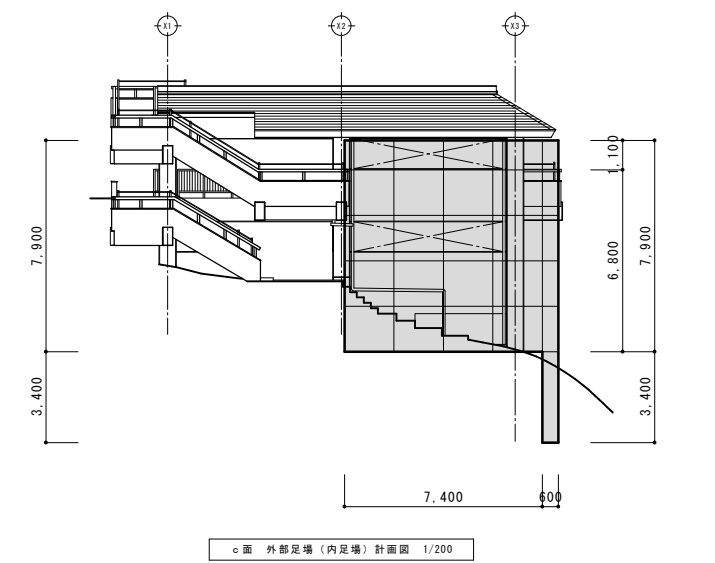
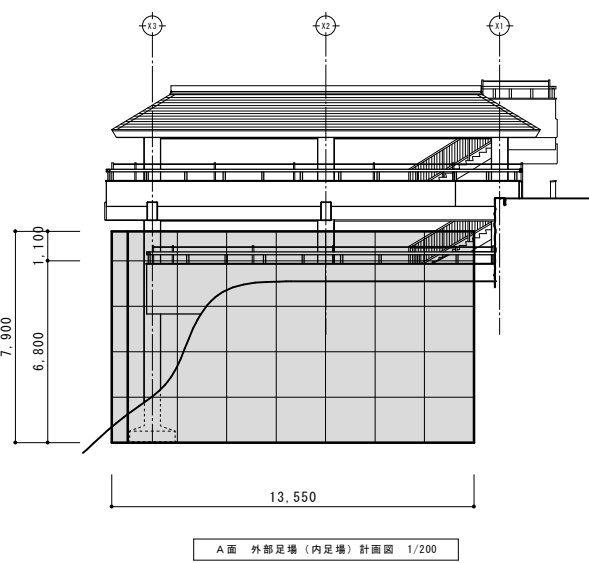
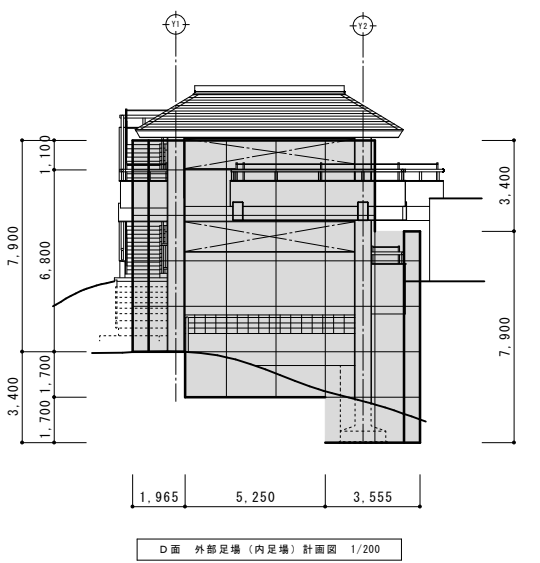
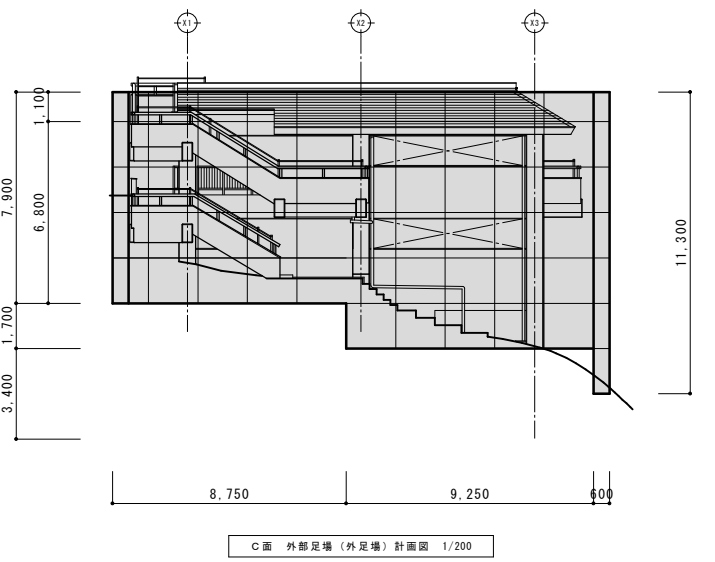
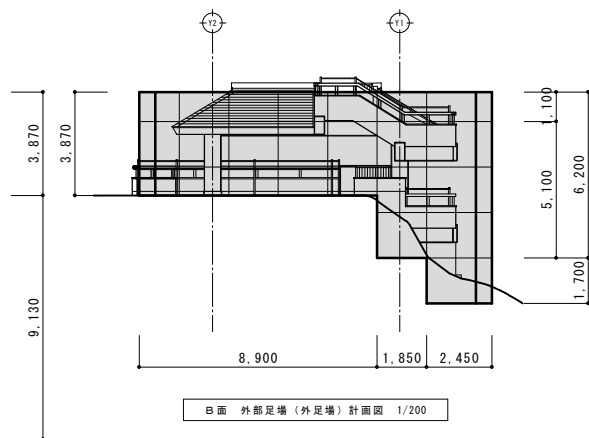
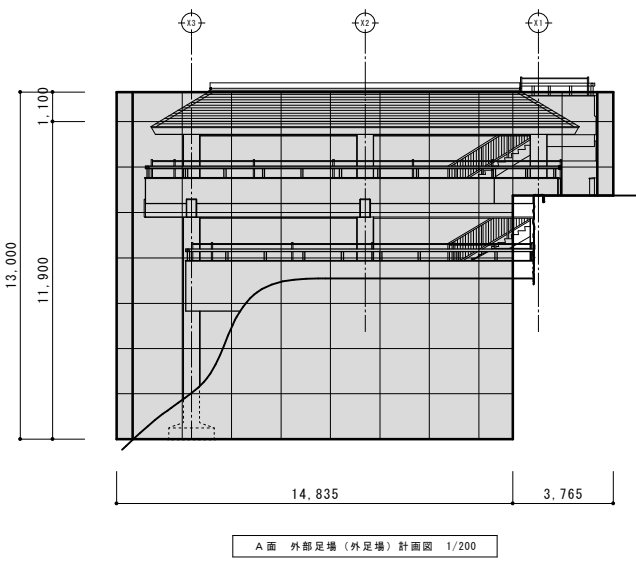
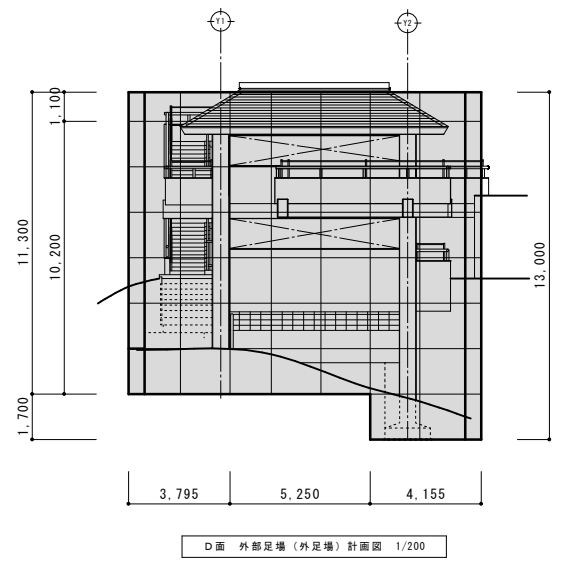
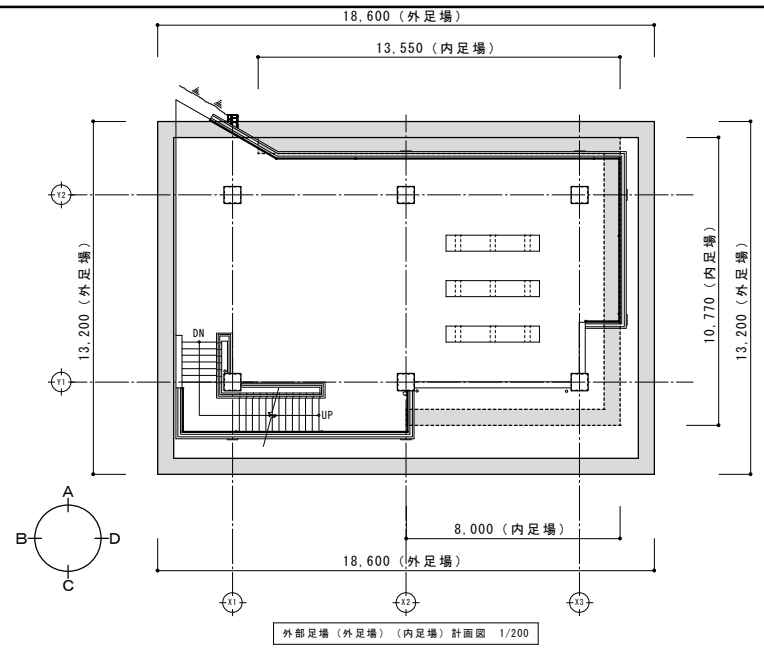
章	項目	特記事項																
9章 耐震改修工事	1. 鉄筋工事 ① 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD345 SD295A</td> <td>D22 D10</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 SD295A	D22 D10	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)															
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 SD295A	D22 D10															
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—															
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																
	② 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎主要構造部の配筋は、コンクリート打ちに先立ち、監督員の検査を受ける。  ◎鉄筋の継手は(重ね継手)、ガス圧接継手、特殊継手)とする。  ◎鉄筋の継手位置は図示による。  ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。  ◎柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。とする。  ◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは( )mmとする。  ◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。  ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。  ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。  ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示する。																
	③ 鉄筋の継手及び定着																	
	④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、改標仕 表8.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。  ◎目地がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。  ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋] ~ [7節-梁貫通孔その他配筋] による。																
	⑤ 帯筋	◎形の種別は構造図による。																
	6. ガス圧接	◎圧接技量資格者は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。  ◎検査は、外観検査及び引張試験、超音波探傷試験)による。  ◎切り取り部分の継手は、(圧接 ・ 重ね継手)とする。																
	7. 機械式継手及び溶接継手	◎継手の種類( )、工法( )  ◎品質の確認方法( )  ◎鉄筋相互のあき( )  ◎不合格となった継手部への措置( )																
	⑧ 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																

章	項目	特記事項
	3. 型枠	
	V. 柱補強工事 ① 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R3営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事	●図面番号 A-04	株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 特記仕様書(4)	●縮尺 —	

章	項目	特記事項														
10章 石工事	① 一般事項	◎石材の割付けは、図示により、割付図を作成し監督員の承認を得ること。 ◎粗面仕上げの場合のみみ込み部分の仕上げは図示による。														
	② 花こう岩類の石張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>等級</th> <th>産地名</th> <th>形状・寸法</th> <th>表面仕上げの種類</th> <th>金物等の種類形状・寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御影石</td> <td>1級</td> <td></td> <td>H150×W620×t20</td> <td>シットナ</td> <td></td> <td>1階柱 巾木</td> </tr> </tbody> </table>	種類	等級	産地名	形状・寸法	表面仕上げの種類	金物等の種類形状・寸法	施工箇所	御影石	1級		H150×W620×t20	シットナ		1階柱 巾木
	種類	等級	産地名	形状・寸法	表面仕上げの種類	金物等の種類形状・寸法	施工箇所									
御影石	1級		H150×W620×t20	シットナ		1階柱 巾木										
③ その他の材料	◎取付け用モルタル															

章	項目	特記事項																																																																				
11章 タイル改修工事	① 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。																																																																				
	② 撤去並びに下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改修仕6.2.2(1)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床タイル</td> <td>改修仕6.2.2(1)(工)</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改修仕6.2.2(2)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	床タイル	改修仕6.2.2(1)(工)	全面・一部(図示)		下地の状況	下地処理方法	備考欄	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃																																																							
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																																																		
床タイル	改修仕6.2.2(1)(工)	全面・一部(図示)																																																																				
下地の状況	下地処理方法	備考欄																																																																				
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃																																																																					
③ タイル張り	◎改修後の床の清掃範囲は図示する。 ◎セメントモルタルによるタイル張り <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の 標準 特注</th> <th rowspan="2">再生材の 適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>滑り</th> <th>無油</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段鼻</td> <td>150×60</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>無</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階床</td> <td>150×150</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>無</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R階床</td> <td>150×150</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>無</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎壁タイル張り工法 ( ) ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを(行う・行わない)。 ◎試験張りを(行う・行わない)。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色	再生材の 標準 特注	再生材の 適用	耐凍害性		備考	I類	II類	III類	滑り	無油	有	無	有	無	段鼻	150×60	○			○	○	○	○			無	○	○		1階床	150×150	○			○	○	○	○			無	○	○		R階床	150×150	○			○	○	○	○			無	○	○	
施工箇所	形状/寸法 (mm)			吸水率による区分			うわぐすり		役物					色	再生材の 標準 特注		再生材の 適用	耐凍害性		備考																																																		
		I類	II類	III類	滑り	無油	有	無	有	無																																																												
段鼻	150×60	○			○	○	○	○			無	○	○																																																									
1階床	150×150	○			○	○	○	○			無	○	○																																																									
R階床	150×150	○			○	○	○	○			無	○	○																																																									



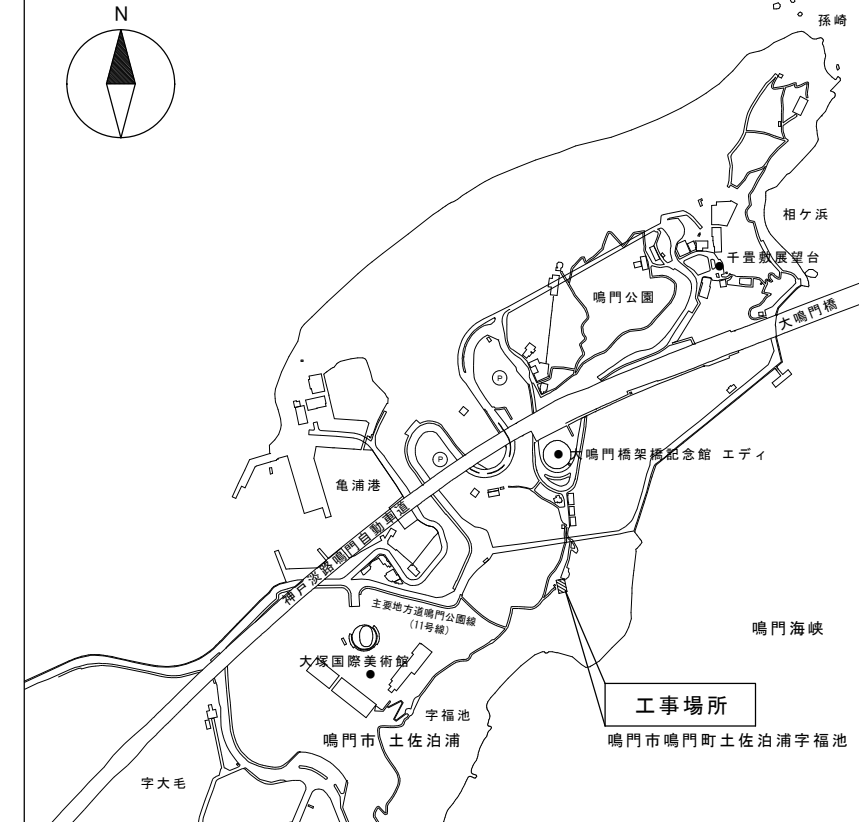
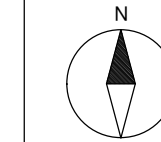
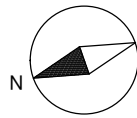
(凡例) [陰影] : 外部足場を示す

徳島県土整備部営繕課
------------

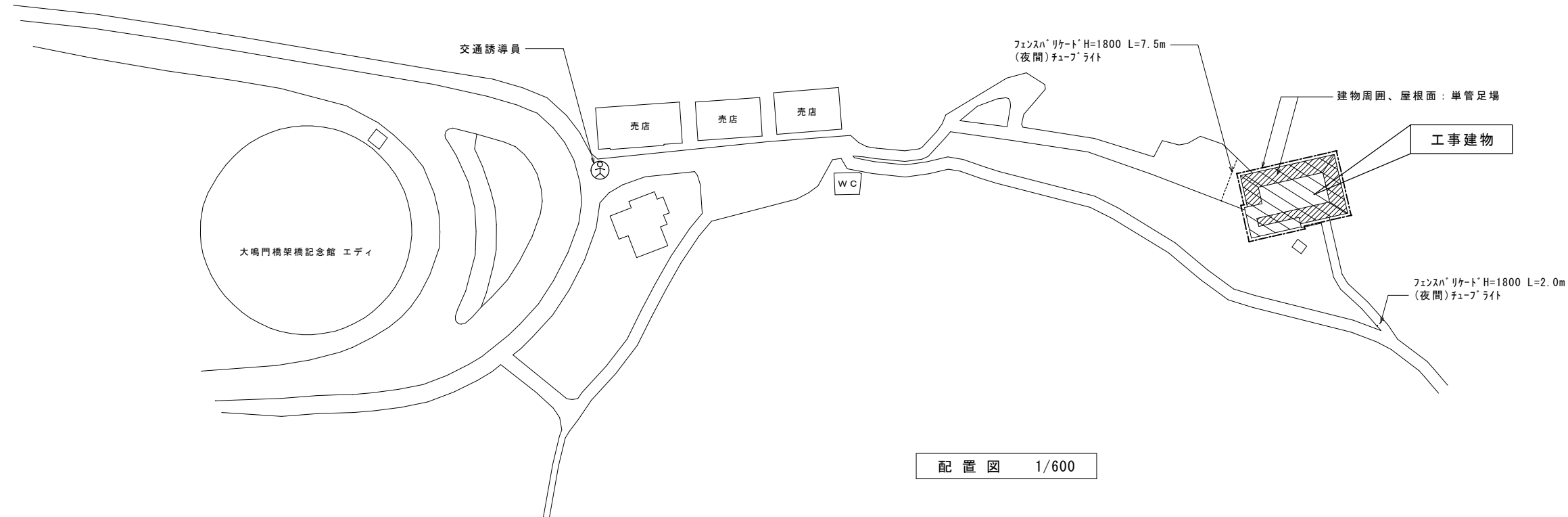
●工事名 R3営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事
●図面名 特記仕様書(5)・外部足場計画図

●図面番号 A-05
●縮尺

株式会社橋建築事務所
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



付近見取図



配置図 1/600

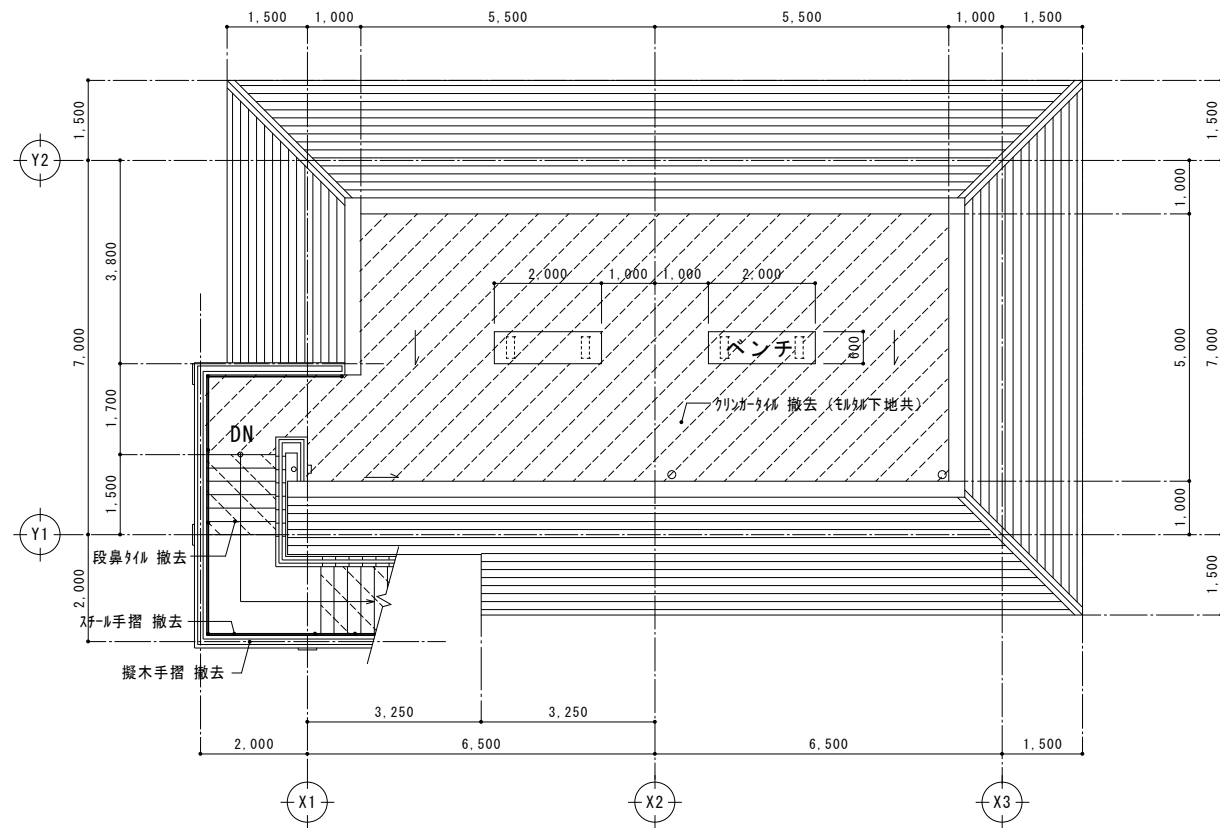
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 配置図 付近見取図	●図面番号 A-06 ●縮尺 1/600	<b>株式会社橋 建築事務所</b> 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------	--	-------------------------	--

■外部仕上表（共通）									
部位		仕上	部位		仕上	部位		仕上	
屋根	改修前	ルーフing オカ'ガ'ス'モルタル=90 シング'ル葺	軒裏	改修前	リソ吹付 撤去	手摺	改修前	擬木手摺：φ100・H=450（手摺子φ80）撤去 階段手摺：φ60・H=1100（手摺子φ13）OP塗 スチール手摺：φ30・H=1300（支柱φ60）撤去	
	改修後	既存のまま		改修後	下地調整の上 外装薄塗材E		改修後	擬木手摺：φ100・H=650（支柱φ100）新設 階段手摺：φ60・H=1100（手摺子φ13）下地調整の上 DP塗替	
外壁	改修前	吹付タイル仕上 撤去 CB：一部撤去	笠木	改修前	モルタル金コテ仕上 AEP塗	その他	改修前	擬木手摺：φ100・H=650（支柱φ100）新設 階段手摺：φ60・H=1100（手摺子φ13）下地調整の上 DP塗替	
	改修後	下地調整の上 防水形複層塗材E 自然石貼：水洗い		改修後	下地調整の上 防水形複層塗材E 天端 トッ'コ'トのみ R階笠木：ウレタン塗膜防水(X-2)		改修後		
柱型	改修前	吹付タイル仕上 撤去	ドレイン	改修前	ルーフ'レインφ100	その他	改修前	ハン'ジ：既存のまま	
	改修後	下地調整の上 防水形複層塗材E		改修後	既存ド'レイン清掃		改修後		
梁型	改修前	吹付タイル仕上 撤去	樋	改修前	VP'ア-φ100・φ60 R階：水抜きハ'イ'撤去	その他	改修前	ハン'ジ：既存のまま	
	改修後	下地調整の上 防水形複層塗材E		改修後	既存のまま R階：VPφ30 DP塗り 新設		改修後		

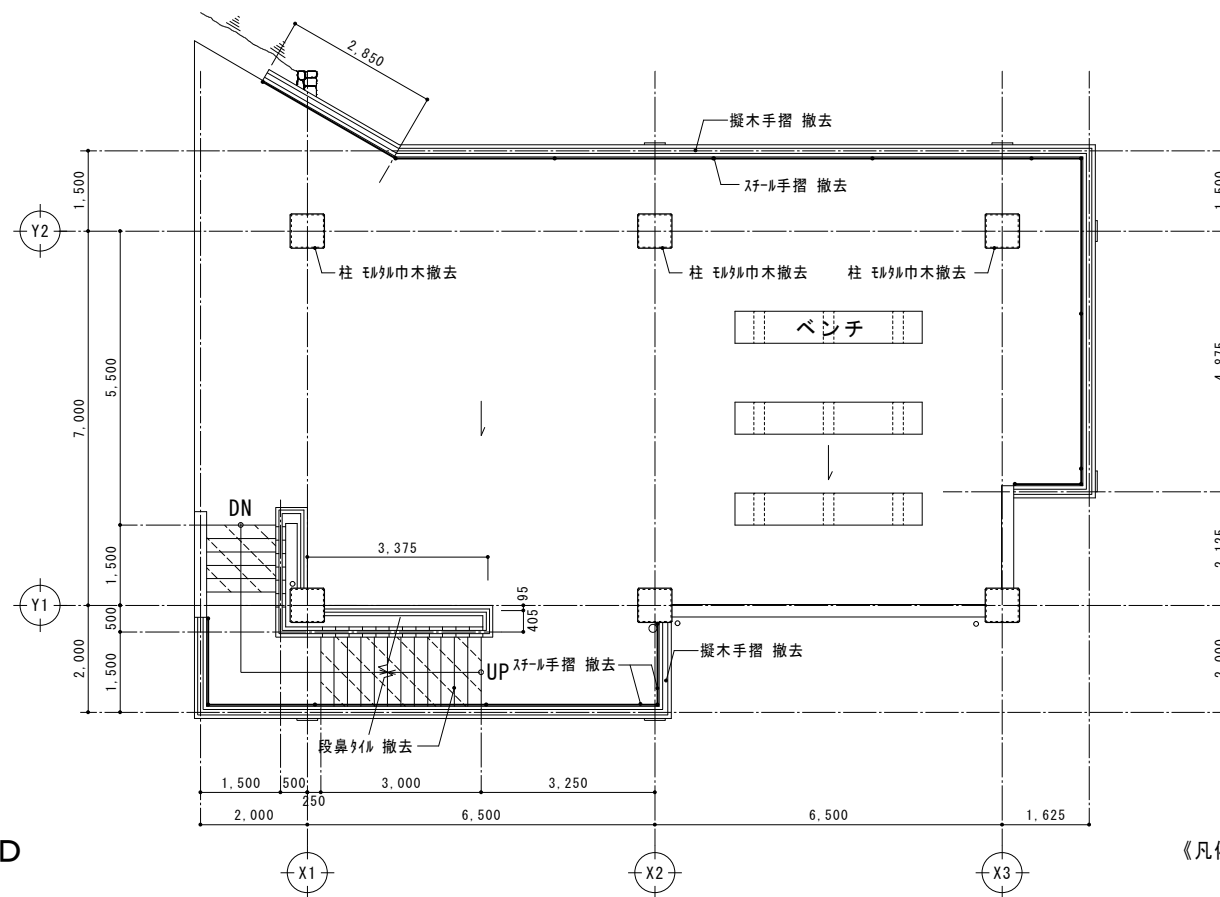
■外部仕上表（階別）																
階	部位		FL (基準FL+)		床		巾木	腰壁		壁		天井		CH	廻縁	備考
			下地	仕上	下地	仕上		下地	仕上	下地	仕上					
B 1	地階	改修前	0	RC	ク'リ'ン'カ-タイル 撤去（モルタル下地共）	RC打放し H=150	RC	モルタル磨き EP塗り	RC	自然石貼（撫養石）	RC	リソ吹付 撤去	2800	-		
		改修後	0	RC	モルタル下地の上 磁器質150角タイル 新設	高圧水洗浄	RC	下地調整の上 防水形複層塗材E	RC	高圧水洗浄	RC	下地調整の上 外装薄塗材E	2800	-		
1	1階	改修前	3100	RC	ア'ス'ファ'ルト防水 自然石貼（撫養石）	モルタル金コテ仕上 H=150	RC	モルタル磨き EP塗り	-	-	RC	リソ吹付 撤去	2800	-		柱巾木：モルタル金コテ仕上 H=150 撤去
		改修後	3100	RC	高圧水洗浄	高圧水洗浄	RC	下地調整の上 防水形複層塗材E	-	-	RC	下地調整の上 外装薄塗材E	2800	-		柱巾木：御影石貼 H=150 新設
R	R階	改修前	6200	RC	ア'ス'ファ'ルト防水 ク'リ'ン'カ-タイル 撤去（モルタル下地共）	モルタル金コテ仕上 H=150	RC	吹付タイル仕上 撤去	-	-	-	-	-	-		
		改修後	6200	RC	モルタル下地の上 磁器質150角タイル 新設	ウレタン塗膜防水(X-2)	RC	ウレタン塗膜防水(X-2)	-	-	-	-	-	-		
-	階段	改修前	-	RC	モルタル金コテ仕上 段鼻タイル 撤去	モルタル金コテ仕上 H=150	RC	吹付タイル仕上 撤去	-	-	RC	リソ吹付 撤去	-	-		
		改修後	-	RC	高圧水洗浄 段鼻タイル 新設	高圧水洗浄	RC	下地調整の上 防水形複層塗材E	-	-	RC	下地調整の上 外装薄塗材E	-	-		
特記事項																

■凡例																	
仕上略号	名 称		仕上略号	名 称		仕上略号	名 称		仕上略号	名 称		下地記号	名 称				
GB-R	石膏板'-'ト'		EP	合成樹脂エマルジョン'-'イント		DP	耐候性塗料					RC	鉄筋コンクリート下地				
GB-S	シ-ジ'-'ン'タ'石膏板'-'ト'		OP	オイル'-'イント								M	モルタル下地				
GB-NC	不燃積層石膏板'-'ト'（化粧無：下地張り用）		AEP	アクリル系エマルシ-ョン'-'イント								S	鉄骨下地				
GB-NC(T)	不燃積層石膏板'-'ト'（化粧有：トラバ-チン）		VP	溶剤型塩化ビ-ニ-ル樹脂塗料								W	木製下地				
GB-NC(W)	不燃積層石膏板'-'ト'（化粧有：杉板目）		OSW	オイルステイン'-'ワックス								LGS	軽量鉄骨下地				
										徳島県土整備部営繕課		●工事名 R3営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事		●図面番号 A-07		株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明	
												●図面名 仕上表		●縮尺 -			

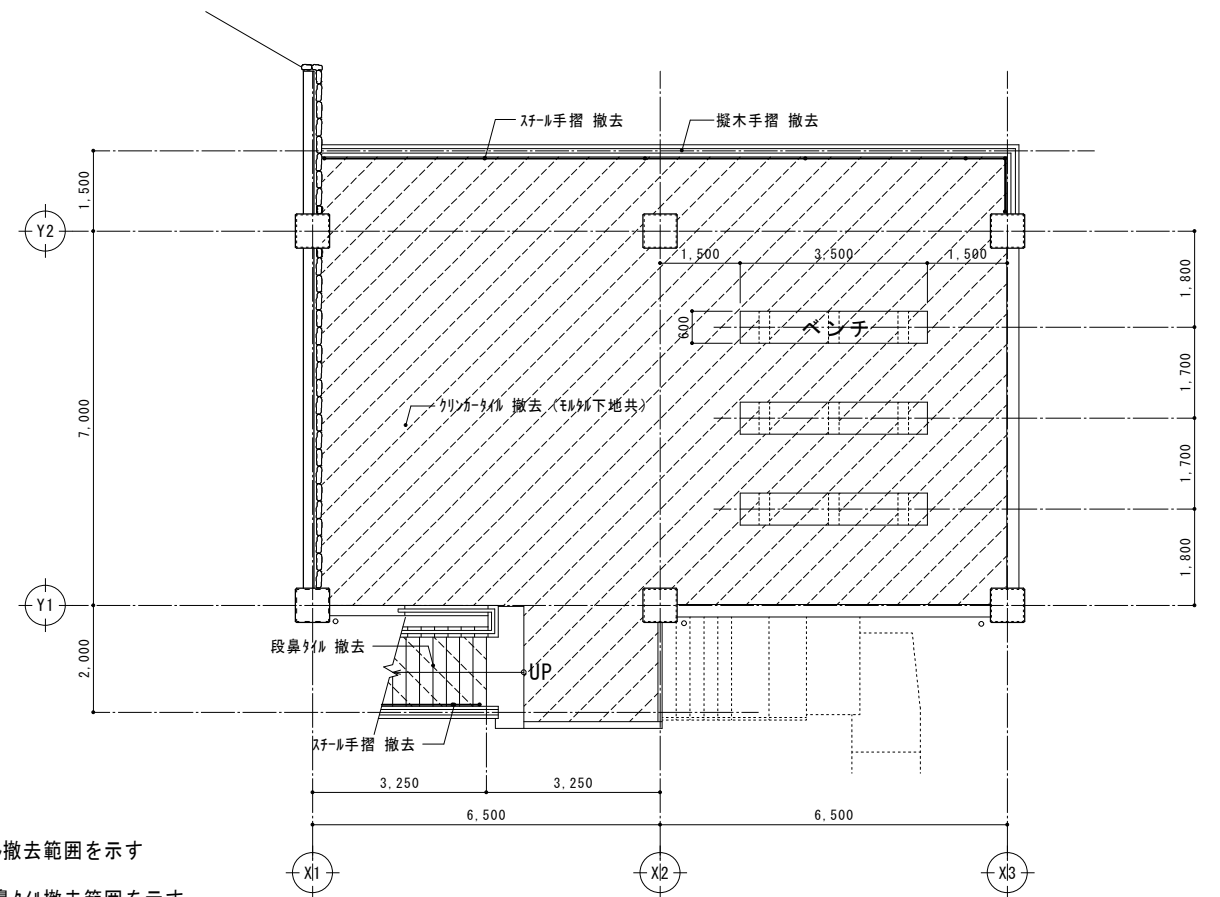




(改修前) R階 平面図 1/100

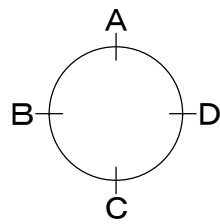


(改修前) 1階 平面図 1/100

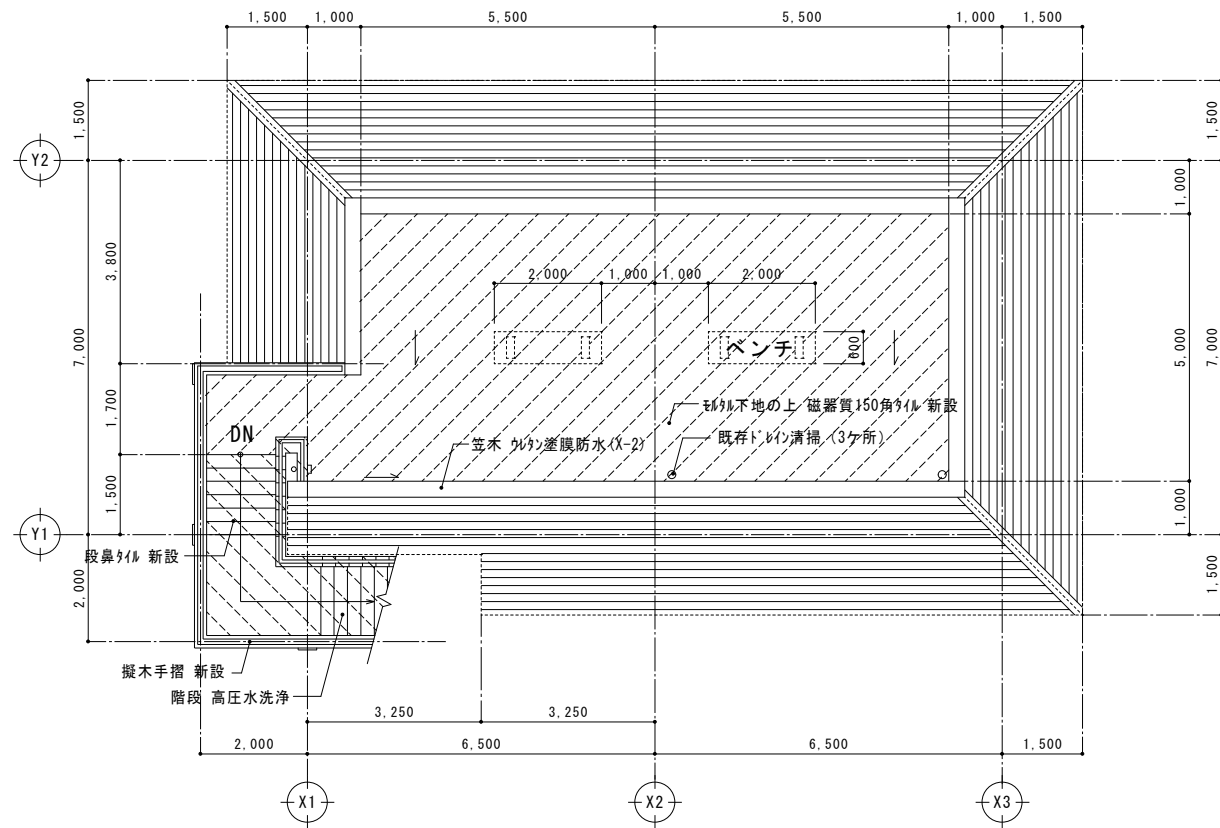


(改修前) 地階 平面図 1/100

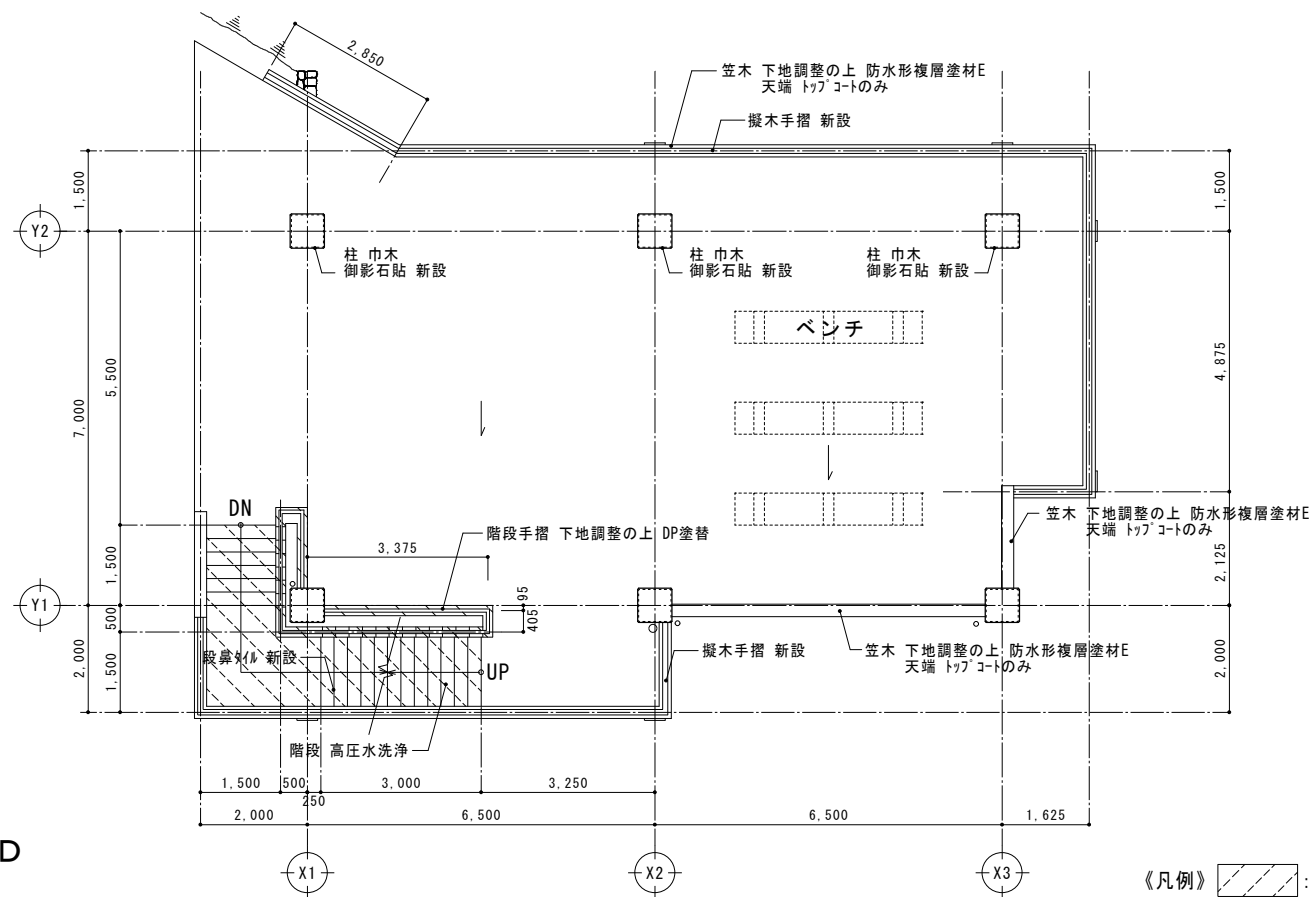
【凡例】 : タイル撤去範囲を示す  
 : 段鼻タイル撤去範囲を示す



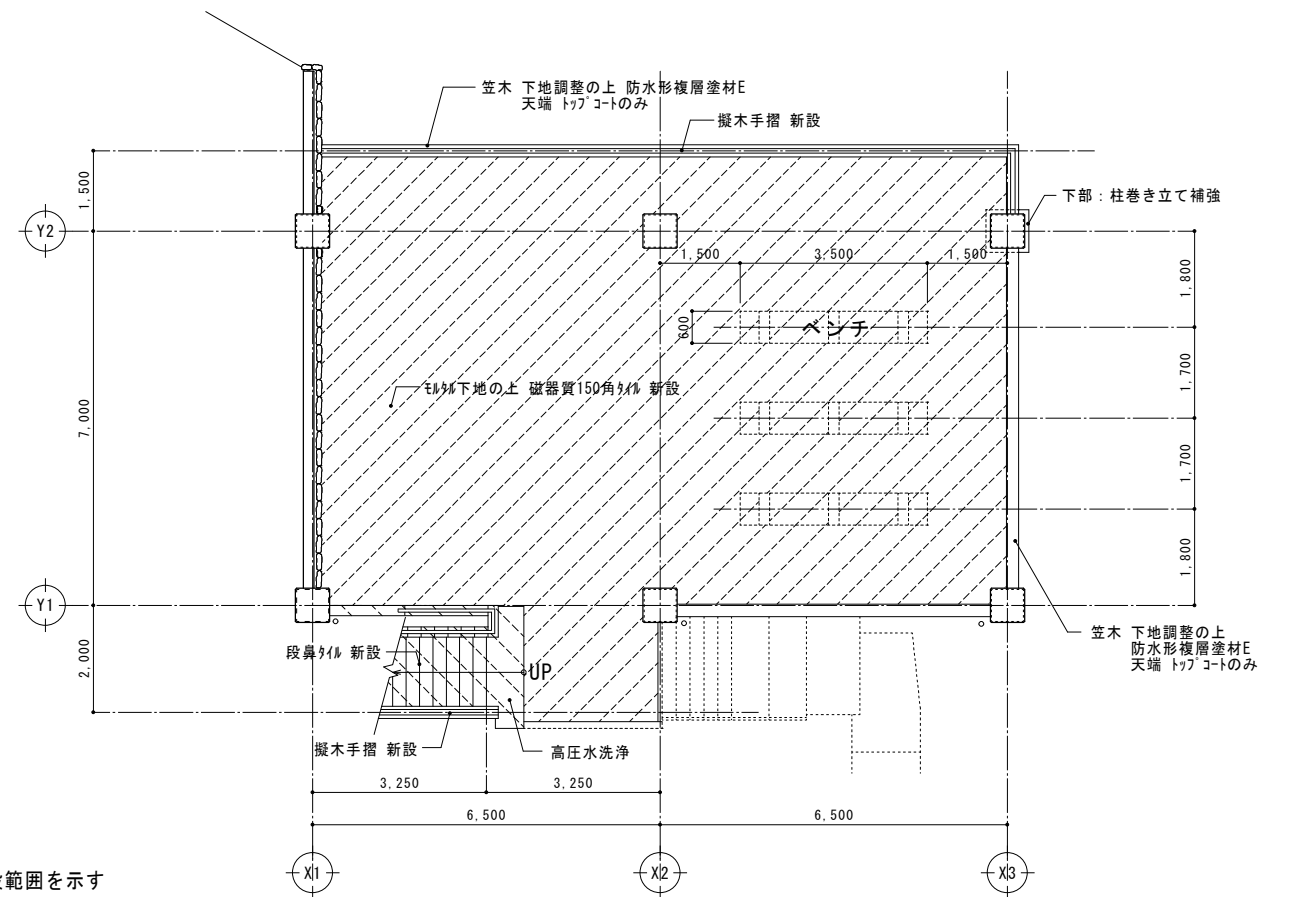
	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修前) 平面図	●図面番号 A-08 ●縮尺 1/100	株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
--	------------	---	-------------------------	---



(改修後) R階 平面図 1/100

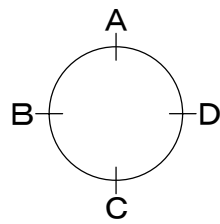


(改修後) 1階 平面図 1/100

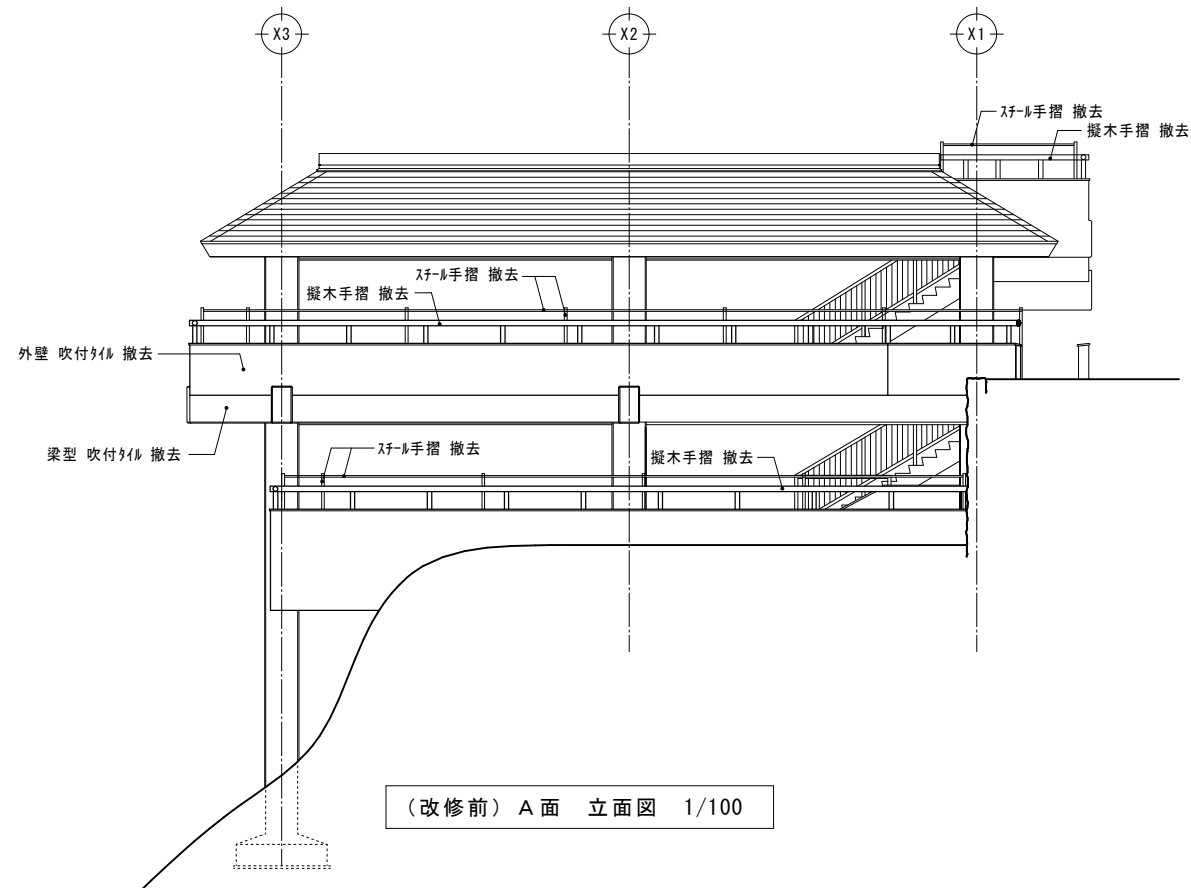


(改修後) 地階 平面図 1/100

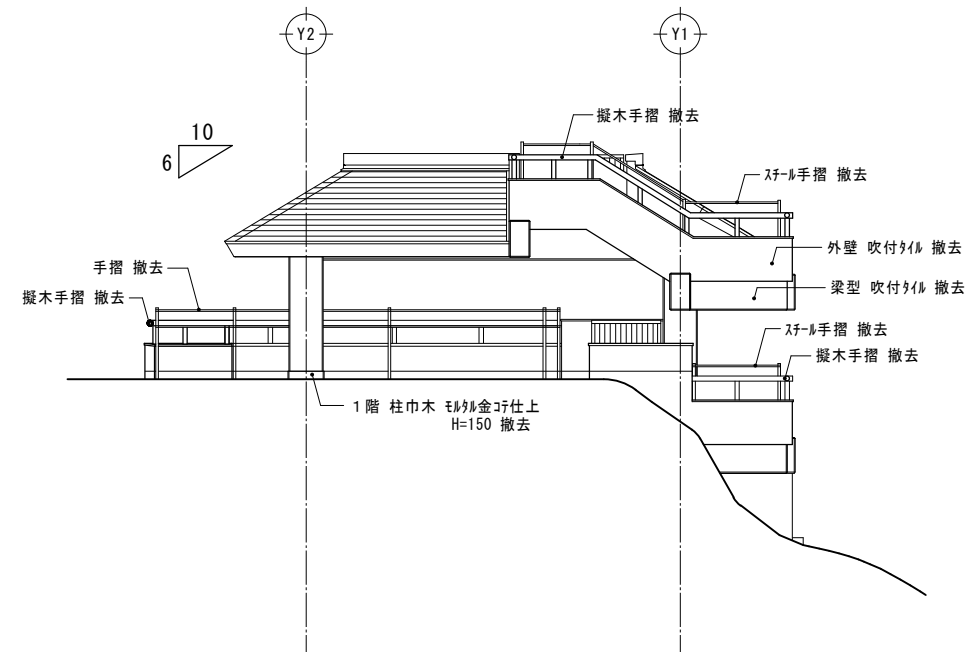
《凡例》  
 : タイル新設範囲を示す  
 : 高圧水洗浄、段鼻タイル新設範囲を示す



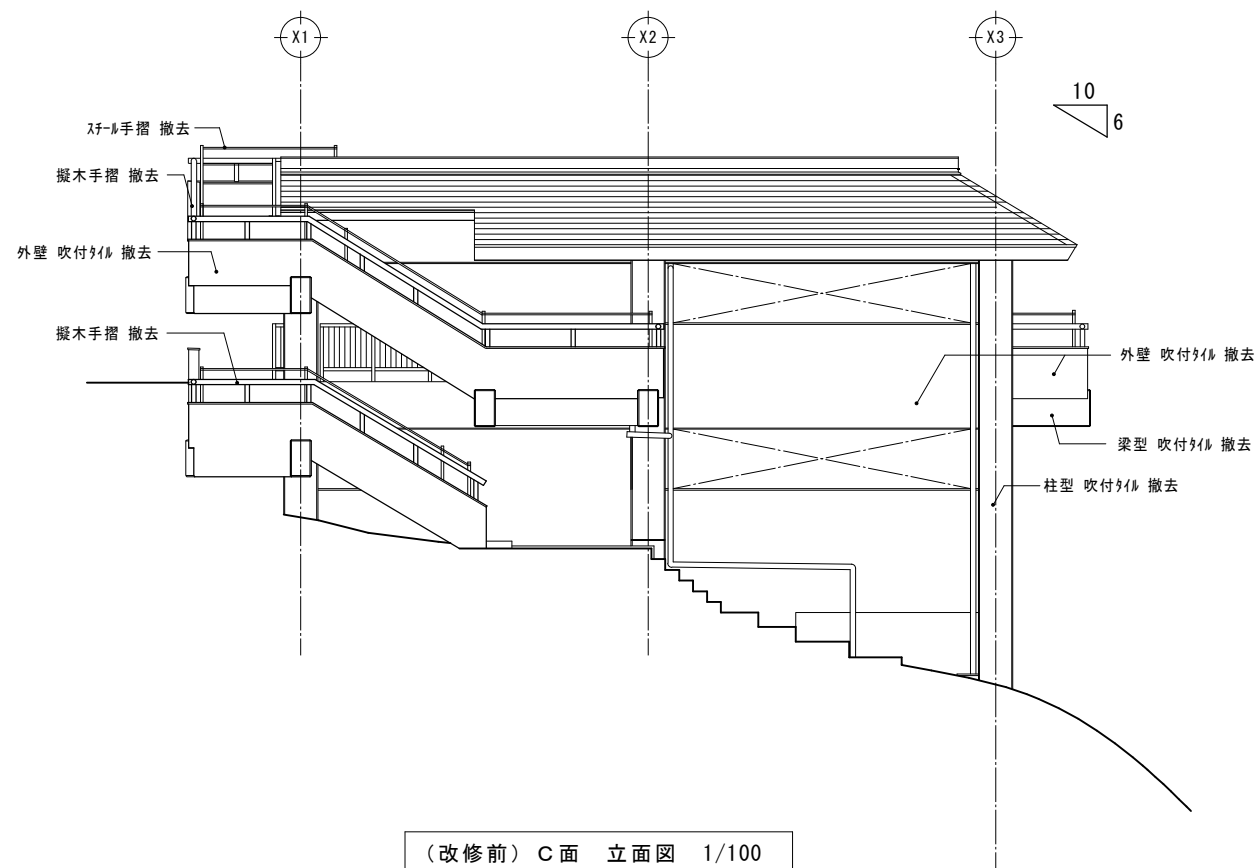
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修後) 平面図	●図面番号 A-09 ●縮尺 1/100	株式会社橋 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------	---	-------------------------	---



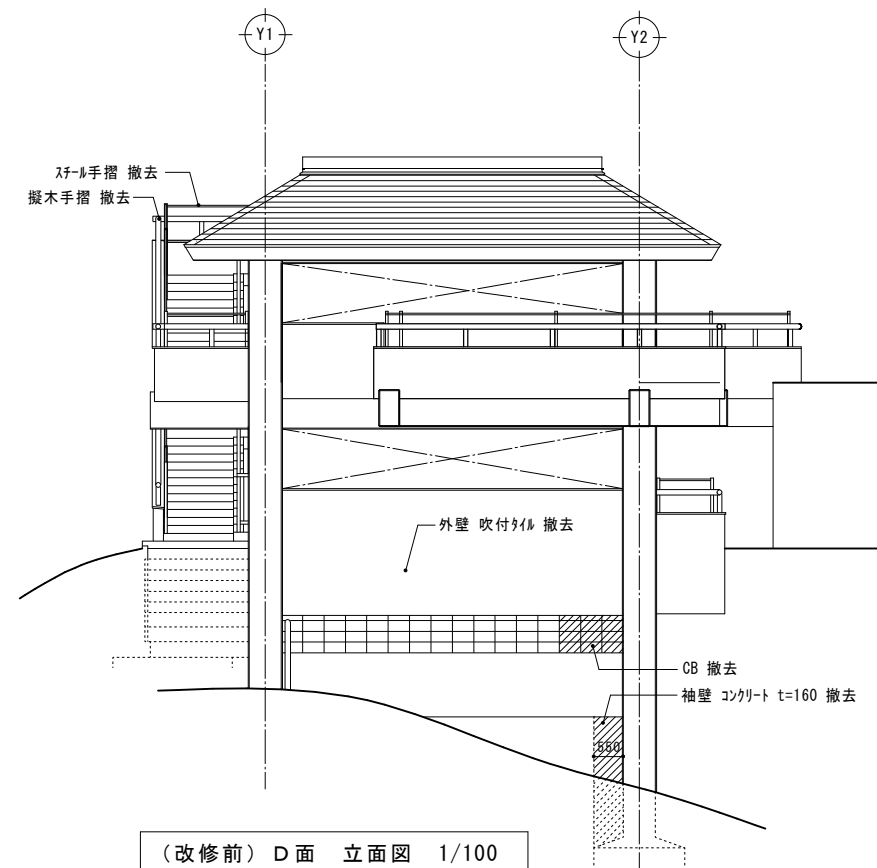
(改修前) A面 立面図 1/100



(改修前) B面 立面図 1/100

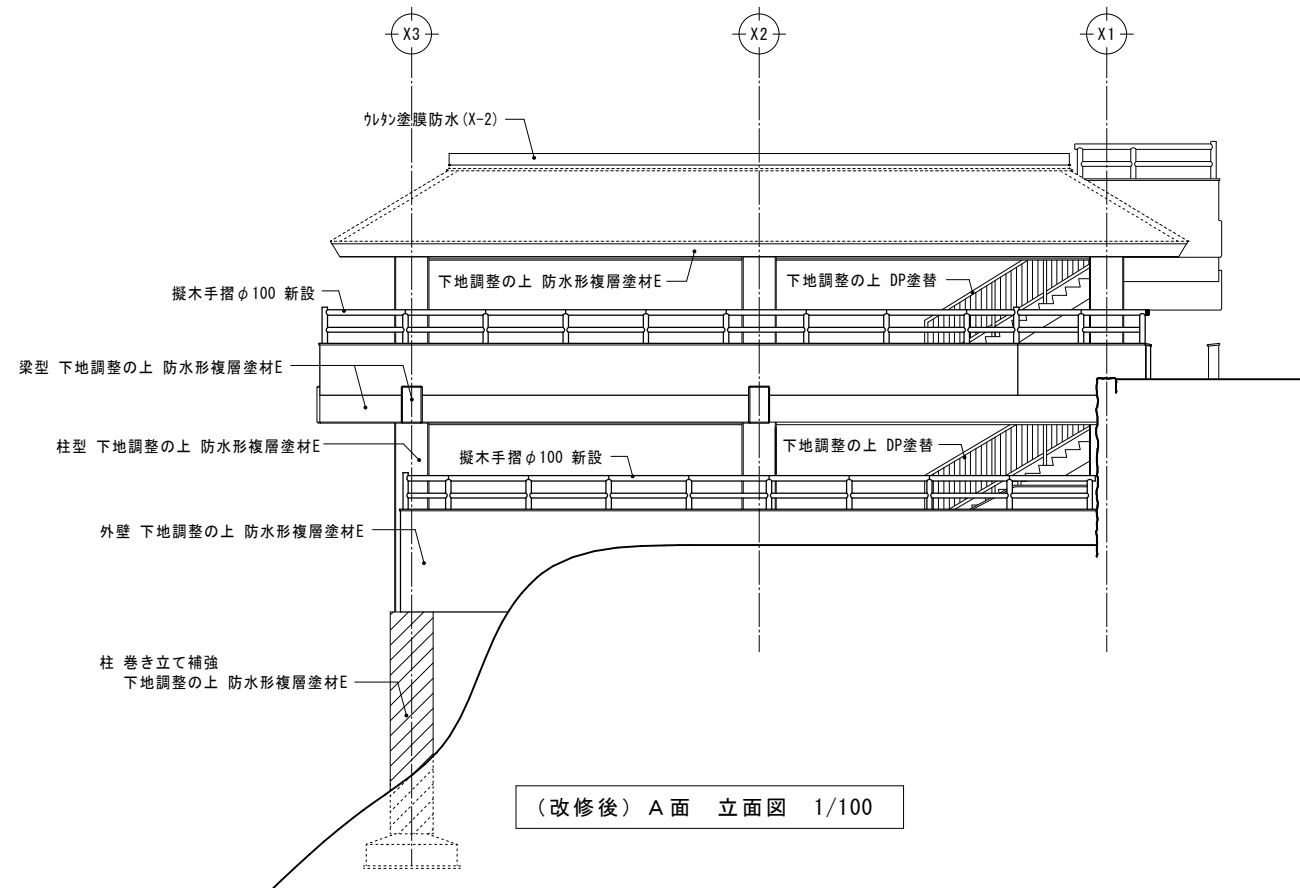


(改修前) C面 立面図 1/100

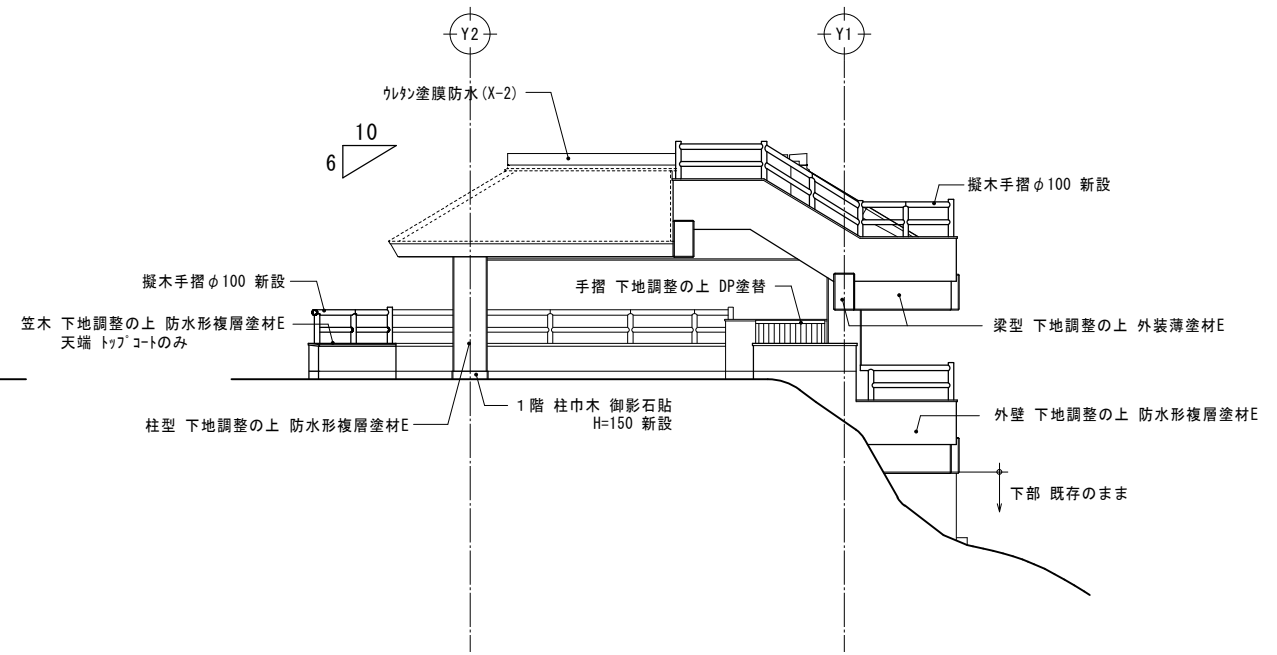


(改修前) D面 立面図 1/100

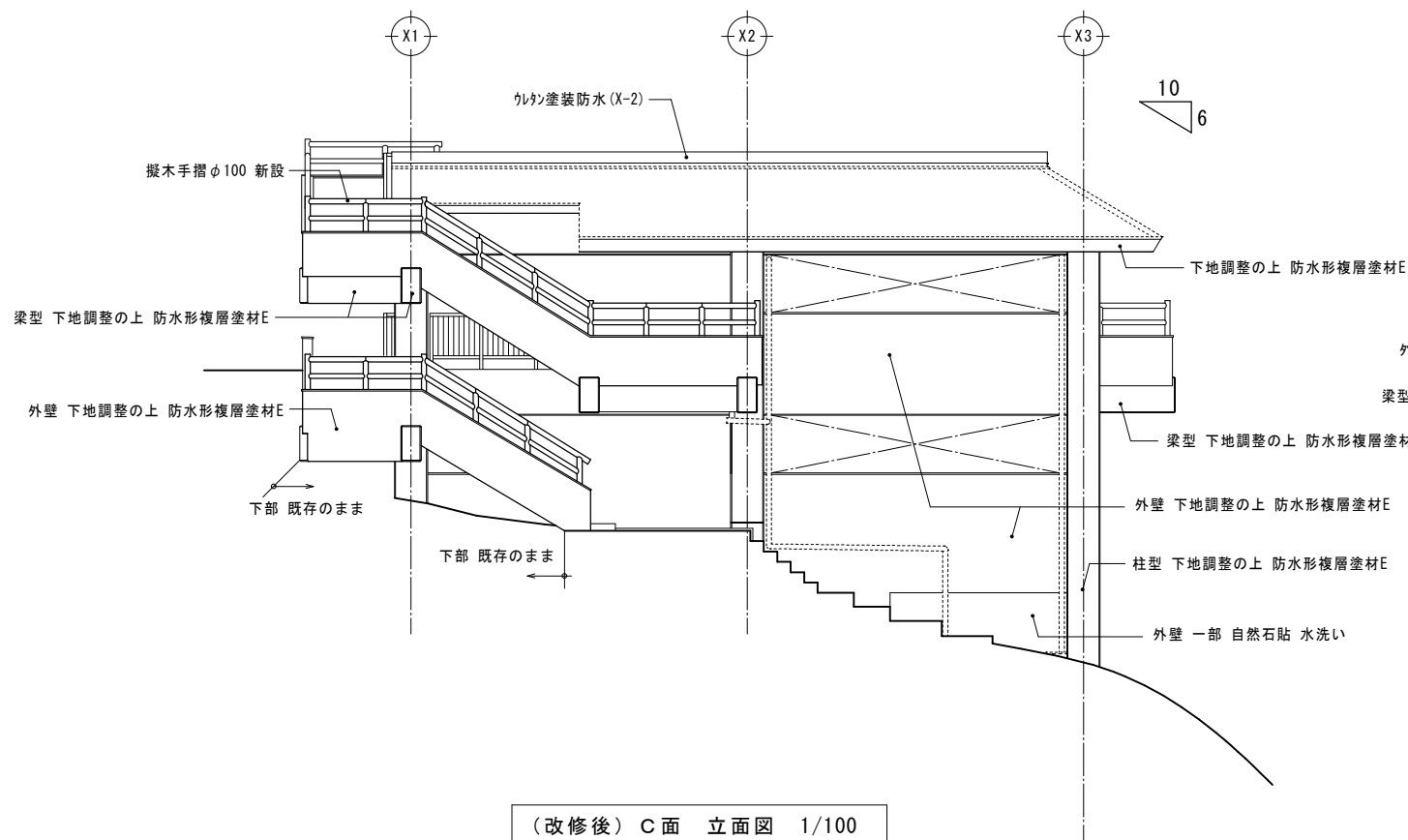
<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事</p>	<p>●図面番号 A-10</p>	<p>株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>
	<p>●図面名 (改修前) 立面図</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	



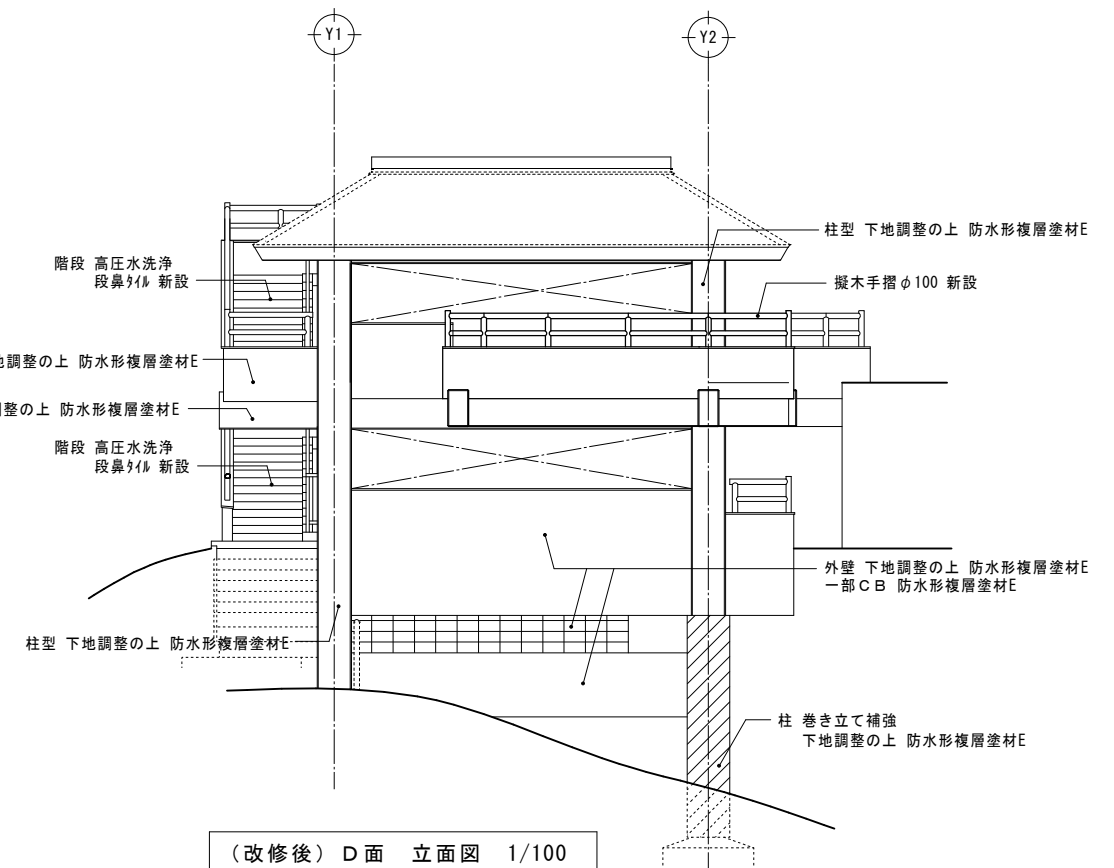
(改修後) A面 立面図 1/100



(改修後) B面 立面図 1/100

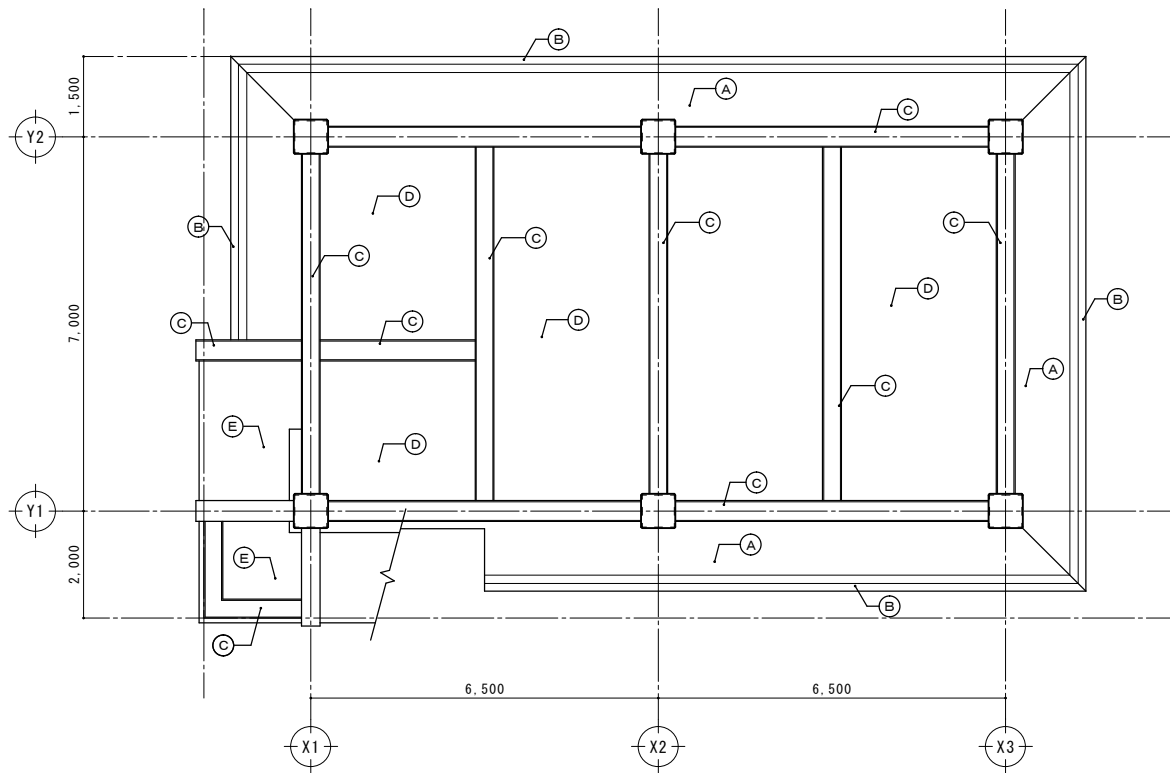


(改修後) C面 立面図 1/100



(改修後) D面 立面図 1/100

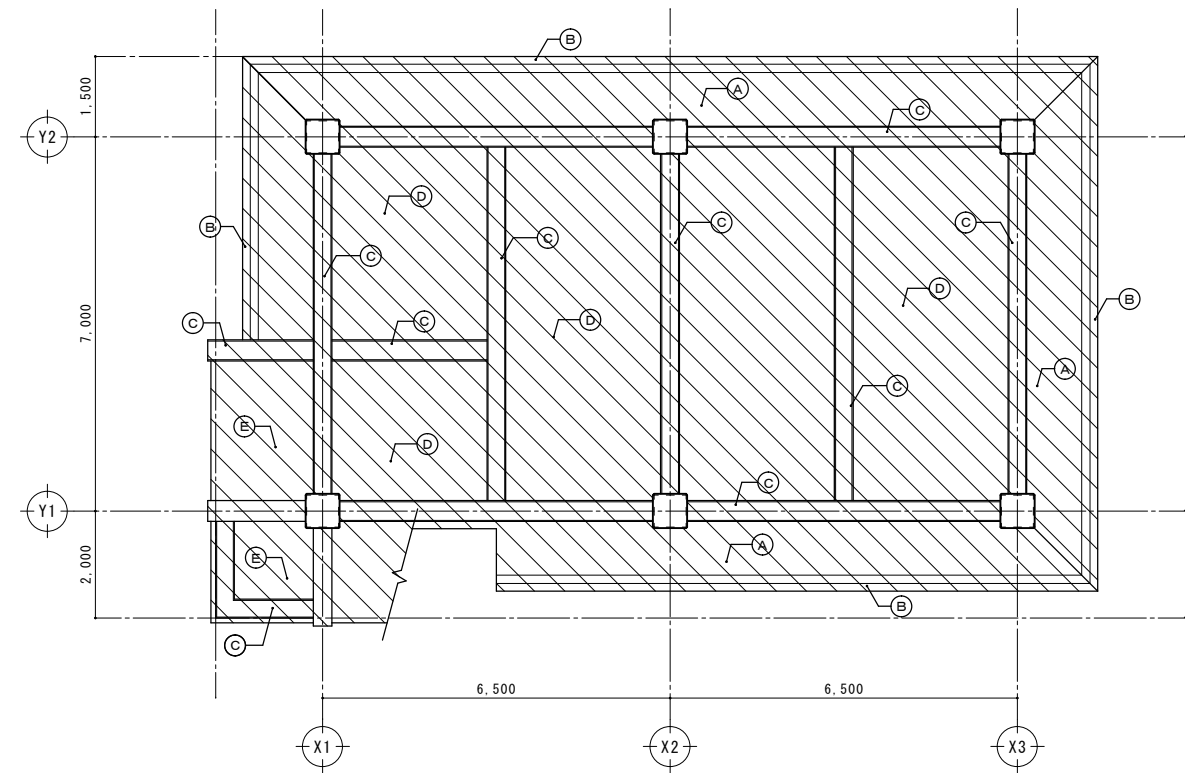
徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修後) 立面図	●図面番号 A-11 ●縮尺 1/100	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
-------------	---	-------------------------	--



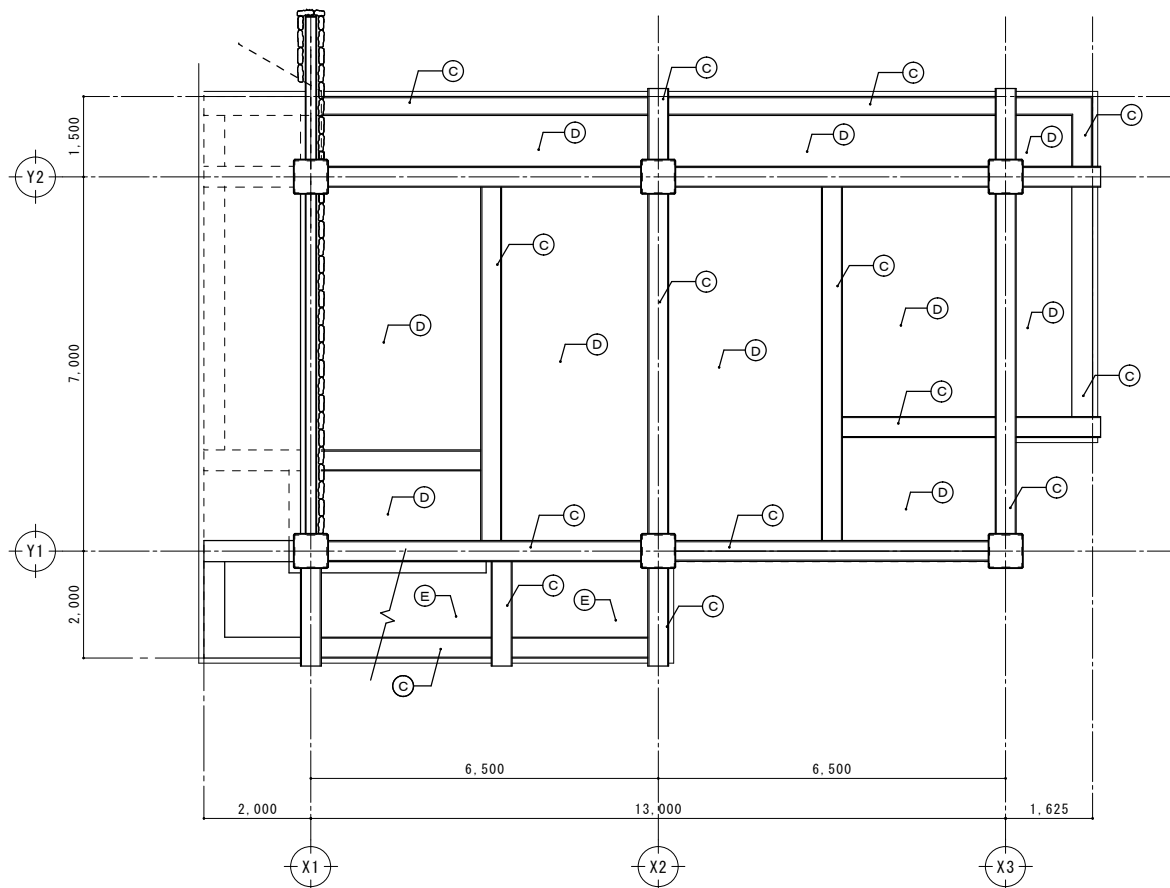
(改修前) 1階 天井伏図 1/100

仕上改修リスト

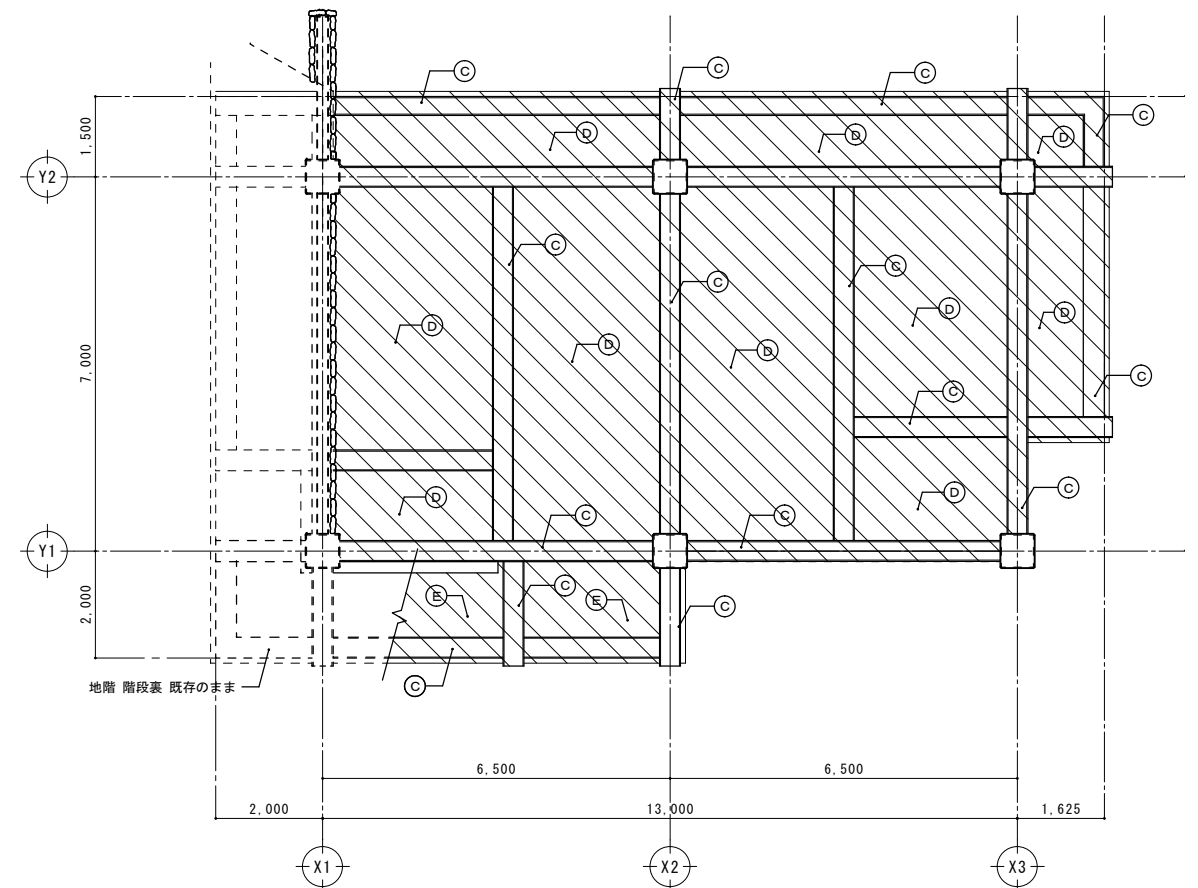
記号	部位	仕上
A	軒裏	改修前 リン吹付 撤去
		改修後 下地調整の上 外装薄塗材E
B	軒先	改修前 吹付け仕上 撤去
		改修後 下地調整の上 防水形複層塗材E
C	梁型	改修前 吹付け仕上 撤去
		改修後 下地調整の上 防水形複層塗材E
D	天井	改修前 リン吹付 撤去
		改修後 下地調整の上 外装薄塗材E
E	階段裏	改修前 リン吹付 撤去
		改修後 下地調整の上 外装薄塗材E
		地階: 既存のまま



(改修後) 1階 天井伏図 1/100

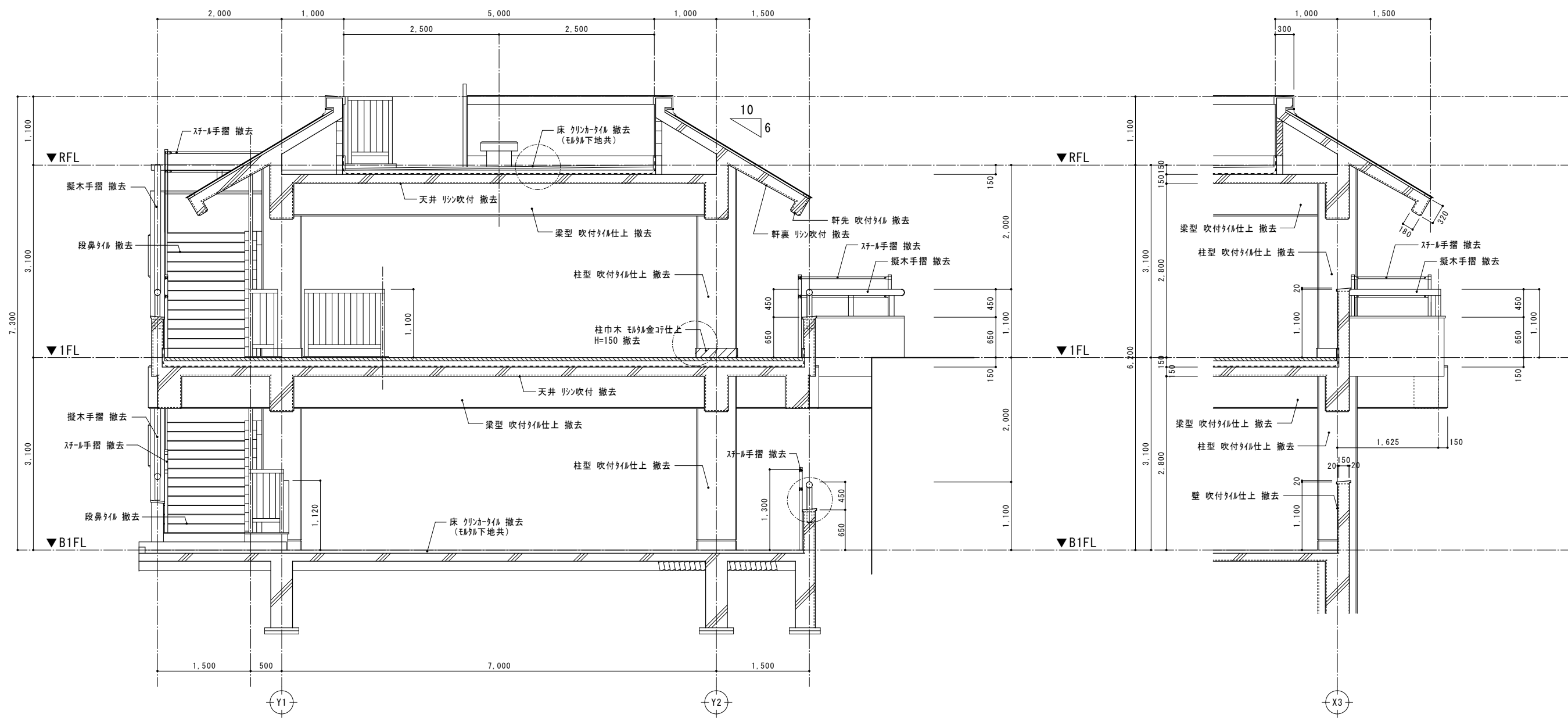


(改修前) 地階 天井伏図 1/100



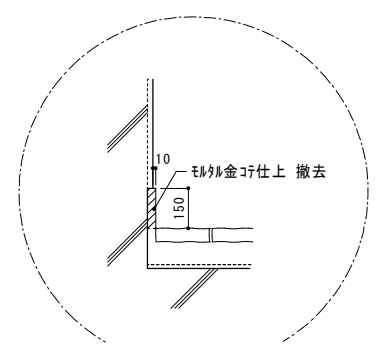
(改修後) 地階 天井伏図 1/100

《凡例》 : 塗装改修範囲を示す

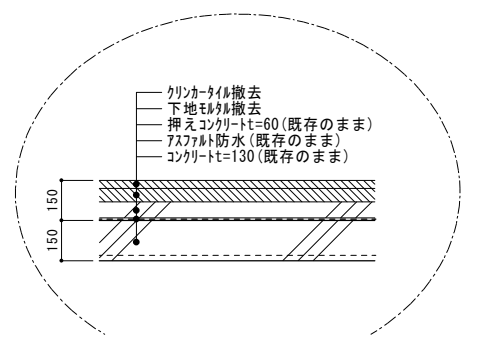


(改修前) 矩計詳細図 1/50

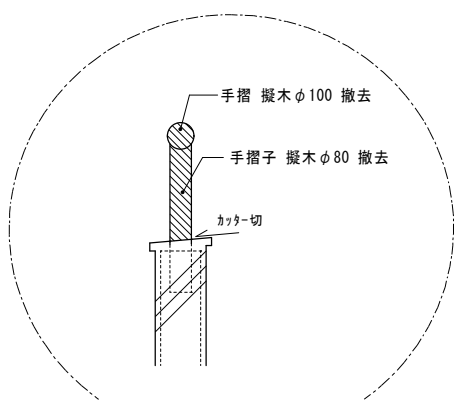
(改修前) X3通り 矩計詳細図 1/50



1階 柱巾木部 詳細図 1/20

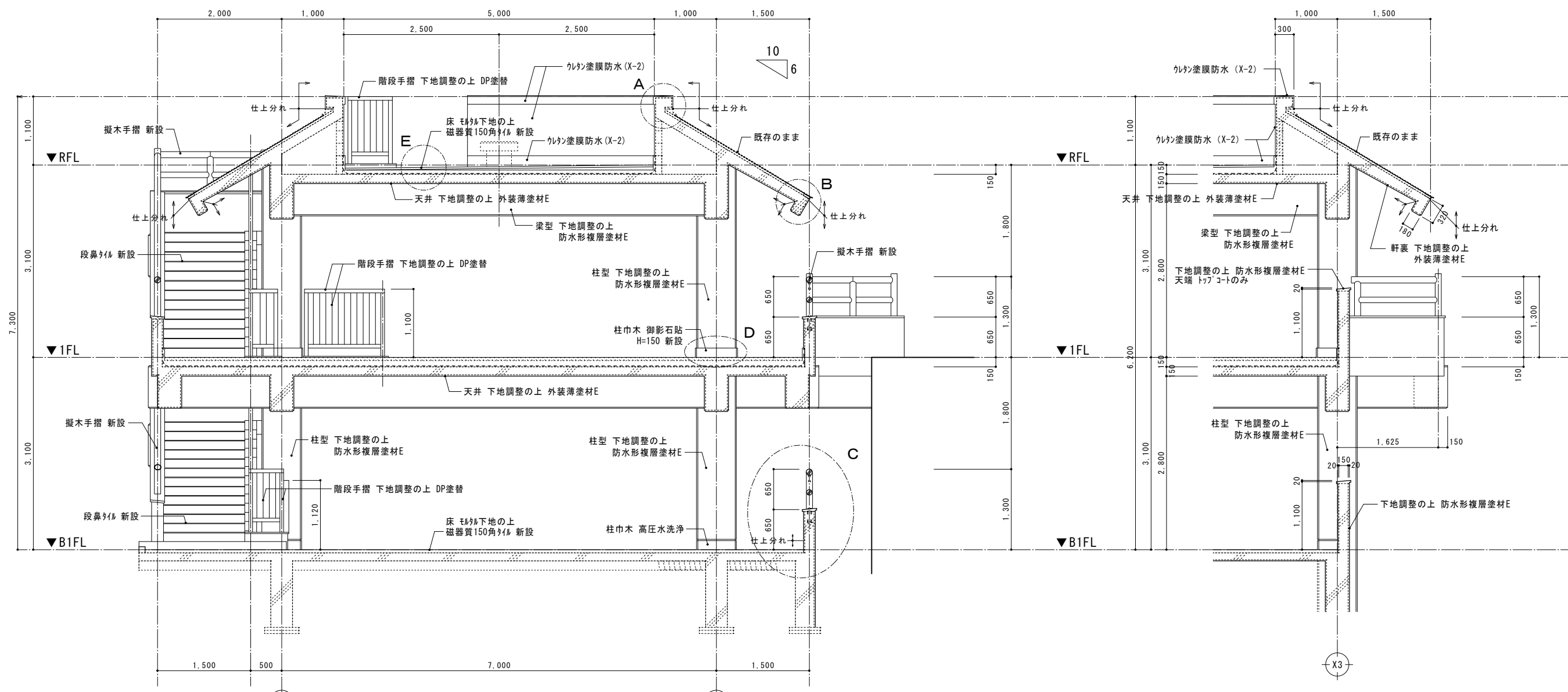


R階 床 詳細図 1/20



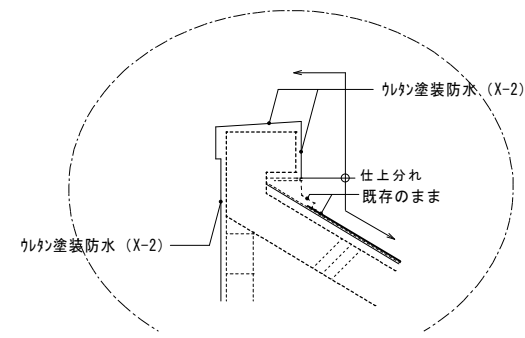
擬木手摺部 詳細図 1/20

徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修前) 矩計詳細図	●図面番号 A-13 ●縮尺 1/50 1/20	<b>株式会社橋 建築事務所</b> 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
-------------	--	-----------------------------	--

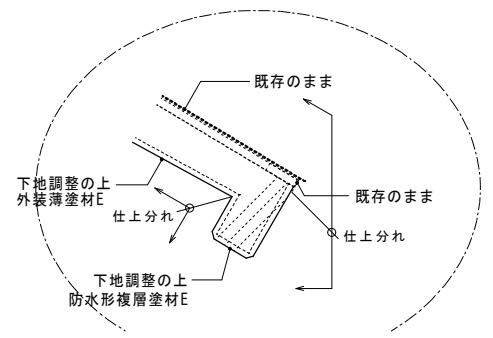


(改修後) 矩計詳細図 1//50

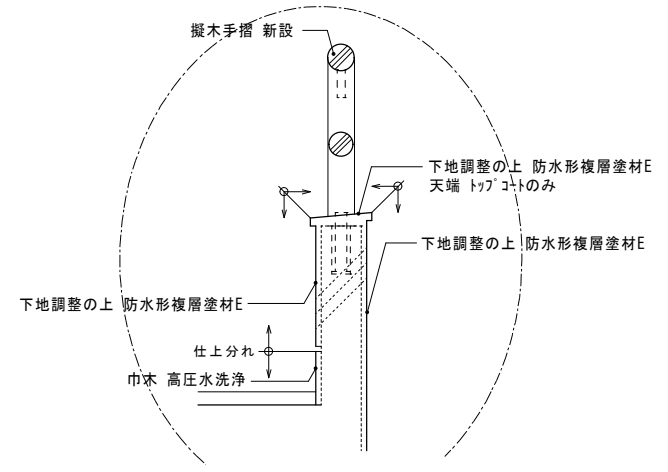
(改修後) X3通り 矩計詳細図 1//50



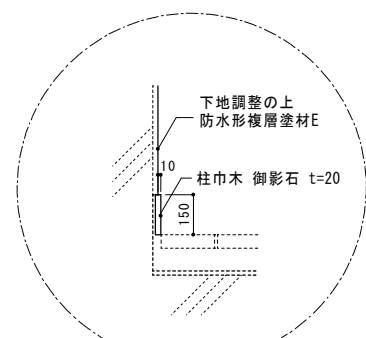
A部 詳細図 1/20



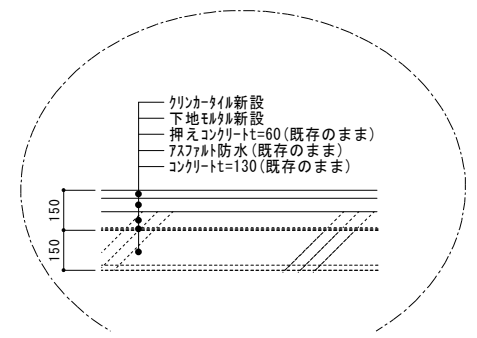
B部 詳細図 1/20



C部 詳細図 1/20

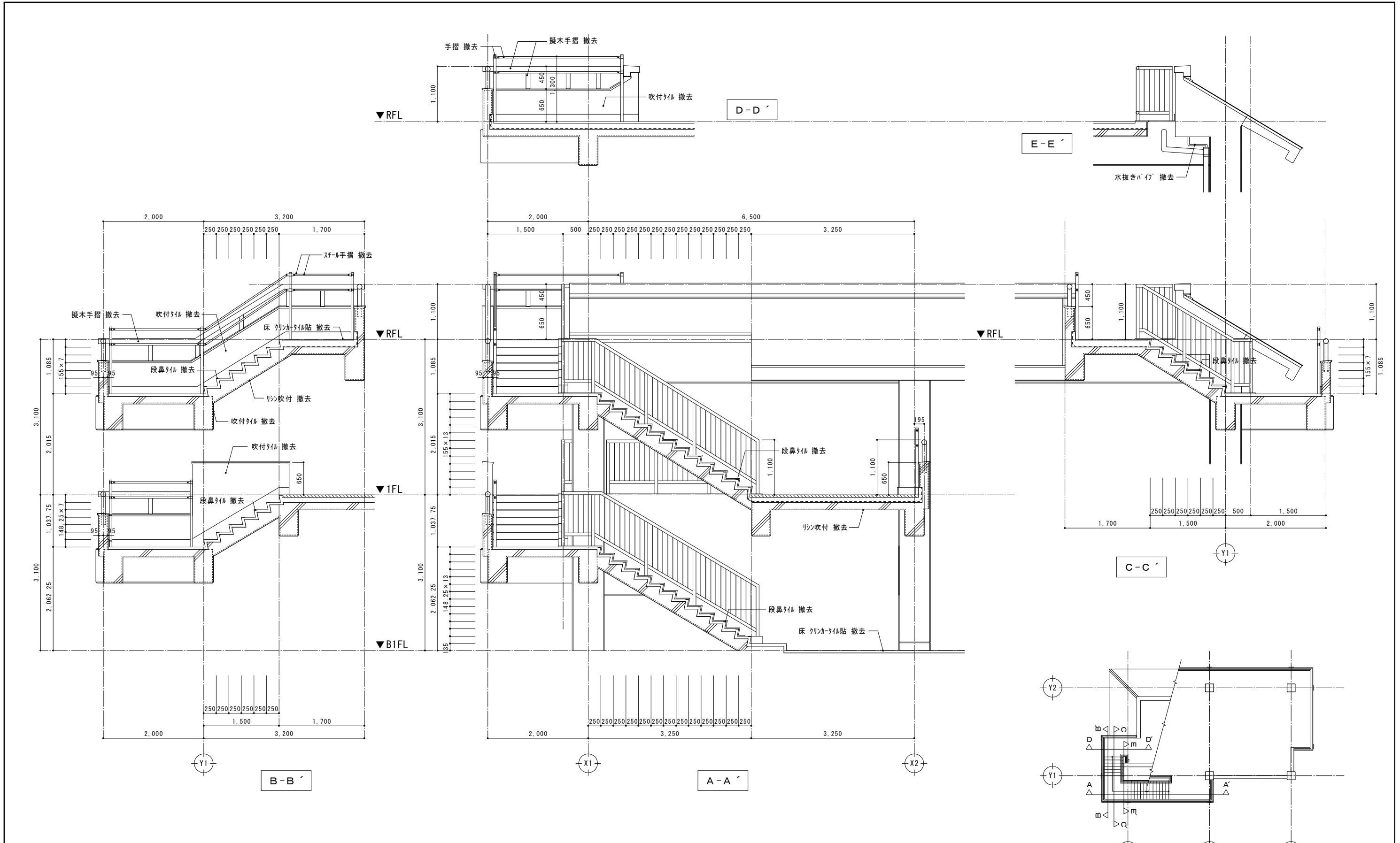


D部 詳細図 1/20



E部 詳細図 1/20

徳島県土整備部宮崎課	●工事名 R3宮崎 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修後) 矩計詳細図	●図面番号 A-14 ●縮尺 1/50 1/20	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------	--	-----------------------------	--

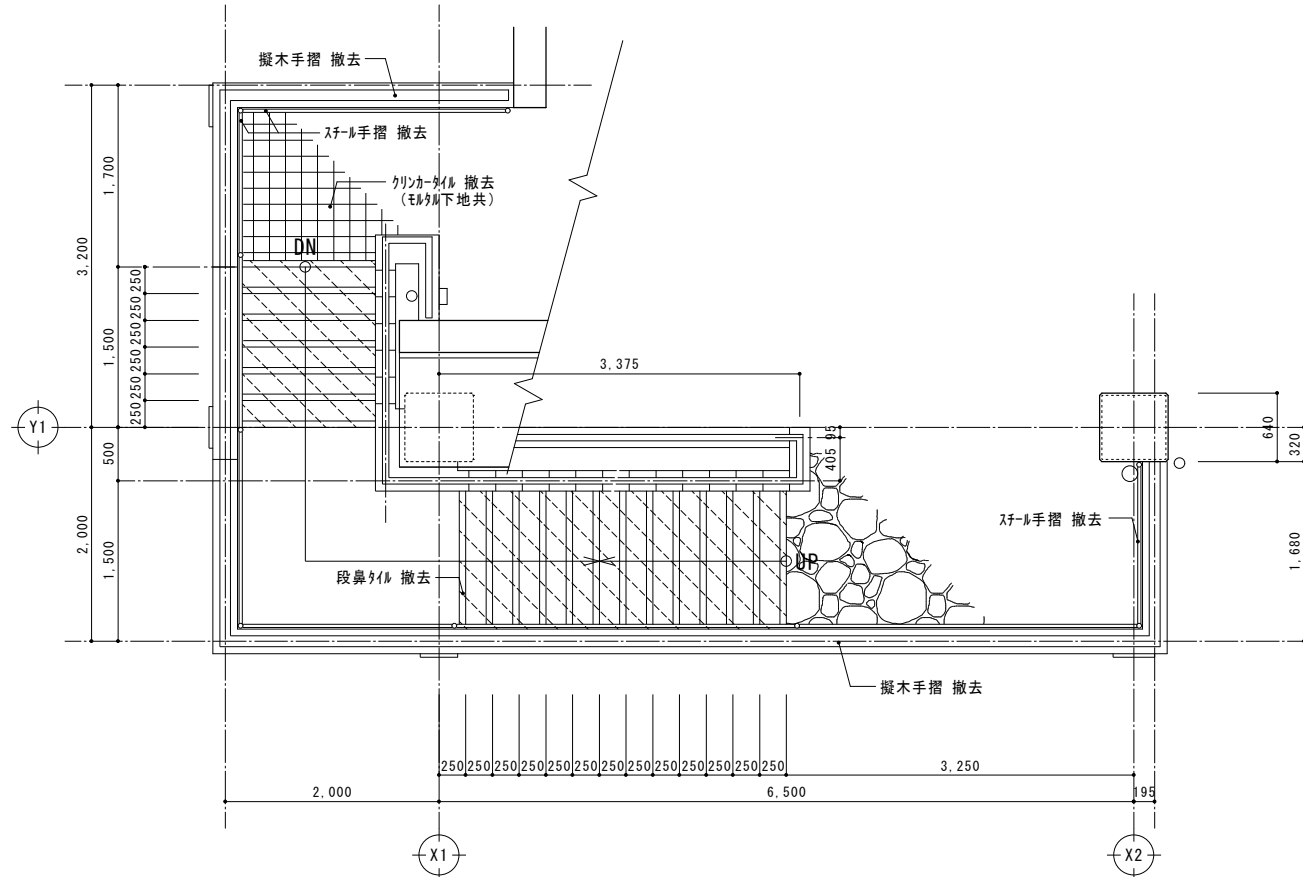


(改修前) 階段断面詳細図 1//50

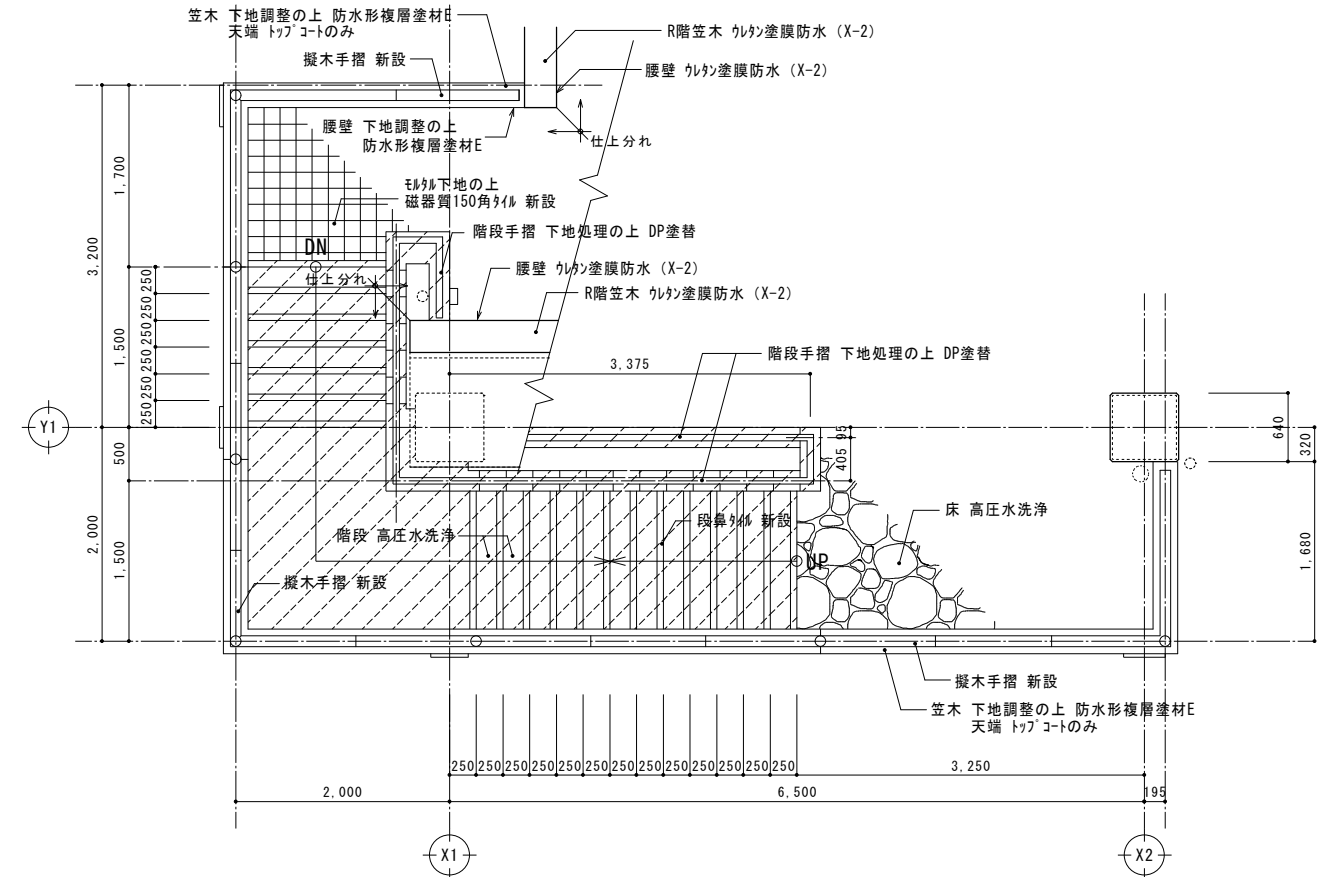
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修前) 階段断面詳細図	●図面番号 A-15 ●縮尺 1/50	<b>株式会社橋 建築事務所</b> 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------	--	------------------------	--



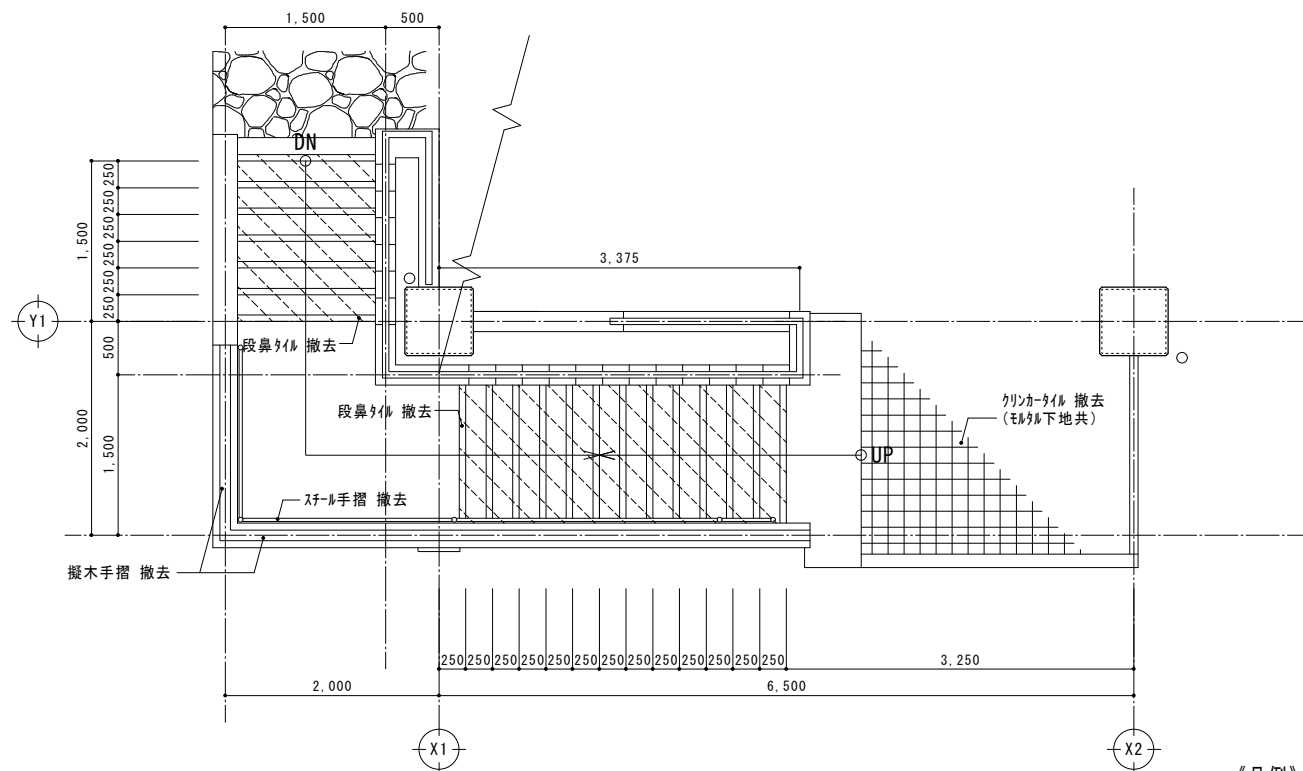




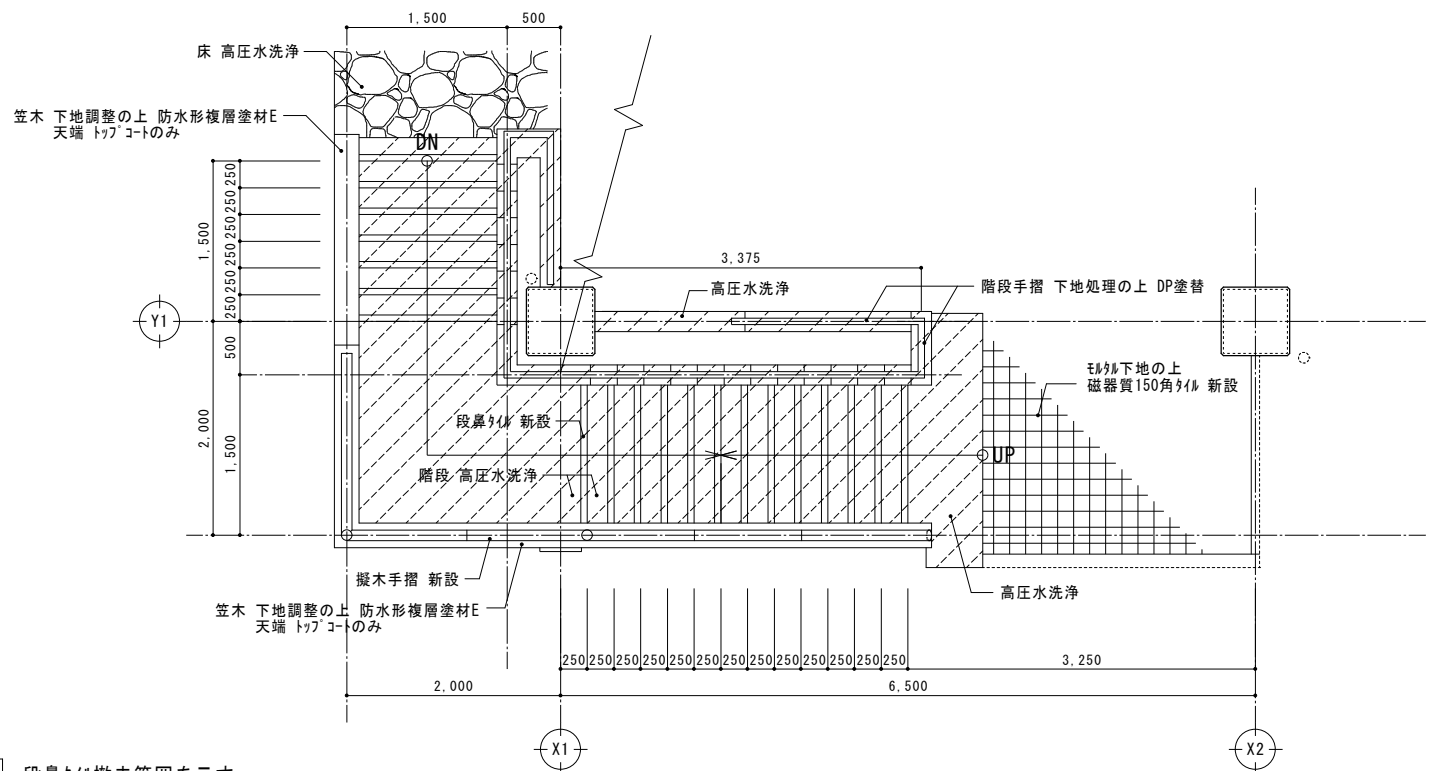
(改修前) 1階～R階 平面詳細図 1/50



(改修後) 1階～R階 平面詳細図 1/50



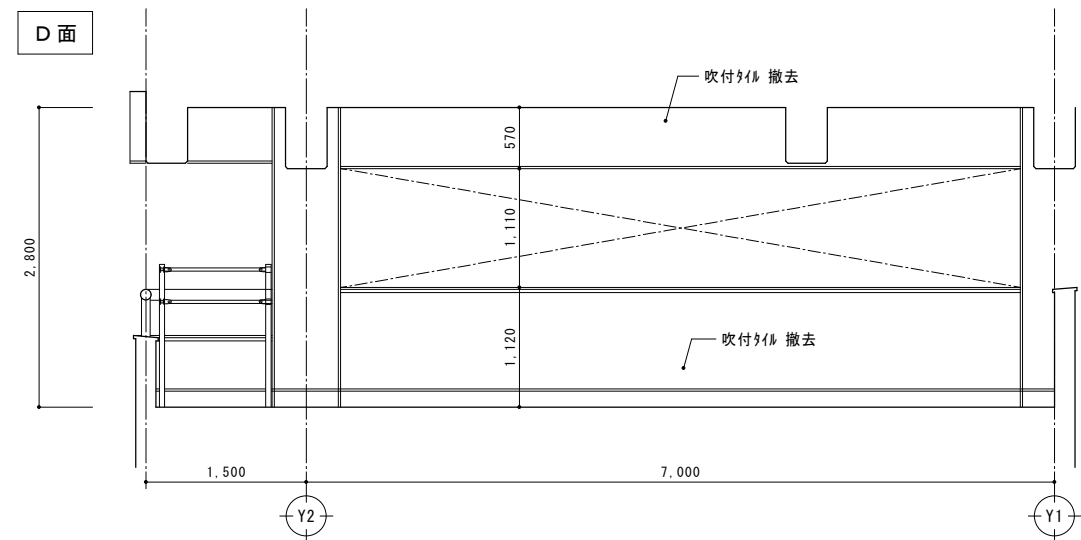
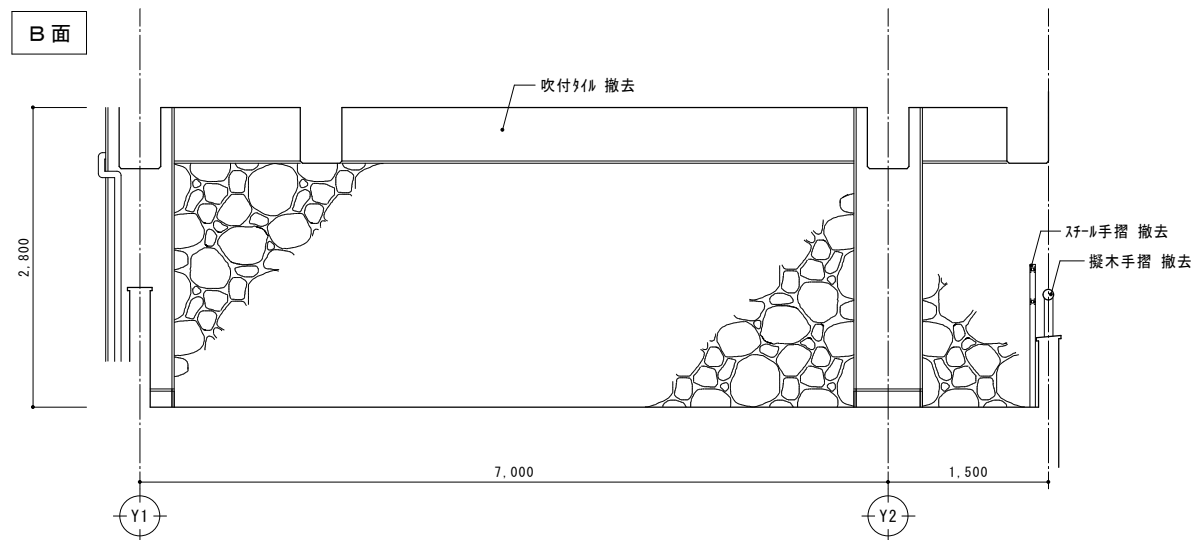
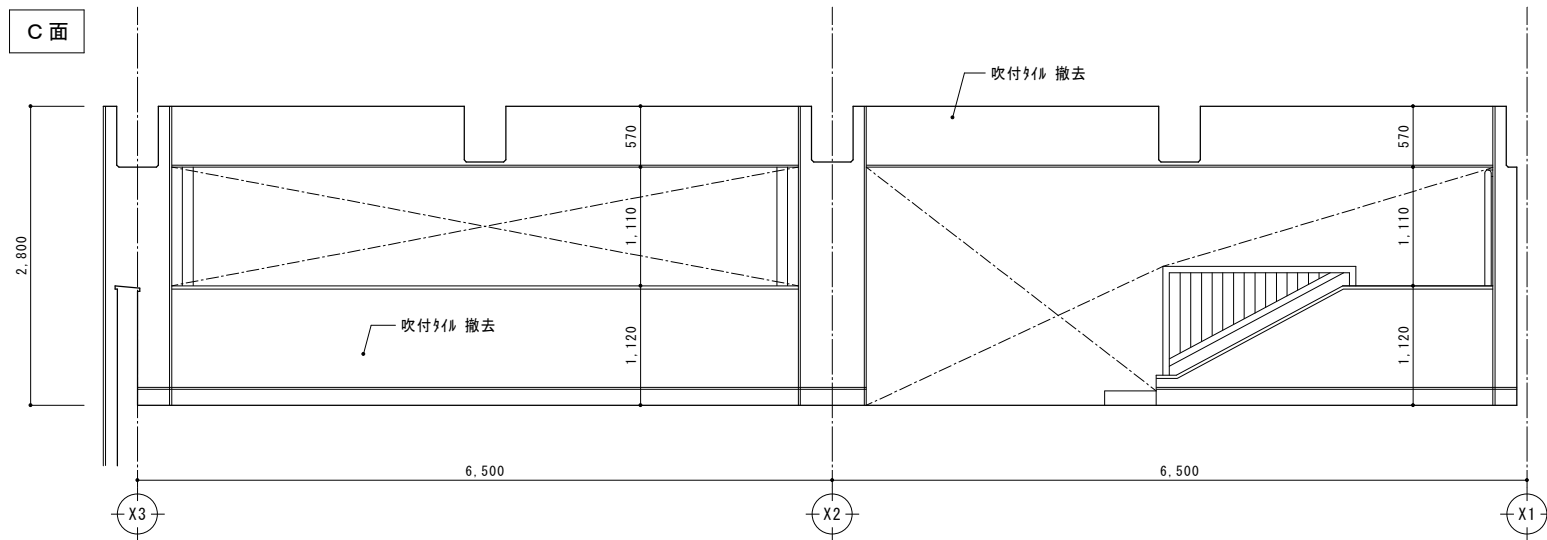
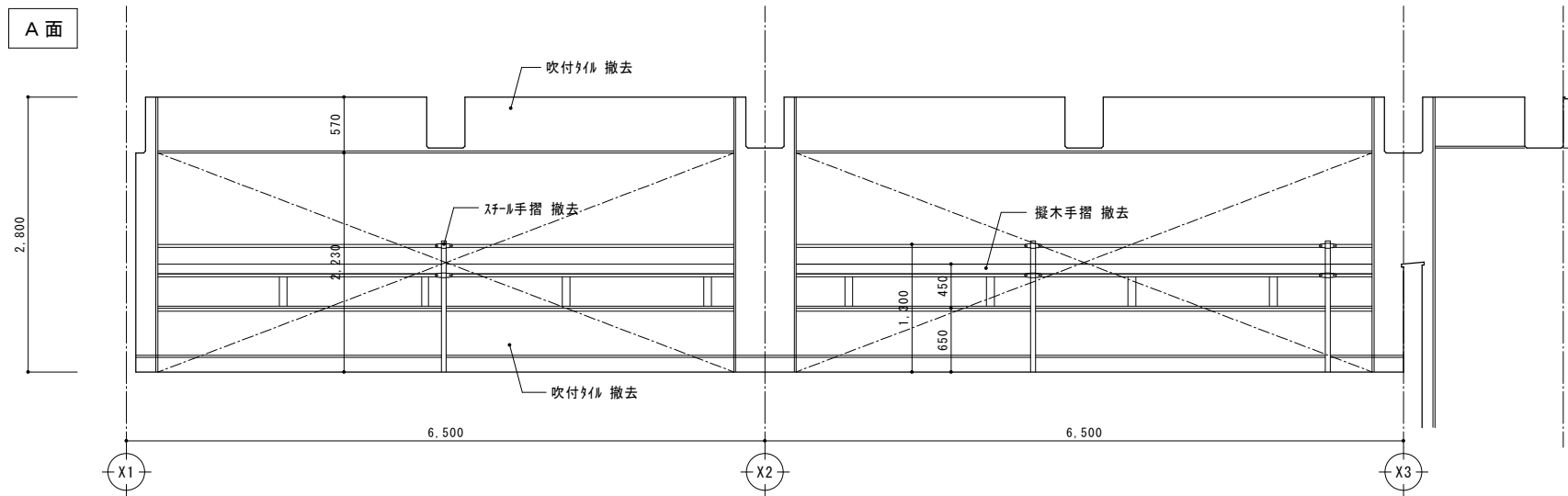
(改修前) 地階～1階 平面詳細図 1/50



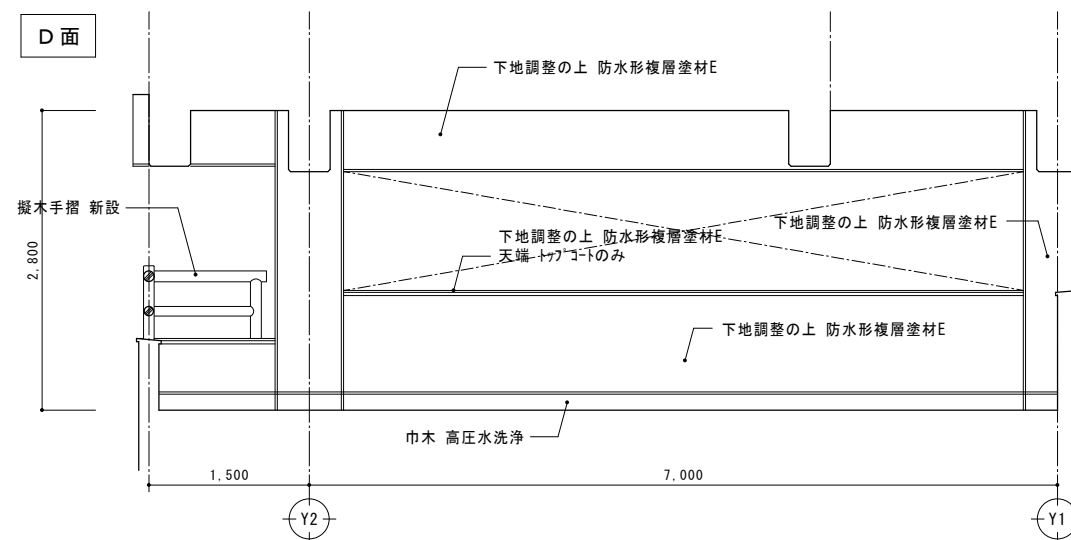
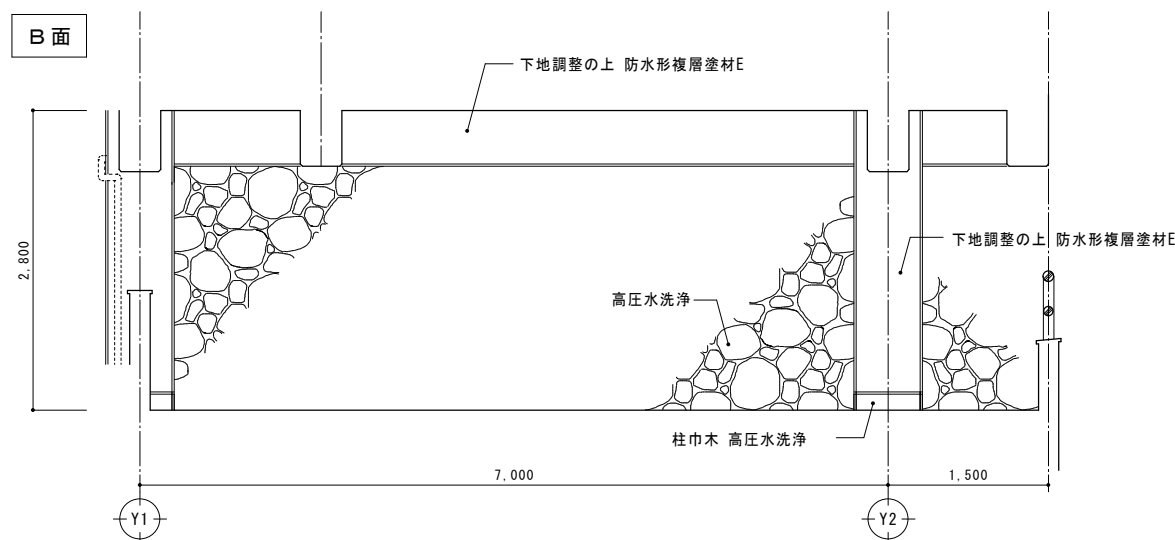
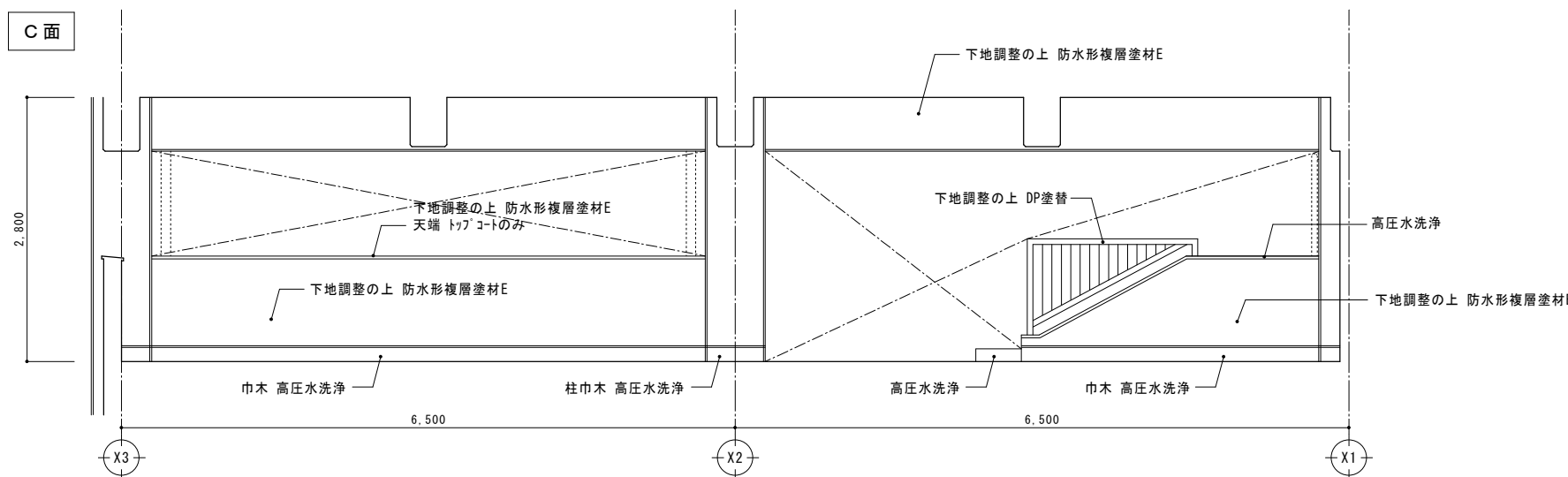
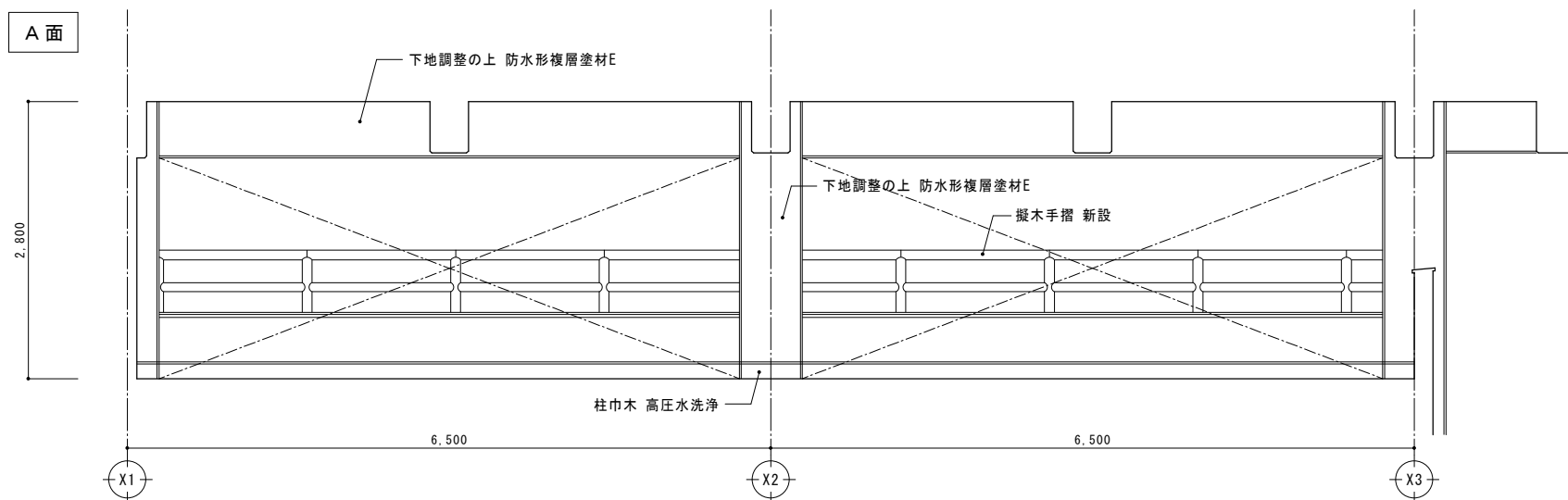
(改修後) 地階～1階 平面詳細図 1/50

《凡例》  
 : 段鼻タイル撤去範囲を示す  
 : 高圧水洗浄、段鼻タイル新設範囲を示す

徳島県土木整備部営繕課 ●工事名 R3宮橋 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 階段平面詳細図	●図面番号 A-17 ●縮尺 1/50	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
--	------------------------	--



徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 (改修前) 地階 展開図	●図面番号 A-18 ●縮尺 1/50	株式会社橘 建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
-------------	--	------------------------	---



徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事

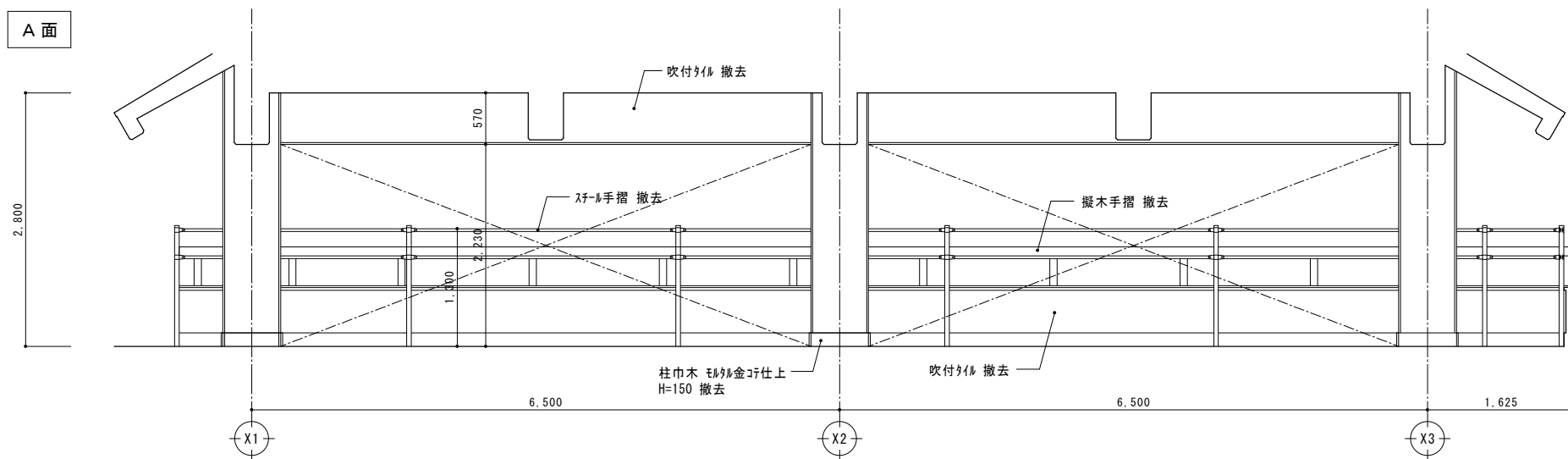
●図面名 (改修後)地階 展開図

●図面番号 A-19

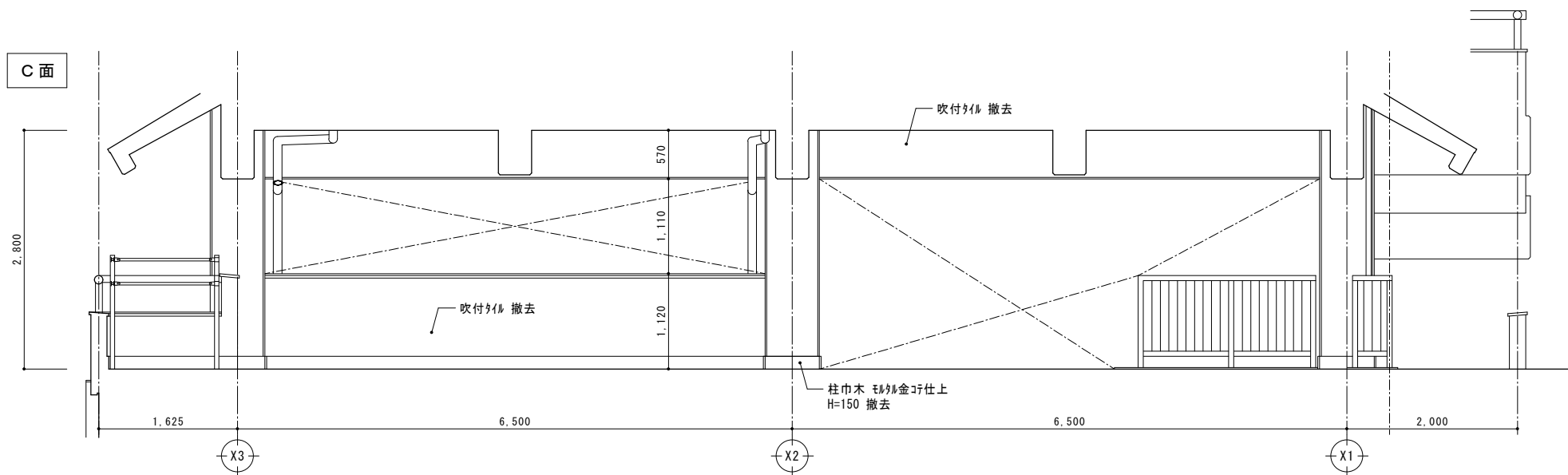
●縮尺 1/50

株式会社橋 建築事務所  
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明

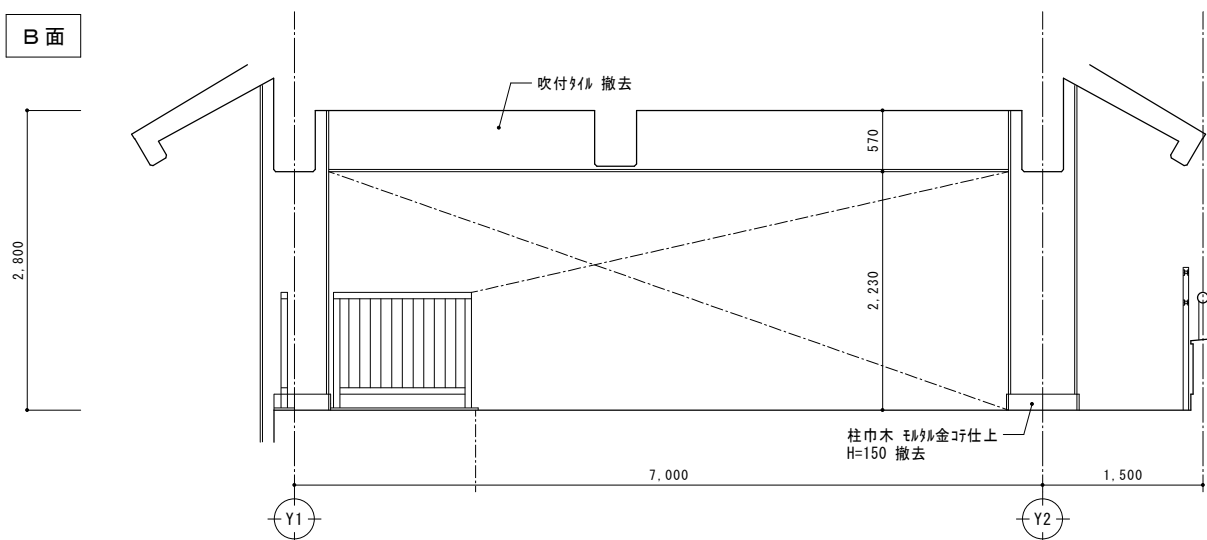
A面



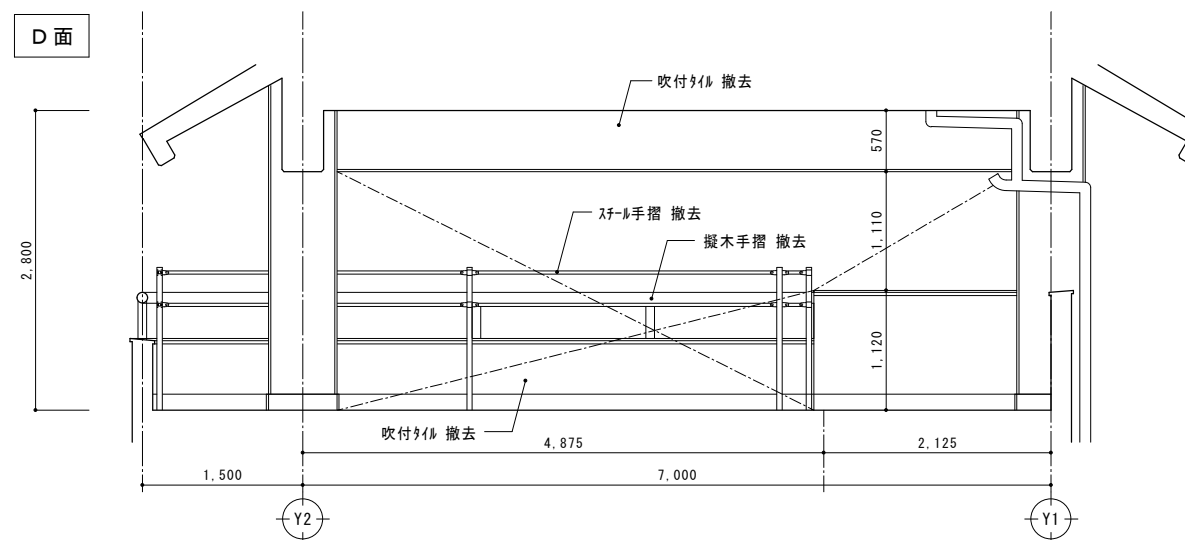
C面



B面



D面

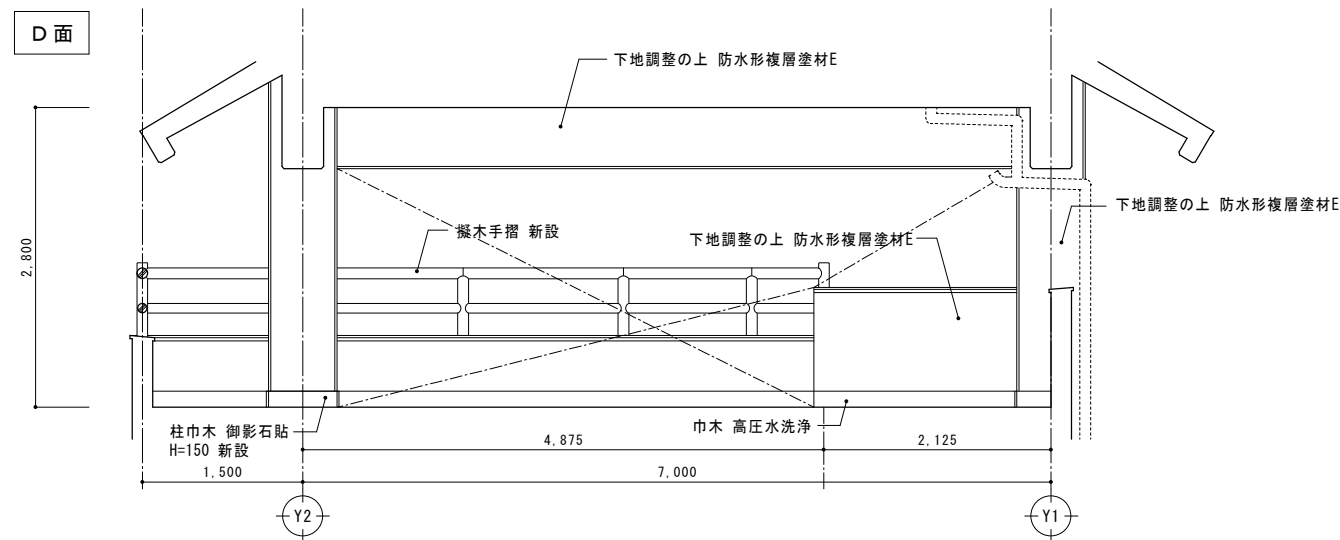
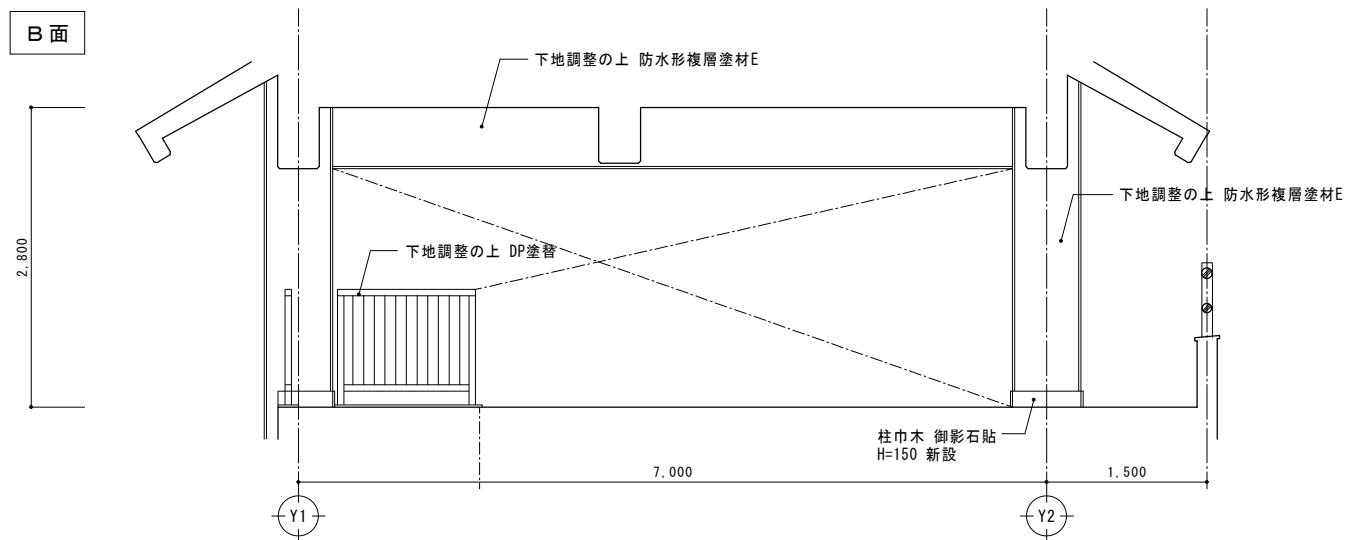
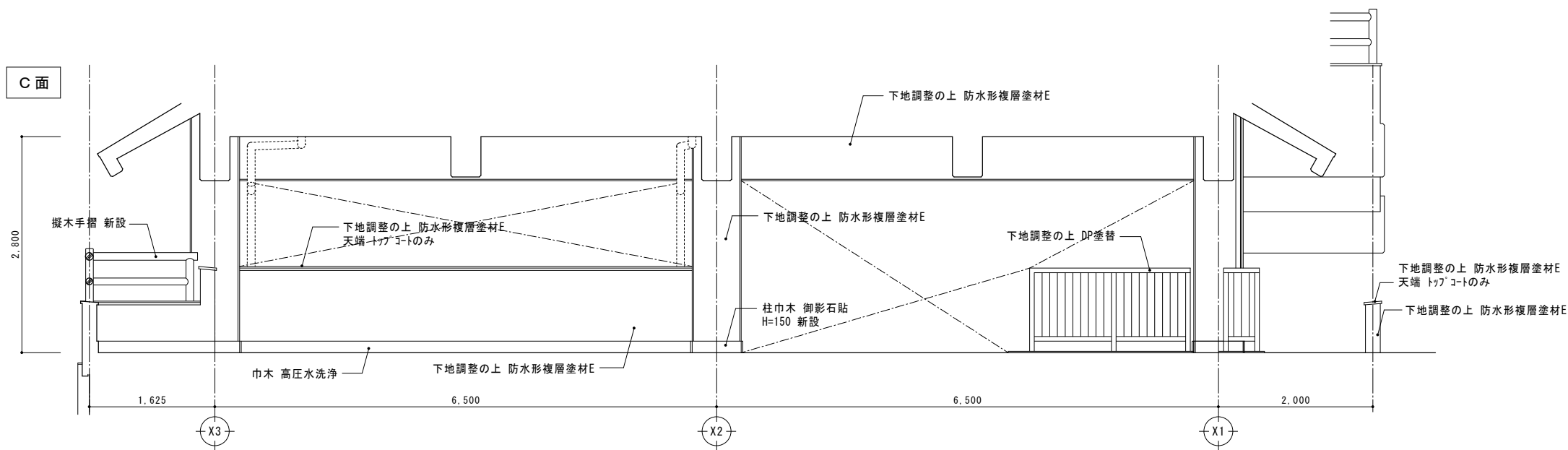
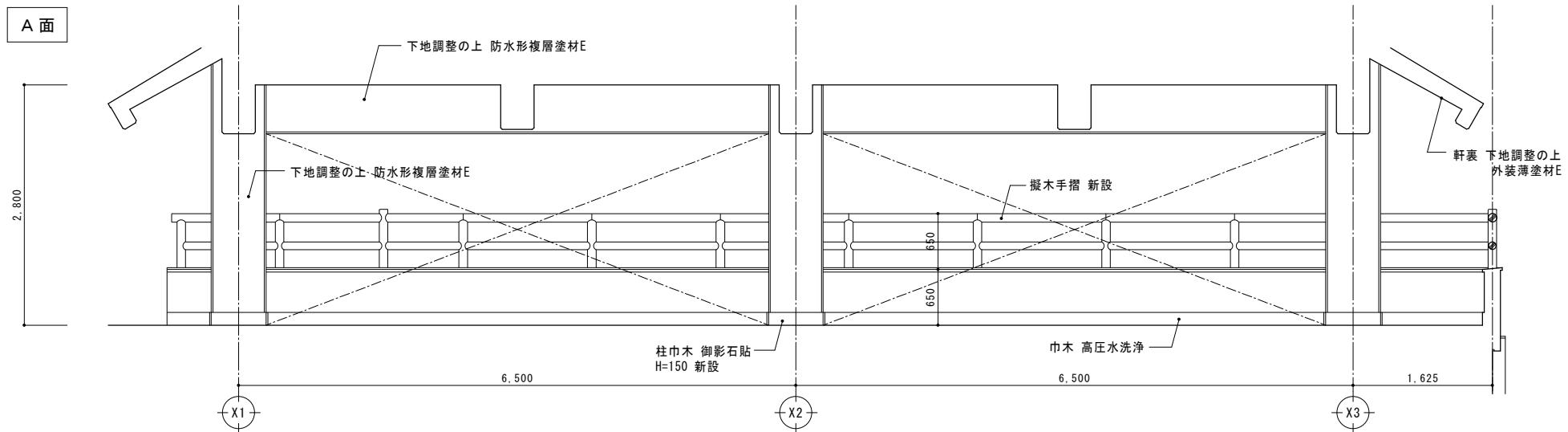


徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 (改修前) 1階 展開図

●図面番号 A-20  
●縮尺 1/50

株式会社橘 建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



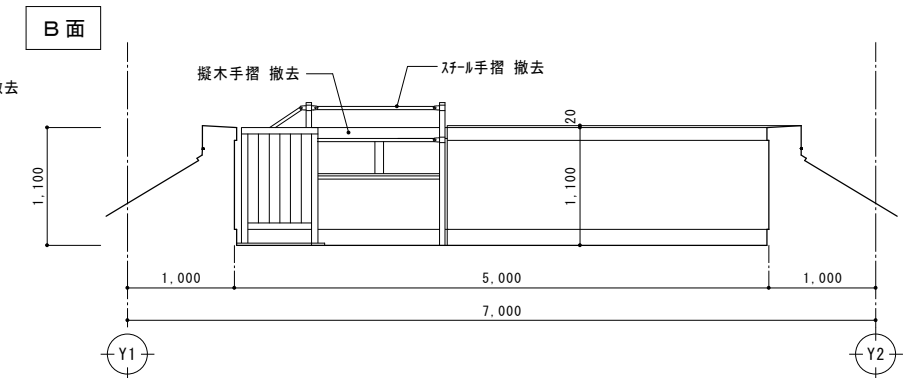
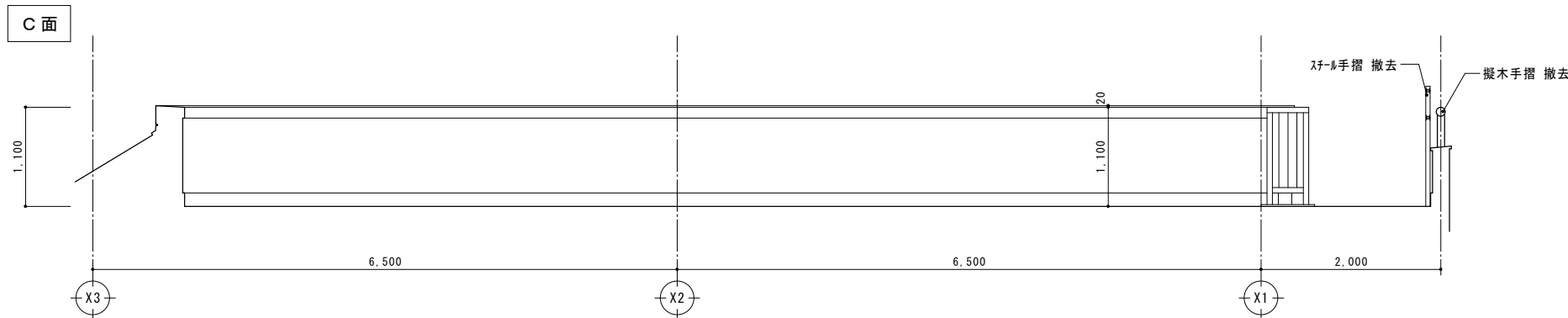
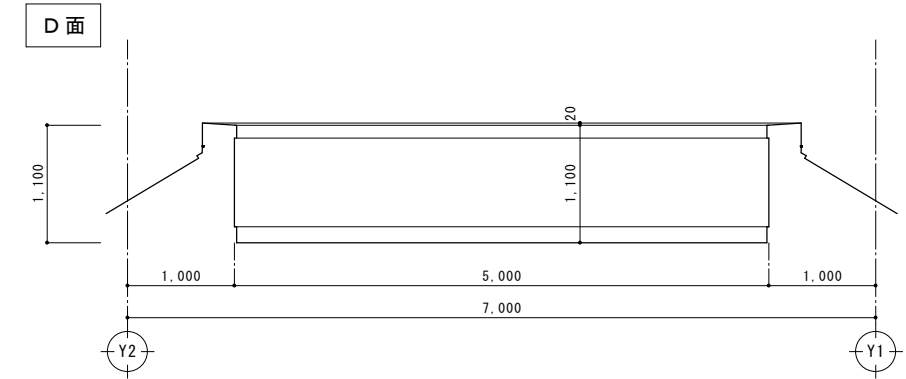
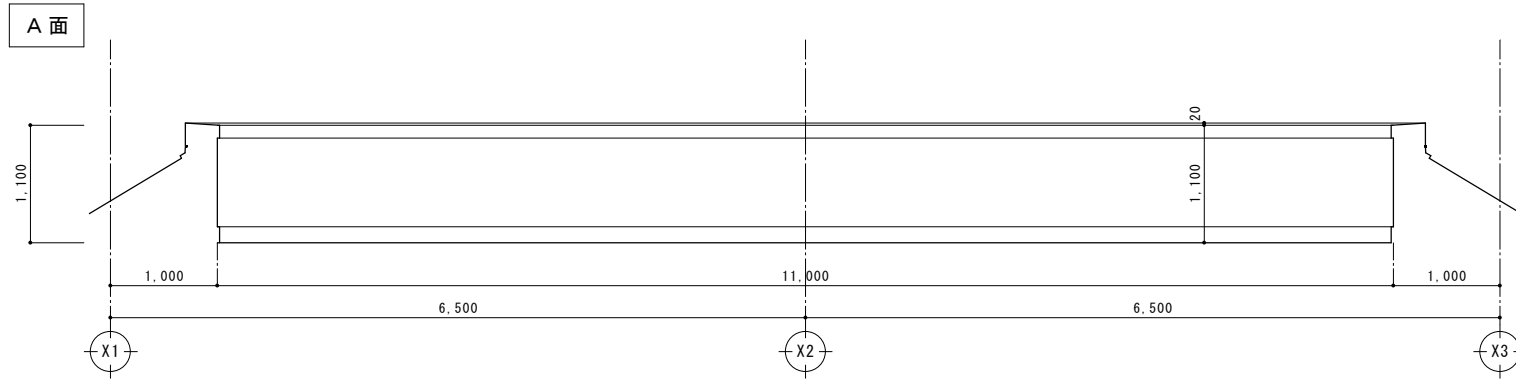
徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事

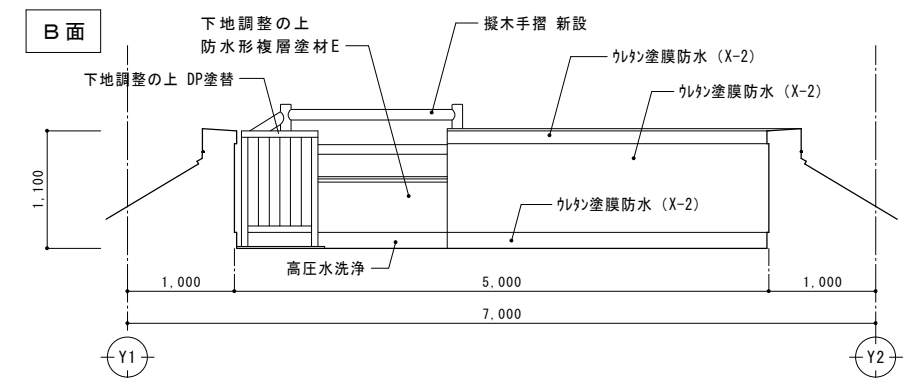
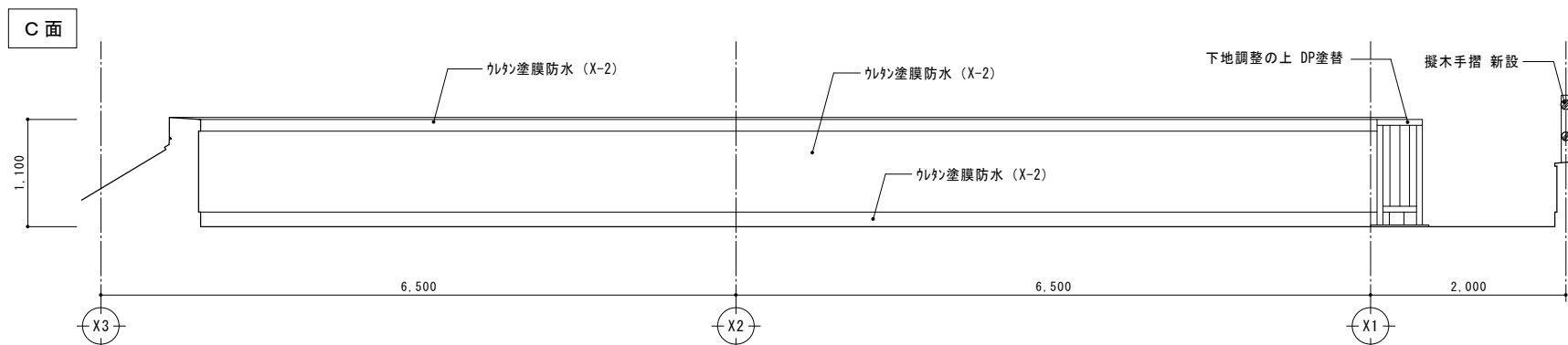
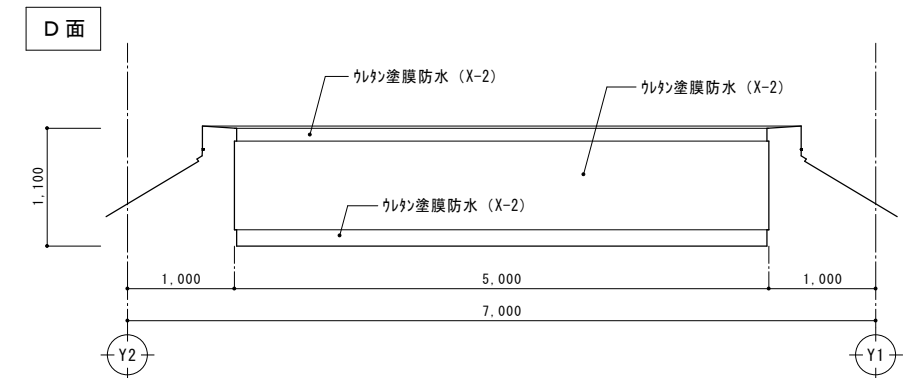
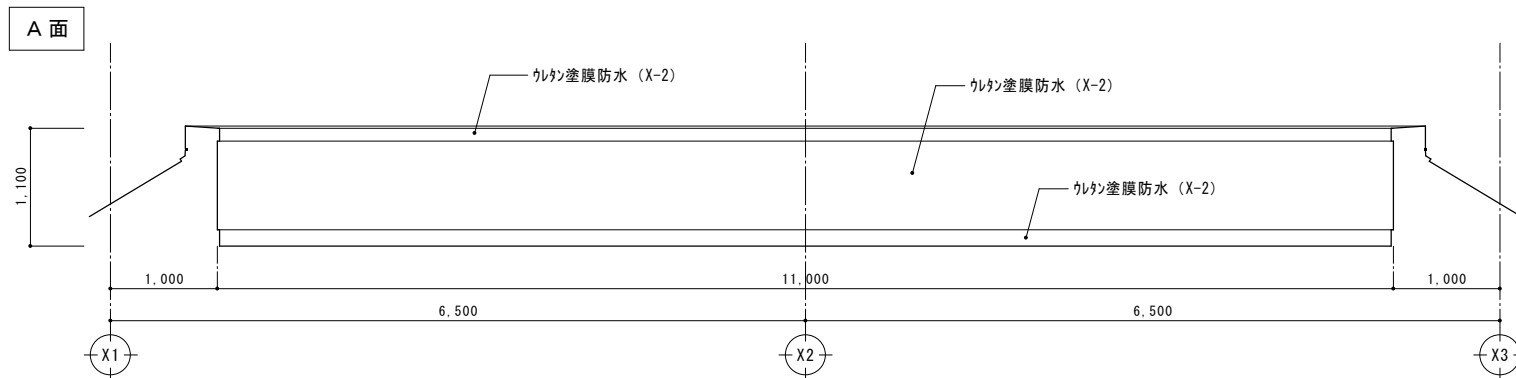
●図面番号 A-21  
●縮尺 1/50

株式会社橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

(改修前) R階 展開図 1/50



(改修後) R階 展開図 1/50



徳島県土整備部営繕課	●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 ●図面名 R階 展開図	●図面番号 A-22 ●縮尺 1/50	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
------------	--	------------------------	--

クラック補修リスト ※(A)表面 (B)裏面

記号	クラック(mm)	長さ(mm)	記号	クラック(mm)	長さ(mm)	記号	クラック(mm)	長さ(mm)
①	0.2	600	③⑥	0.1	600	⑦①	0.1	700
②	0.3	600	③⑦	0.1	700	⑦②	0.1	600
③	0.5	350	③⑧	0.1	500	⑦③	0.1	600
④	0.3	4150	③⑨	(A)0.1	700	⑦④	0.1	2100
⑤	0.1	700	④⑩	(A)0.1	600	⑦⑤	0.1	600
⑥	(A)0.3	700	④⑪	(B)0.1	700	⑦⑥	0.1	600
⑦	(B)0.2	700	④⑫	(A)0.1	700	⑦⑦	(A)0.3	600
⑧	0.1	700	④⑬	(B)0.1	700	⑦⑧	(B)0.1	600
⑨	0.1	700	④⑭	(A)0.1	700	⑦⑨	0.1	600
⑩	0.1	700	④⑮	(B)0.1	700	⑦⑩	0.3	600
⑪	0.1	700	④⑯	(A)0.1	700	⑦⑪	0.1	700
⑫	0.1	700	④⑰	(B)0.1	700	⑦⑫	0.1	700
⑬	0.1	700	④⑱	(A)0.1	600	⑦⑬	0.3	1900
⑭	0.3	600	④⑲	(B)0.1	600	⑦⑭	0.3	600
⑮	(A)0.2	700	④⑳	(A)0.1	600	⑦⑮	0.2	600
⑯	(B)0.2	700	④㉑	(B)0.1	600	⑦⑯	0.1	600
⑰	(A)0.2	700	④㉒	0.1	600	⑦⑰	0.1	600
⑱	(B)0.2	700	④㉓	0.2	1200	⑦⑱	0.5	2350
⑲	(A)0.2	700	④㉔	0.1	3100	⑦⑲	0.2	2350
⑳	(B)0.2	700	④㉕	0.3	350	⑦㉑	0.2	6400
㉑	0.2	450	④㉖	0.3	350	⑦㉒	0.2	1400
㉒	0.2	600	④㉗	0.3	350	⑦㉓	0.2	1200
㉓	0.4	5900	④㉘	0.2	2800	⑦㉔	0.2	450
㉔	0.3	600	④㉙	0.2	500	⑦㉕	0.2	700
㉕	0.3	600	④㉚	(A)0.2	700	⑦㉖	(A)0.2	700
㉖	0.3	500	④㉛	(B)0.3	700	⑦㉗	(B)0.1	700
㉗	0.3	400	④㉜	(A)0.2	700	⑦㉘	0.2	300
㉘	0.3	400	④㉝	(B)0.3	700	⑦㉙	0.1	600
㉙	(A)0.3	600	④㉞	0.2	300	⑦㉚	0.1	500
㉚	(B)0.1	600	④㉟	0.2	500	⑦㉛	0.2	450
㉛	(A)0.3	600	④㊱	(A)0.2	700	⑦㉜	0.2	600
㉜	(B)0.1	600	④㊲	(B)0.1	700	⑦㉝	0.1	500
㉝	0.1	500	④㊳	0.2	300	⑦㉞	0.2	400
㉞	0.3	300	④㊴	0.1	600	⑦㉟	0.1	700
㉟	0.2	450	④㊵	0.2	600	⑦㊱	0.1	700
㊱	0.1	700	④㊶	0.2	400	⑦㊲	0.1	700
㊲	0.2	600	④㊷	0.2	400	⑦㊳	0.1	700
㊳	0.5	5900	④㊸	0.1	700	⑦㊴	0.1	700
㊴	0.5	600	④㊹	0.1	700	⑦㊵	0.1	700
㊵	(A)0.1	600	④㊺	0.1	700			
㊶	(B)0.1	600	④㊻	0.1	700			

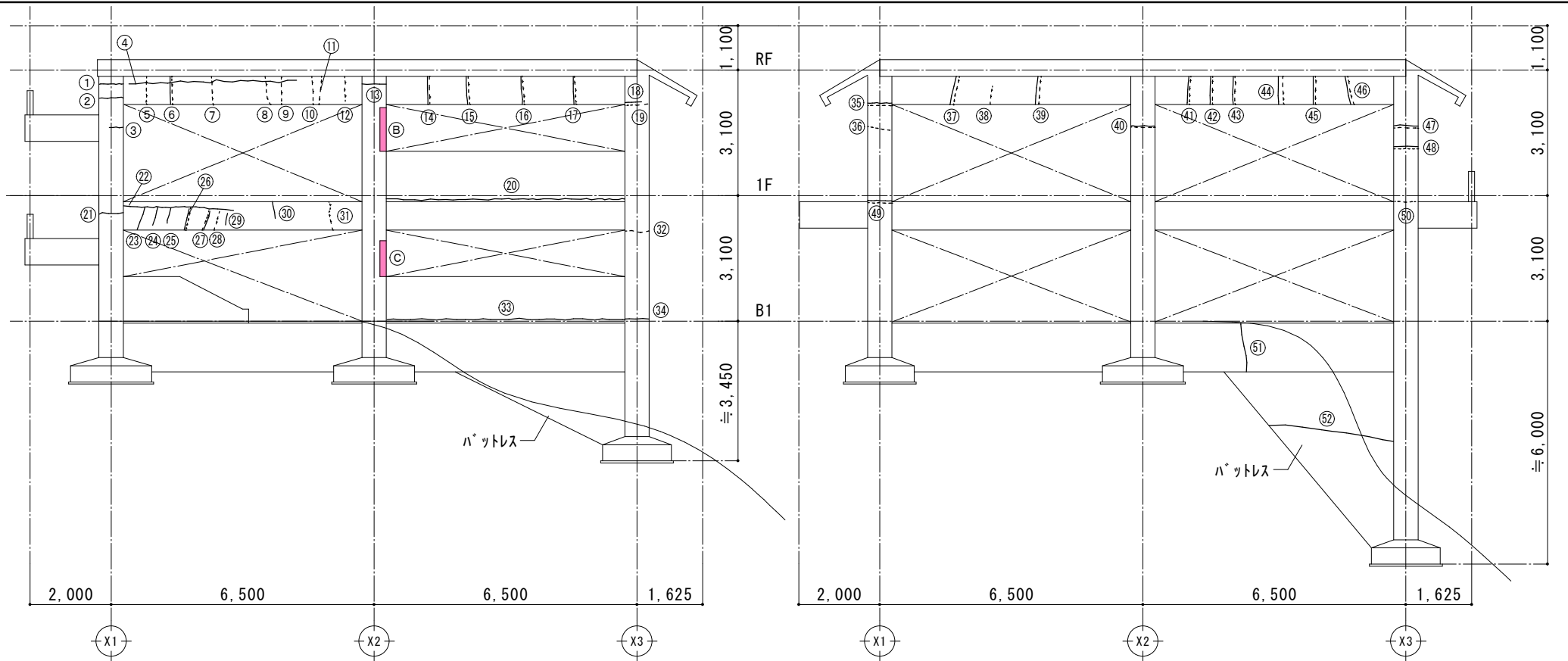
爆裂補修リスト

記号	爆裂部
(A)	2500×450
(B)	150×1100
(C)	150×900
(D)	150×850

凡例

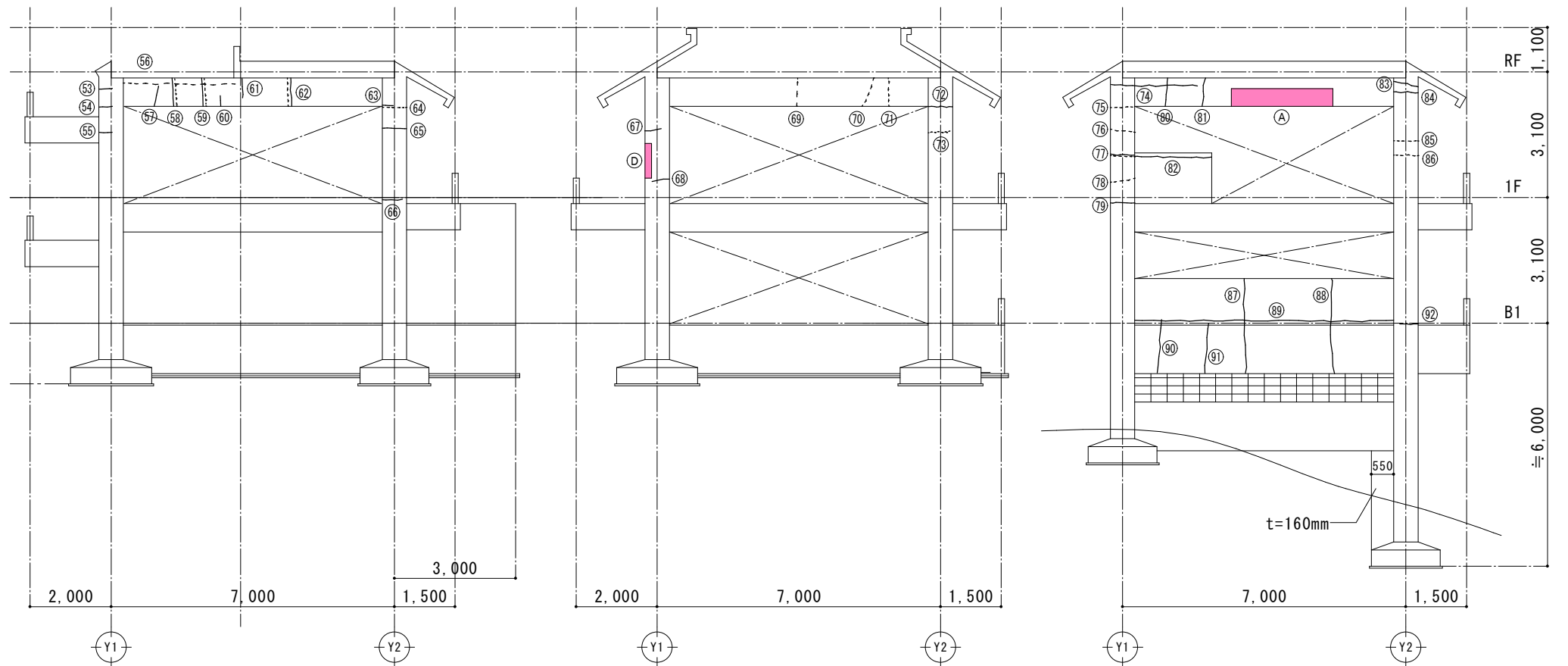
~~~~~	クラック
~~~~~	クラック裏面
■	爆裂

※クラック補修はシール工法とする  
 ※爆裂補修は露出鉄筋防錆処理の上ポリマーセメント塗りとする



Y1 通り 軸組図 1/100

Y2 通り 軸組図 1/100



X1 通り 軸組図 1/100

X2 通り 軸組図 1/100

X3 通り 軸組図 1/100

徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R3宮橋 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 クラック・爆裂補修リスト(1)

●図面番号 A-23  
●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所  
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明



クラック補修リスト

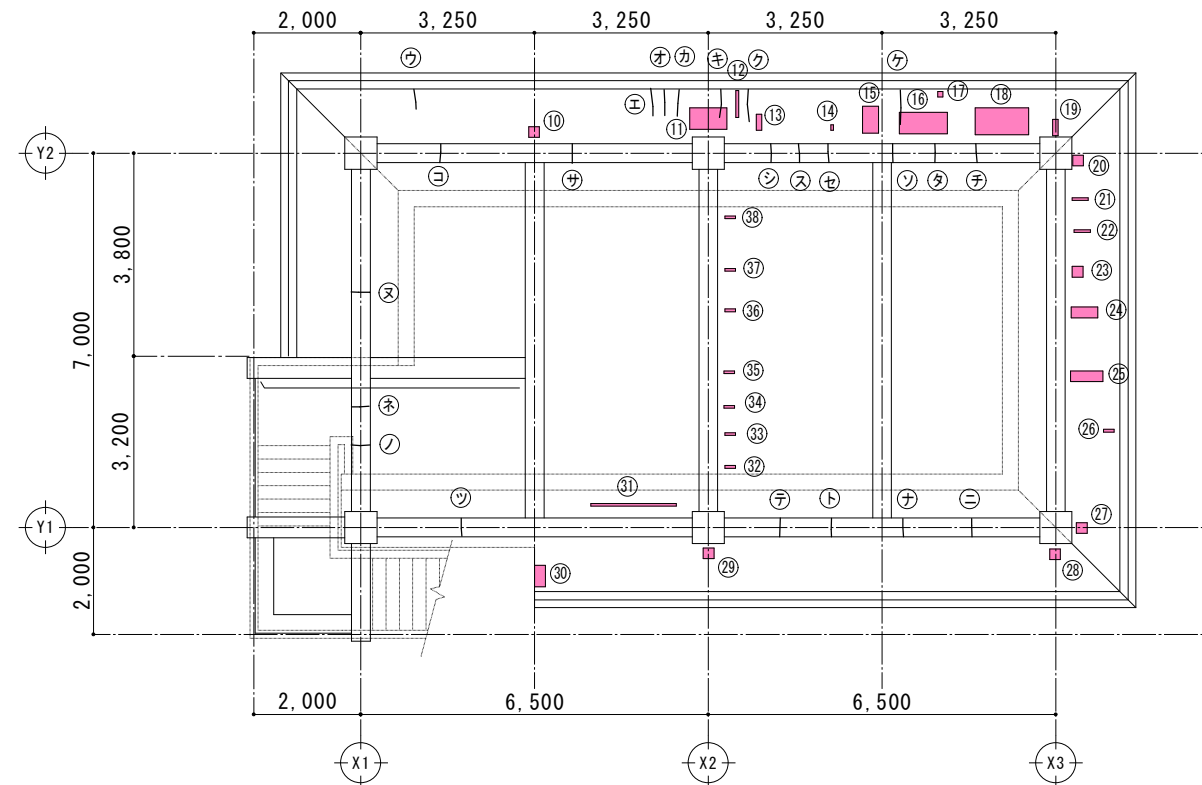
記号	クラック(mm)	長さ(mm)	記号	クラック(mm)	長さ(mm)
ア	0.1	350	タ	0.1	350
イ	0.1	350	チ	0.1	350
ウ	0.2	380	ツ	0.2	350
エ	0.1	500	テ	0.2	350
オ	0.1	500	ト	0.2	350
カ	0.1	500	ナ	0.2	350
キ	0.2	500	ニ	0.2	350
ク	0.2	600	ヌ	0.1	350
ケ	0.2	650	ネ	0.2	350
コ	0.1	350	ノ	0.2	350
サ	0.1	350			
シ	0.1	350			
ス	0.1	350			
セ	0.1	350			
ソ	0.1	350			

爆裂補修リスト

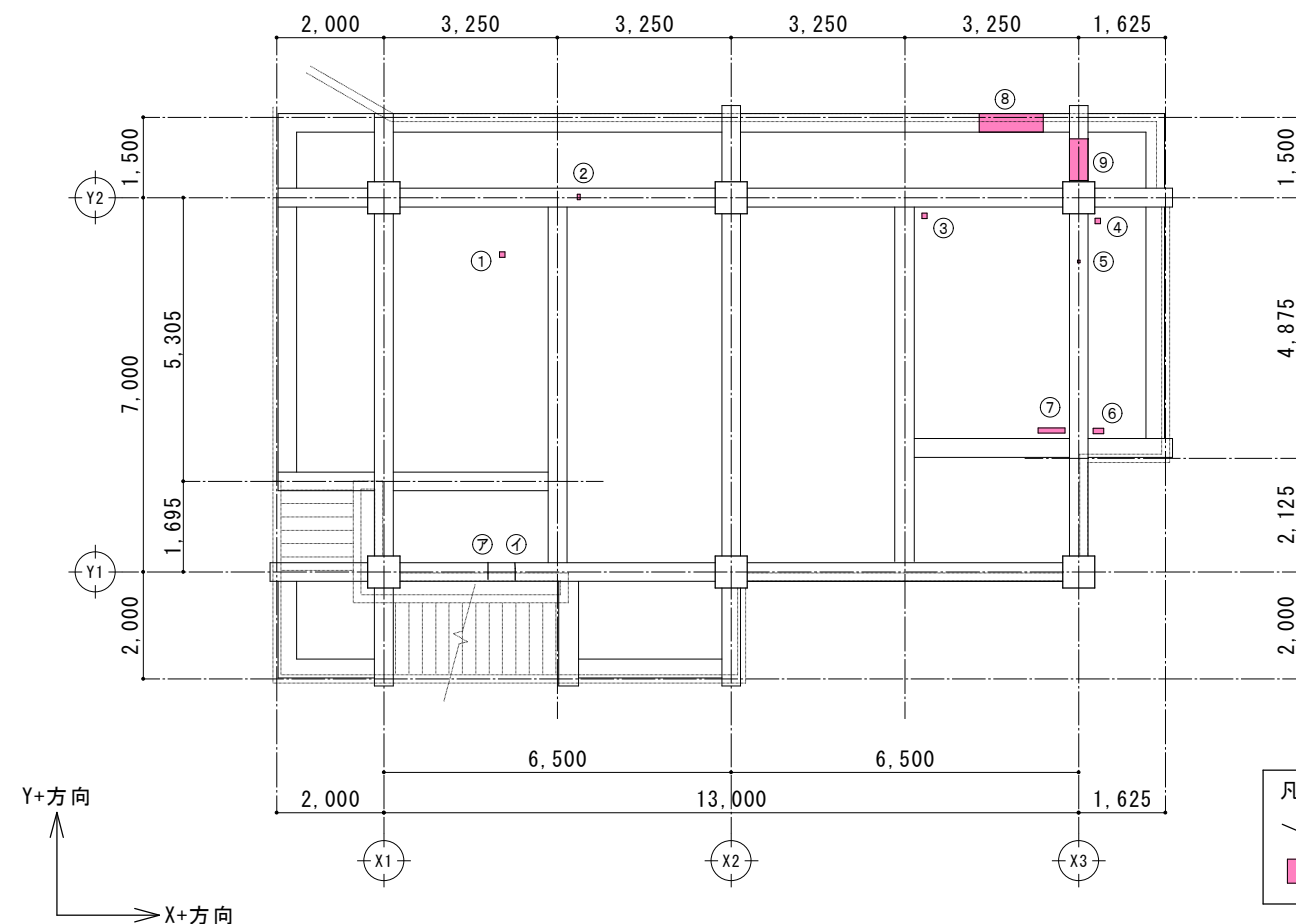
記号	爆裂部	記号	爆裂部	記号	爆裂部
①	100×100	⑩	900×400	⑳	50×1600
②	50×100	⑪	100×100	㉑	50×200
③	100×100	⑫	1000×500	㉒	200×500
④	100×100	⑬	100×300	㉓	200×500
⑤	50×50	⑭	200×200	㉔	200×500
⑥	200×100	⑮	50×300	㉕	200×500
⑦	100×500	⑯	50×300	㉖	200×500
⑧	440×1200	㉀	200×200	㉗	200×500
⑨	350×780	㉁	200×500		
⑩	200×200	㉂	200×600		
⑪	700×400	㉃	200×200		
⑫	50×500	㉄	200×200		
⑬	100×300	㉅	200×200		
⑭	50×100	㉆	200×200		
⑮	300×500	㉇	200×400		

※クラック補修はシーリング工とする

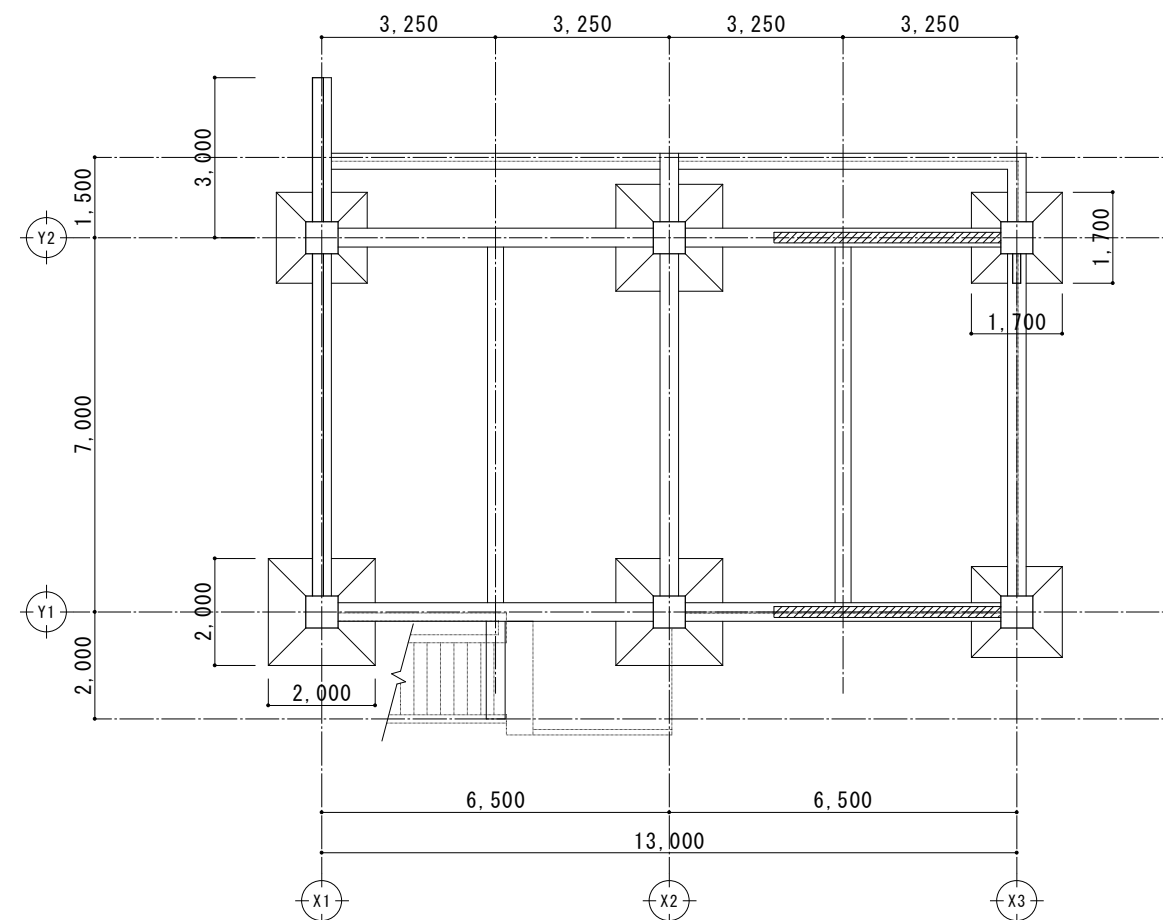
※爆裂補修は露出鉄筋防錆処理の上ポリマーセメント塗りとする



1階 梁伏図 1/100



地下1階 梁伏図 1/100

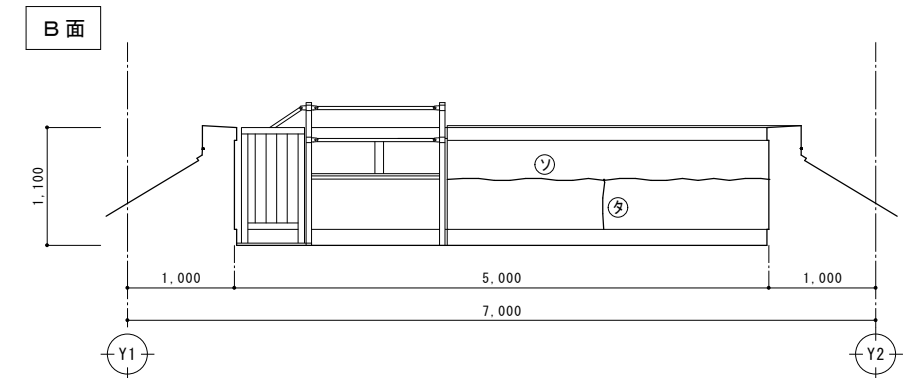
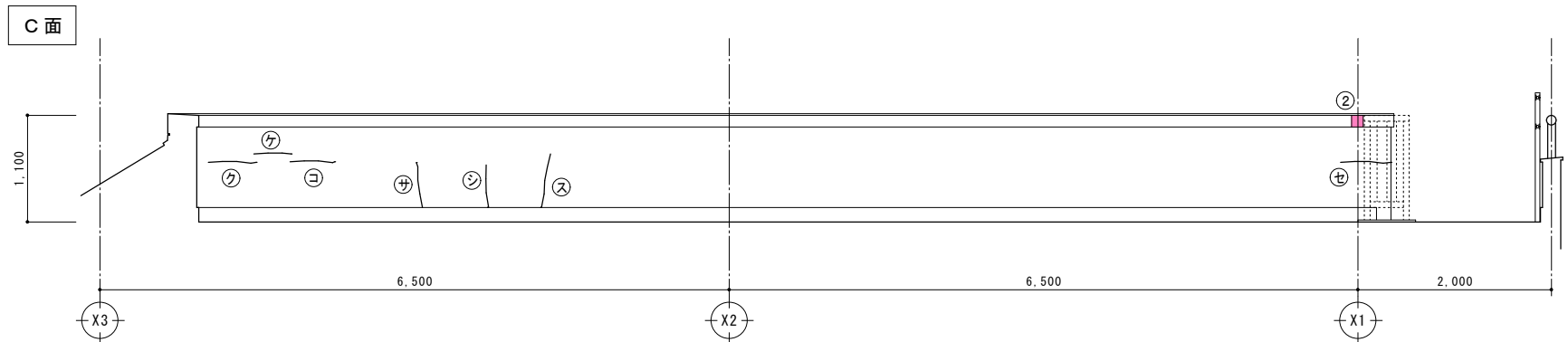
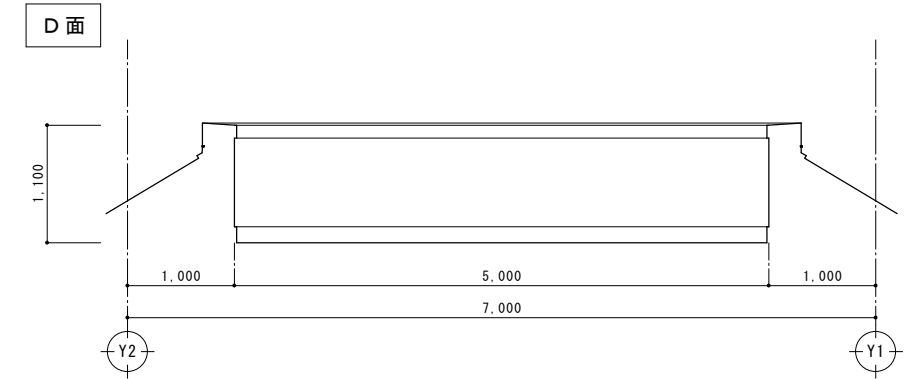
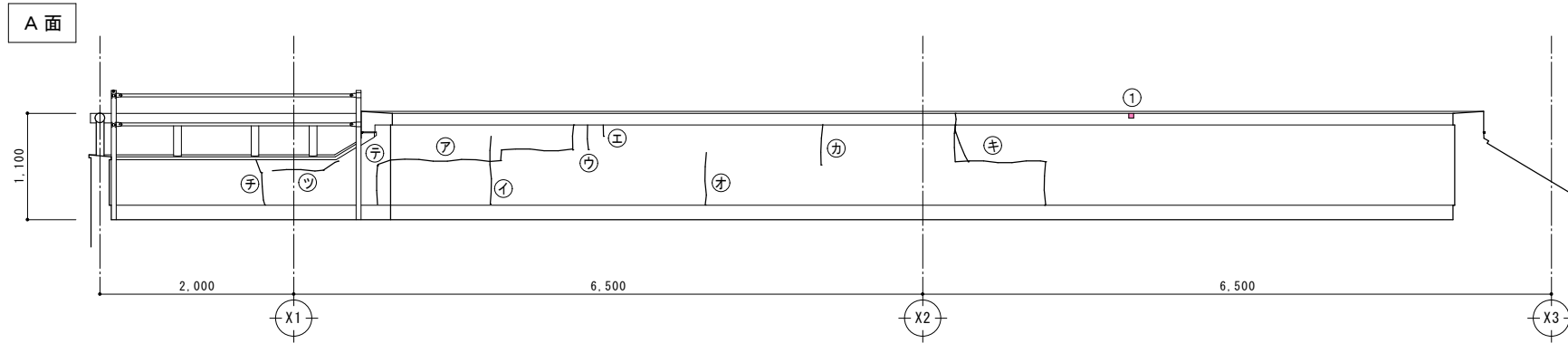


基礎伏図 1/100

凡例

~~~~~ クラック

■ 爆裂

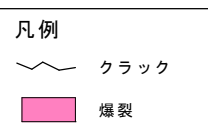


クラック補修リスト

| 記号 | クラック(mm) | 長さ(mm) | 記号 | クラック(mm) | 長さ(mm) |
|----|----------|--------|----|----------|--------|
| ア  | 0.2      | 2,245  | サ  | 0.2      | 460    |
| イ  | 0.2      | 700    | シ  | 0.2      | 440    |
| ウ  | 0.1      | 250    | ス  | 0.2      | 560    |
| エ  | 0.1      | 120    | セ  | 0.2      | 520    |
| オ  | 0.1      | 540    | ソ  | 0.2      | 3,000  |
| カ  | 0.1      | 400    | タ  | 0.2      | 450    |
| キ  | 0.2      | 2,110  | チ  | 0.2      | 480    |
| ク  | 0.2      | 490    | ツ  | 0.2      | 700    |
| ケ  | 0.2      | 380    | テ  | 0.2      | 550    |
| コ  | 0.2      | 460    |    |          |        |

爆裂補修リスト

| 記号 | 爆裂部     |
|----|---------|
| ①  | 50×50   |
| ②  | 120×120 |

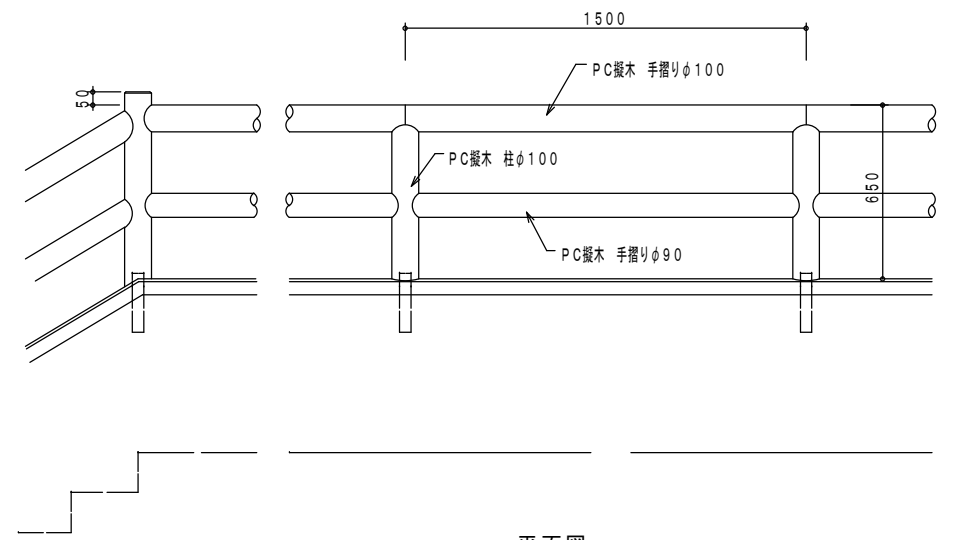


※クラック補修はシール工法とする

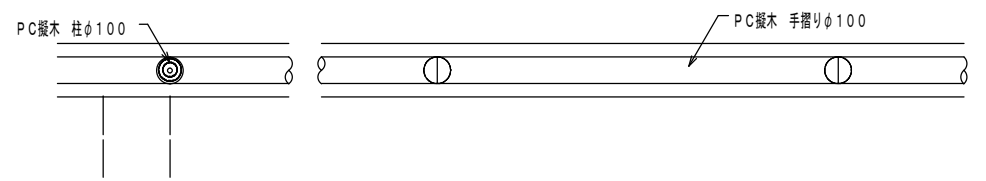
※爆裂補修は露出鉄筋防錆処理の上ポリマーセメント塗りとする

擬木 手摺り S=1:20  
(くぬ木仕上げ)

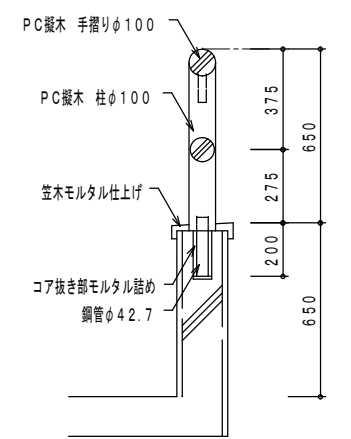
立面図



平面図

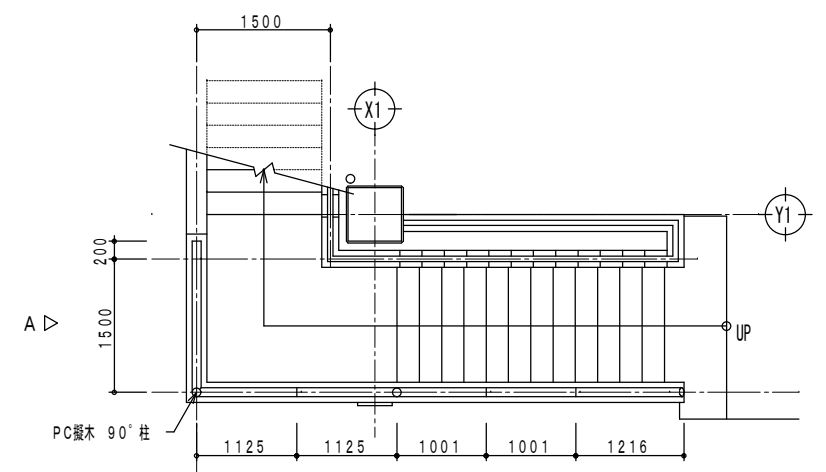


断面図

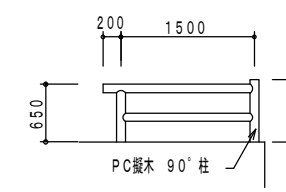


(特記事項)  
 ・擬木の接続部分はモルタル充テン同色仕上げとする。  
 ・擬木部材・金物類は、塩害対策仕様とする。  
 ・擬木部材の表示寸法は標準寸法です。制作上、部材の  
 収まり等により変更する事があります。

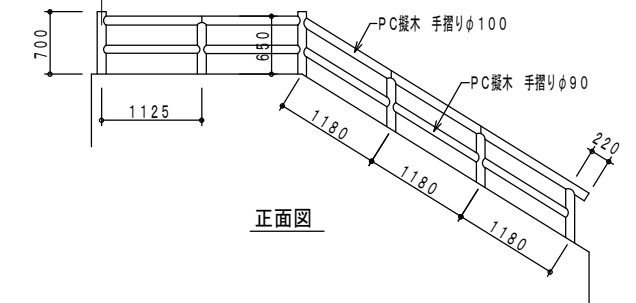
擬木 階段部手摺り割付図  
(くぬ木仕上げ) S=1:60



地階・平面図



A正面図



正面図

徳島県土整備部管轄課

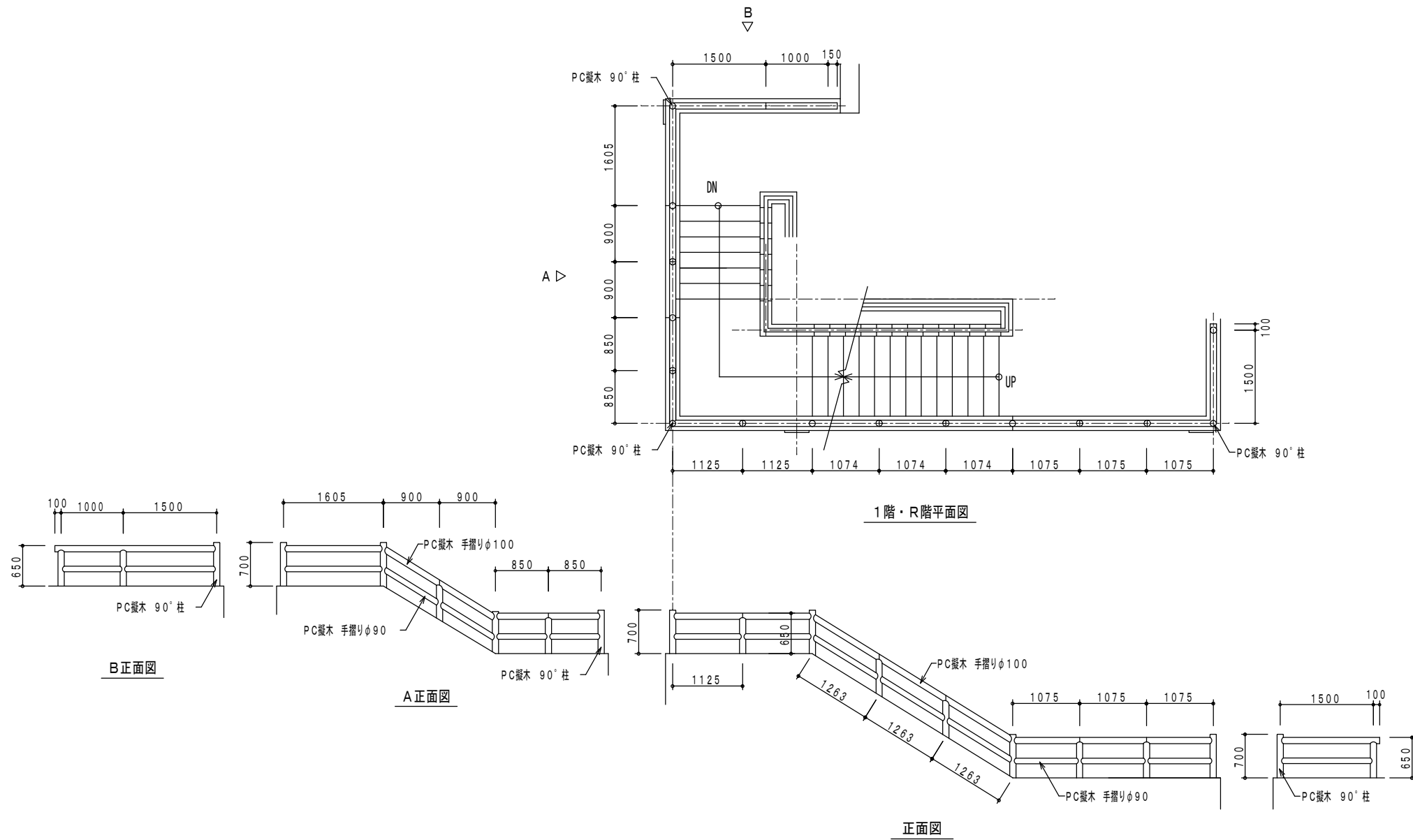
●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 擬木手摺 参考図(1)

●図面番号 A-26  
●縮尺 1/20 1/60

株式会社橘建築事務所  
 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
 一級建築士登録 第333705号 森脇康明

擬木 階段部手摺り割付図

(くぬ木仕上げ) S=1:60



徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事

●図面番号 A-27

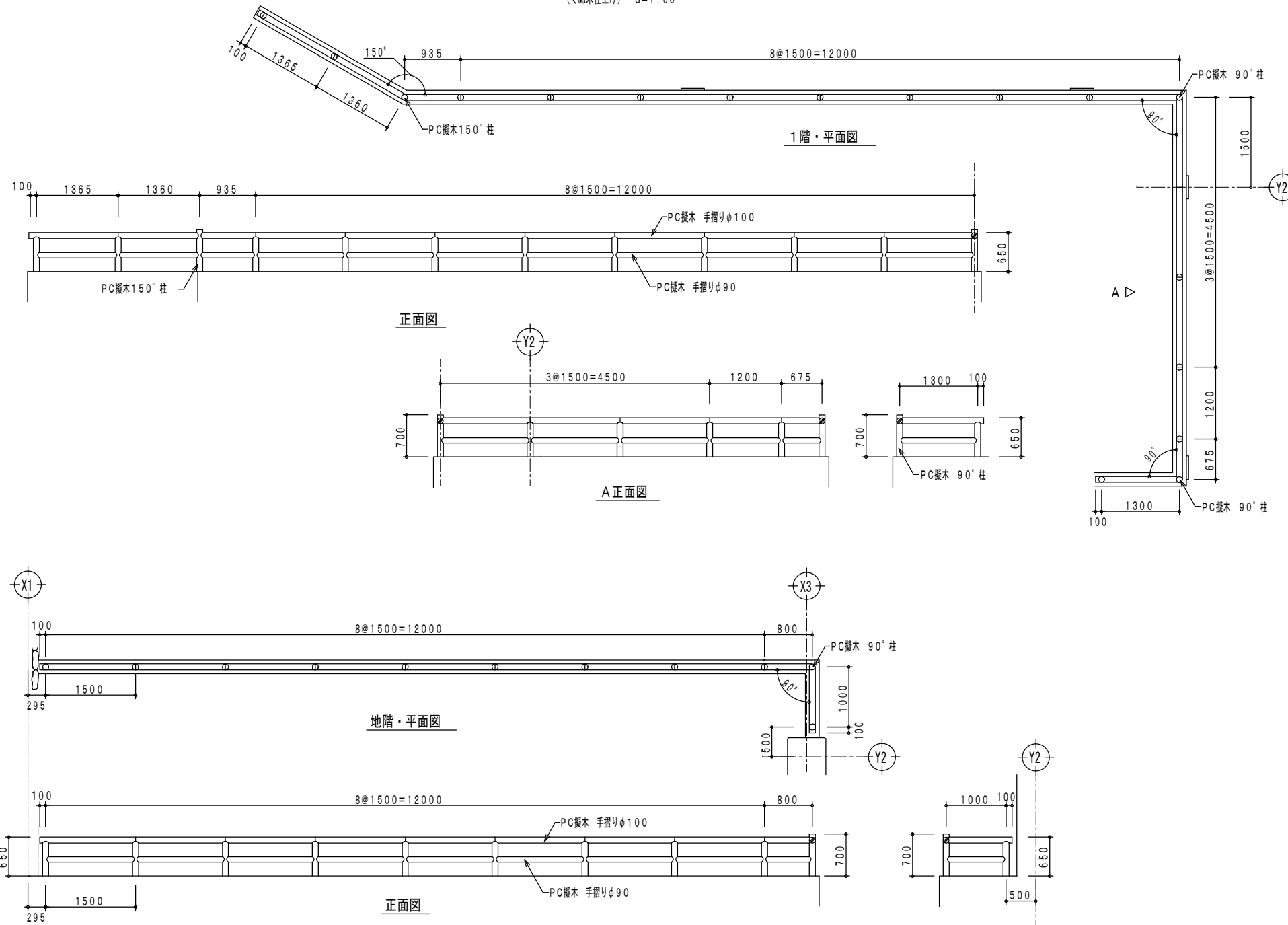
株式会社橘建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

●図面名 擬木手摺 参考図(2)

●縮尺 1/60

擬木 手摺り割付図

(くぬ木仕上げ) S=1:60



|            |                                                           |                        |                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 徳島県土整備部管轄課 | ●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門<br>お茶園休憩所耐震改修他工事<br>●図面名 擬木手摺 参考図 (3) | ●図面番号 A-28<br>●縮尺 1/60 | 株式会社橘建築事務所<br>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号<br>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号<br>TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885<br>一級建築士登録 第333705号 森脇康明 |
|------------|-----------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

鉄筋コンクリート構造配筋基準図 6-1

I. 構造設計概要

1. 建築物の構造内容

- 建築場所
  - 工事種別 新築 増築 増改築 改築
  - 構造設計一級建築士の関与 必要 必要としない
    - 法第20条第一号（高さ60m超）
    - 法第20条第二号（ RC造高さ20m超  S造4階建以上  木造高さ13m超  その他）
- 注(3) 構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については解説書等を参照して確認すること。
- 階数
 

|    |   |    |   |    |   |
|----|---|----|---|----|---|
| 地下 | 階 | 地上 | 階 | 塔屋 | 階 |
|----|---|----|---|----|---|
  - 主要用途
  - 増築計画 有 ( ) 無
  - 構造計算ルート X方向ルート - ( ) Y方向ルート - ( )
  - 鉄筋の継手及び定義
 

建築基準法施行令36条及び73条による仕様規定に準ずる事。  
XY両方向共ルート 3 及び限界耐力計算の場合は、政令73条の仕様規定によらずJASS(2009)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC基準2010とすることができる。

2. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート (レディミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIA A 5308)

| 適用箇所     | 種類                                                      | 設計基準強度<br>Fc=N/mm <sup>2</sup> | 品質基準強度<br>Fq=N/mm <sup>2</sup> | スランプ<br>cm | 種類 |
|----------|---------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------|----|
| 捨てコンクリート | ■普通                                                     |                                |                                |            |    |
| 土間コンクリート | ■普通                                                     |                                |                                |            |    |
| 基礎・基礎梁   | ■普通                                                     |                                |                                |            |    |
| 柱・梁・床・壁  | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軽量 |                                |                                |            |    |
|          | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軽量 |                                |                                |            |    |
|          | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軽量 |                                |                                |            |    |

単位水量は185kg/m<sup>3</sup>以下、単位セメント量は270kg/m<sup>3</sup>以上とする。

| (2) 鉄筋               | 種類                                    | 径 | 使用箇所                                                                                                                                | 継手工法 |
|----------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 異形鉄筋<br>(JIS G 3112) | <input type="checkbox"/> SD295A       |   | <input type="checkbox"/> 重ね継手<br><input type="checkbox"/> ガス圧接継手<br><input type="checkbox"/> 溶接継手<br><input type="checkbox"/> 機械式継手 |      |
|                      | <input type="checkbox"/> SD295B       |   |                                                                                                                                     |      |
|                      | <input type="checkbox"/> SD345        |   |                                                                                                                                     |      |
|                      | <input type="checkbox"/> SD390        |   |                                                                                                                                     |      |
| 高強度せん断補強筋            | <input type="checkbox"/> 材種           |   |                                                                                                                                     |      |
|                      | <input type="checkbox"/> 大臣認定番号 MSRB- |   |                                                                                                                                     |      |
| 丸鋼 (JIS G 3112)      | <input type="checkbox"/> SR235        |   |                                                                                                                                     |      |
| 溶接金網 (JIS G 3551)    | <input type="checkbox"/>              |   |                                                                                                                                     |      |

3. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画  
有 ( 敷地内 近隣 ) 無 ( 調査計画 有 無 )

| 規格番号         | 資料有り | 調査計画 | 資料有り   | 調査計画 | 資料有り   | 調査計画 |
|--------------|------|------|--------|------|--------|------|
| ボーリング調査      |      |      | 静的貫入試験 |      | 標準貫入試験 |      |
| 水平地盤反力係数の測定  |      |      | 土質試験   |      | 物理探査   |      |
| 試験層 (支持層の確定) |      |      | 平板載荷試験 |      | 液化化判定  |      |
| サトウ式サトウゲン    |      |      | 現場透水試験 |      | PS検層   |      |

注) 上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4. 地業工事

- 直接基礎 ベタ基礎 布基礎 独立基礎 試験掘 有 無  
深さ GL- m、支持層-、長期許容支持力度 kN/m<sup>2</sup> 載荷試験 有 無
- 地盤改良 浅層混合処理工法 深層混合処理工法布基礎  
深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m<sup>2</sup> 載荷試験 有 無  
注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針；日本建築センター2002」を参考とする。
- 杭基礎 支持層-

| 杭種                                                       | 材料                                                                                                                                          | 施工法                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考            |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> PRC | PRC <input type="checkbox"/> I種 <input type="checkbox"/> II種 <input type="checkbox"/> III種                                                  | <input type="checkbox"/> 打ち込み                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |
| <input type="checkbox"/> PHC <input type="checkbox"/> H鋼 | PHC <input type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 <input type="checkbox"/> C種                                                     | <input type="checkbox"/> 埋込み(セメントミルク工法)                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
| <input type="checkbox"/> 鋼管 <input type="checkbox"/> 摩擦杭 | 鋼材 <input type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SKK400                                                                           | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評定第 号         |
| <input type="checkbox"/> SC杭 <input type="checkbox"/>    | <input type="checkbox"/> JIS                                                                                                                | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年 月 日         |
| <input type="checkbox"/> 場所打ち<br>コンクリート杭                 | コンクリートFc N/mm <sup>2</sup><br>Fq N/mm <sup>2</sup><br>スランプ cm以下<br>セメント量 kg/m <sup>3</sup><br>単位水量 kg/m <sup>3</sup><br>鉄筋 主筋 SD<br>HOOP SD | <input type="checkbox"/> オールケーシング <input type="checkbox"/> 拡底杭<br><input type="checkbox"/> リバーササーキュレーション<br><input type="checkbox"/> アースドリル <input type="checkbox"/> ミニアース<br><input type="checkbox"/> BH <input type="checkbox"/> 深礎 <input type="checkbox"/> 手掘 <input type="checkbox"/> 機械掘 | 評定 号<br>年 月 日 |

杭仕様 施工計画書承認 杭施工結果報告書  
試験杭 ( 有 無 ) ( 打ち込み 載荷 孔壁測定 ) 本

| 杭径 (mm) | 設計支持力 (kN) | 杭の先端の深さ (m) | 本数 | 特記事項 |
|---------|------------|-------------|----|------|
|         |            |             |    |      |
|         |            |             |    |      |
|         |            |             |    |      |
|         |            |             |    |      |
|         |            |             |    |      |
|         |            |             |    |      |

5. 設備関係

- ・建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
- ・建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防腐のための有効な措置を講ずること。
- ・建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
- ・煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
- ・設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
- ・設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- ・エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
- ・特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
- ・床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの 1/3 以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。
- ・給湯設備は、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。

6. その他

- ・諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
- ・各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
- ・必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
- ・本構造配筋基準図は、設計者の責任において使用すること。

II. 配筋基準図

1. 鉄筋の材料

鉄筋は表1により、種類の記号は特記による。

表1 鉄筋

| 規格番号      | 規格名称        | 種類の記号                                    |
|-----------|-------------|------------------------------------------|
| JIS G3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SR235 SR295<br>SD295A SD295B SD345 SD390 |

溶接記号は JIS G3551 (溶接金網及び鉄筋格子) により、網目の形状、寸法及び鉄線の径は特記による。

2. 鉄筋の表示

A. 特記の表示記号

| 鉄筋径  | 異形鉄筋 | D10 | D13 | D16 | D19 | D22 | D25 | D29 | D32 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 表示記号 | ●    | ×   | ∅   | ●   | ○   | ◎   | ⊗   | ⊙   | ◎   |

B. 鉄筋の表示方法

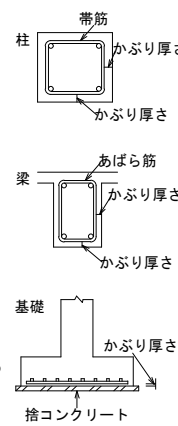
| 表示方法  | 備考                      | 例        |
|-------|-------------------------|----------|
| n-Dd  | n=本数 D=異形鉄筋 d=公称直径      | 3-D16    |
| Dd-L@ | D=異形鉄筋 d=公称直径 L=距離 @=間隔 | D10-200@ |

3. 鉄筋の最小かぶり厚さ及び間隔

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは特記による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表3 かぶり厚さ

| 構造部分の種類別    | 最小かぶり厚さ (mm)                     |
|-------------|----------------------------------|
| スラブ、耐力壁以外の壁 | 仕上げあり 20<br>仕上げなし 30             |
| 土に接しない部分    | 柱内 仕上げあり 30<br>柱内 仕上げなし 30       |
|             | 屋外 仕上げあり 30<br>屋外 仕上げなし 40       |
|             | 擁壁、耐圧スラブ 40                      |
| 土に接する部分     | 柱、梁、スラブ、壁 *40<br>基礎、擁壁、耐圧スラブ *60 |
|             | 煙突等高温を受ける部分 60                   |

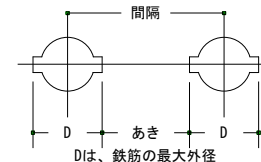


- (注) 1. \*印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。  
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、仕上げ塗材、吹付け又は塗装等の鉄筋の耐久上有効でない仕上げのものを除く。  
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。  
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。  
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶりの厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

- (d) 鉄筋相互のあきは、下記のうち最大のもの以上とする。  
ただし、特殊な鉄筋継手の場合は、特記による。  
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍  
(2) 25mm  
(3) 隣り合う鉄筋の平均径の1.5倍



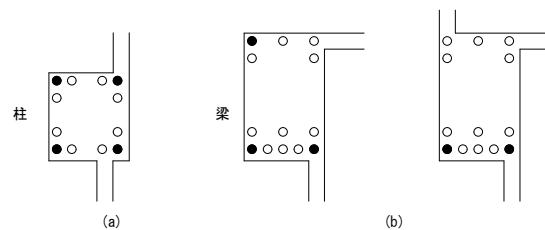
(e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは (d) による。

(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c) による。

4. 鉄筋の末端部

鉄筋の末端部には、次の場合にフックをつける。

- (1) 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合 (図4.1の●印で示す鉄筋)
- (2) 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合 (図4.1の●印で示す鉄筋)。ただし、基礎梁を除く。



- (3) 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)。
- (4) 杭基礎のベース筋。
- (5) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋。

表4 鉄筋の折曲げ

| 折曲げ角度            | 折曲げ図 | 折曲げ内法直径(D)    |                 |                         |
|------------------|------|---------------|-----------------|-------------------------|
|                  |      | SD295A, D16以下 | SD295B, D19~D38 | SD345, D19~D38<br>SD390 |
| 180°             |      | 4d以上          | 4d以上            | 5d以上                    |
| 135°             |      | 3d以上          | 4d以上            | 5d以上                    |
| 90°              |      | 3d以上          | 4d以上            | 5d以上                    |
| 135°及び90° (幅止め筋) |      | 4d以上          | 4d以上            | 4d以上                    |

- (注) 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。  
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

5. 鉄筋の継手

- (a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。
- (b) 鉄筋の継手位置は、特記による。
- (c) 鉄筋の重ね継手は、次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

- (1) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表5.1の重ね継手長さのうち大きい値とする。
  - (2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表5.1による。
  - (3) 隣り合う継手の位置は、表5.2による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合を除く。
- なお、先組工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所には、特記による。

表5.1 鉄筋の重ね継手の長さ

| 鉄筋の種類  | コンクリートの設計基準強度 (Fc) (N/mm <sup>2</sup> ) | L <sub>1</sub> (フックなし) | L <sub>1n</sub> (フックあり) |
|--------|-----------------------------------------|------------------------|-------------------------|
| SD295A | 18                                      | 45d                    | 35d                     |
|        | 21                                      | 40d                    | 30d                     |
|        | 24, 27                                  | 35d                    | 25d                     |
| SD295B | 30, 33, 36                              | 35d                    | 25d                     |
|        | 18                                      | 50d                    | 35d                     |
|        | 21                                      | 45d                    | 30d                     |
| SD345  | 24, 27                                  | 40d                    | 30d                     |
|        | 30, 33, 36                              | 35d                    | 25d                     |
|        | 21                                      | 50d                    | 35d                     |
| SD390  | 24, 27                                  | 45d                    | 35d                     |
|        | 30, 33, 36                              | 40d                    | 30d                     |

- (注) 1. L<sub>1</sub>、L<sub>1n</sub>: 重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
- 2. フックありの場合のL<sub>1n</sub>は、図5.1に示すようにフック部分見を含まない。
- 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

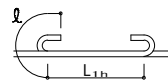


図5.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

表5.2 隣合う継手の位置

| 重ね継手     | フックありの場合 | フックなしの場合 |
|----------|----------|----------|
| 重ね継手     |          |          |
| 圧接継手の場合  |          |          |
| 機械式継手の場合 |          |          |

6. 鉄筋の定着

- (a) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。特記がなければ、40d（軽量コンクリートの場合は50d）表6.1の定着長さのうち大きい値とする。
- (b) (a)以外の鉄筋の定着の長さは、表6.1による。

表6.1 鉄筋の定着の長さ

| 鉄筋の種類  | コンクリートの設計基準強度 (Fc) (N/mm <sup>2</sup> ) | フックなし          |                |                |     | フックあり           |     |                 |    |     |
|--------|-----------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|----|-----|
|        |                                         | L <sub>1</sub> | L <sub>2</sub> | L <sub>3</sub> |     | L <sub>1n</sub> |     | L <sub>3n</sub> |    |     |
| SD295A | 18                                      | 45d            | 40d            | 小梁             | スラブ | 10d かつ 150mm 以上 | 35d | 30d             | 小梁 | スラブ |
|        | 21                                      | 40d            | 35d            |                |     |                 | 30d | 25d             |    |     |
|        | 24, 27                                  | 35d            | 30d            |                |     |                 | 25d | 20d             |    |     |
| SD295B | 30, 33, 36                              | 35d            | 30d            |                |     |                 | 25d | 20d             |    |     |
|        | 18                                      | 50d            | 40d            |                |     |                 | 35d | 30d             |    |     |
|        | 21                                      | 45d            | 35d            |                |     |                 | 30d | 25d             |    |     |
| SD345  | 24, 27                                  | 40d            | 35d            |                |     |                 | 30d | 25d             |    |     |
|        | 30, 33, 36                              | 35d            | 30d            |                |     |                 | 25d | 20d             |    |     |
|        | 21                                      | 50d            | 40d            |                |     |                 | 35d | 30d             |    |     |
| SD390  | 24, 27                                  | 45d            | 40d            |                |     |                 | 35d | 30d             |    |     |
|        | 30, 33, 36                              | 40d            | 35d            |                |     |                 | 30d | 25d             |    |     |

- (注) 1. L<sub>1</sub>、L<sub>1n</sub>: (b)以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
- 2. L<sub>2</sub>、L<sub>2n</sub>: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着長さ及びフックあり定着の長さ
- 3. L<sub>3</sub>: 小梁及びスラブの下端筋の直線定着長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁を除く。
- 4. L<sub>3n</sub>: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
- 5. フックあり定着の場合は、図6.1に示すようにフック部分見を含まない。
- 6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (c) 定着の方法は、図6.1による。

なお、仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さ L が、表6.1のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表6.1に示す直線定着の長さとし、かつ、余長を 8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表6.2に示す長さ（かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの 3/4 倍以上）のみ込ませる。

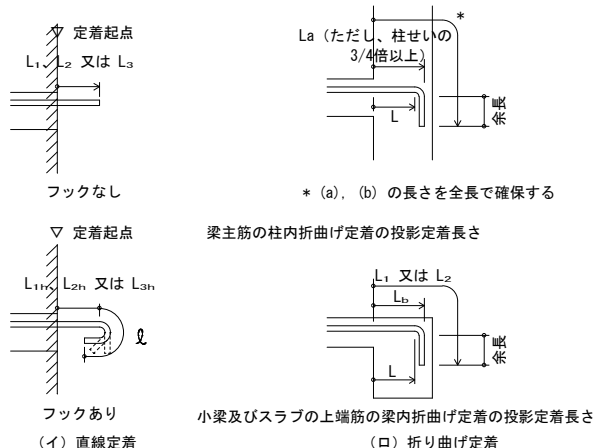


図6.1 定着の方法

表6.2 投影定着長さ

| 鉄筋の種類  | コンクリートの設計基準強度 (Fc) (N/mm <sup>2</sup> ) | L <sub>a</sub> | L <sub>b</sub> |
|--------|-----------------------------------------|----------------|----------------|
| SD295A | 18                                      | 20d            | 15d            |
|        | 21                                      | 15d            | 15d            |
|        | 24, 27                                  | 15d            | 15d            |
| SD295B | 30, 33, 36                              | 15d            | 15d            |
|        | 18                                      | 20d            | 20d            |
|        | 21                                      | 20d            | 20d            |
| SD345  | 24, 27                                  | 20d            | 15d            |
|        | 30, 33, 36                              | 15d            | 15d            |
|        | 21                                      | 20d            | 20d            |
| SD390  | 24, 27                                  | 20d            | 20d            |
|        | 30, 33, 36                              | 20d            | 15d            |

- (注) 1. L<sub>a</sub>: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持ち梁及びスラブを含む。）
- 2. L<sub>b</sub>: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）
- 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

7. 柱

A. 継手及び定着

- (1) 継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm以上1,500mm以下かつ3/4h<sub>o</sub> (h<sub>o</sub>は柱の内法高さ)以下とする。重ね継手長さは、L<sub>1</sub>とし、定着及び余長は、図7.1による。
- (2) ただし、柱頭定着長さL<sub>2</sub>が確保できない場合は、構造計算等により必要長さの確認を行うものとする。
- (3) 柱頭柱主筋について、梁上端主筋との取合いを考慮し、適切なかぶり厚さを確保する。

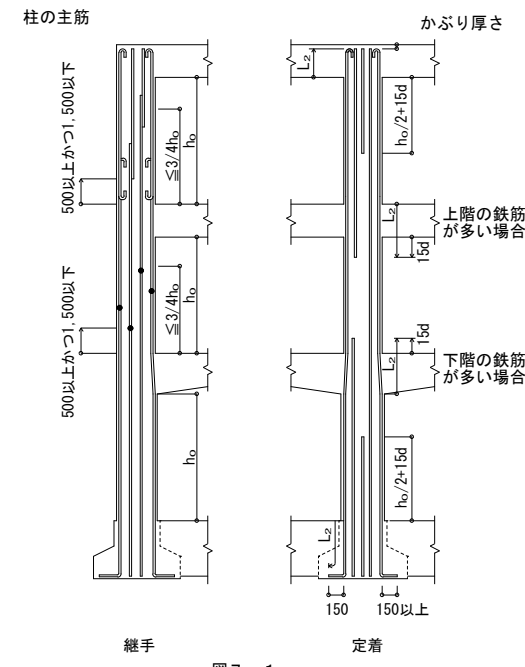


図7.1

- (注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
- 2. 隣り合う継手の位置は、表5.2による。
- 3. 継手、定着は、すべての階に適用できる。

B. 中間階の配筋 (上、下階で柱幅が異なる場合)

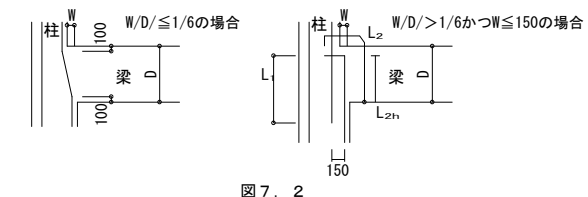


図7.2

8. 帯筋

A. 形状

- 帯筋組立ての形は、下図とし、適用は特記による。ただし、特記がなければ下記による。
- (1) H形を標準とする。
- (2) フック及び継手の位置は、交互とする。
- (3) 溶接する場合の溶接長さLは両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。
- (4) SP形において、柱頭及び鉄筋の端部は、1.5巻以上の添巻きを行う。
- (5) H形の135° 曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。

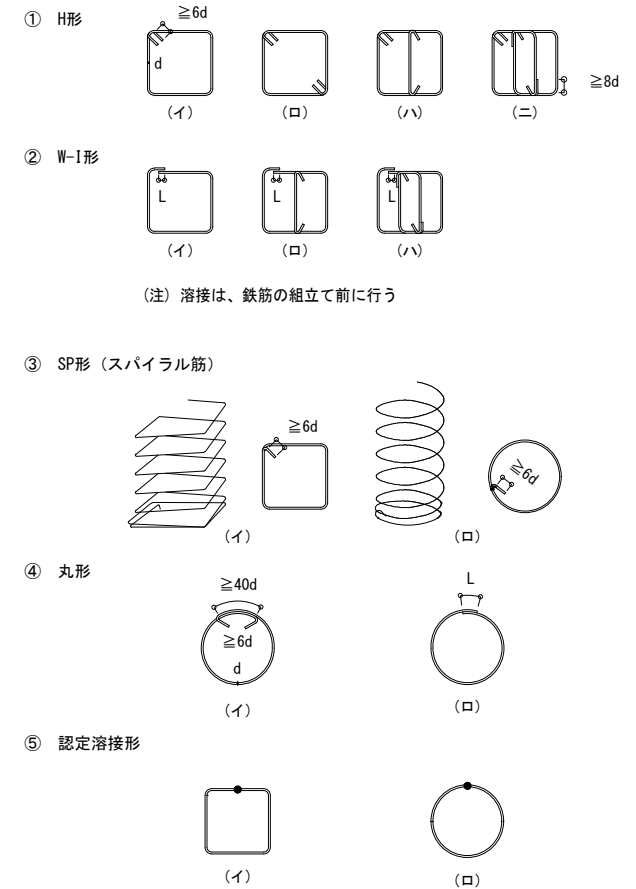
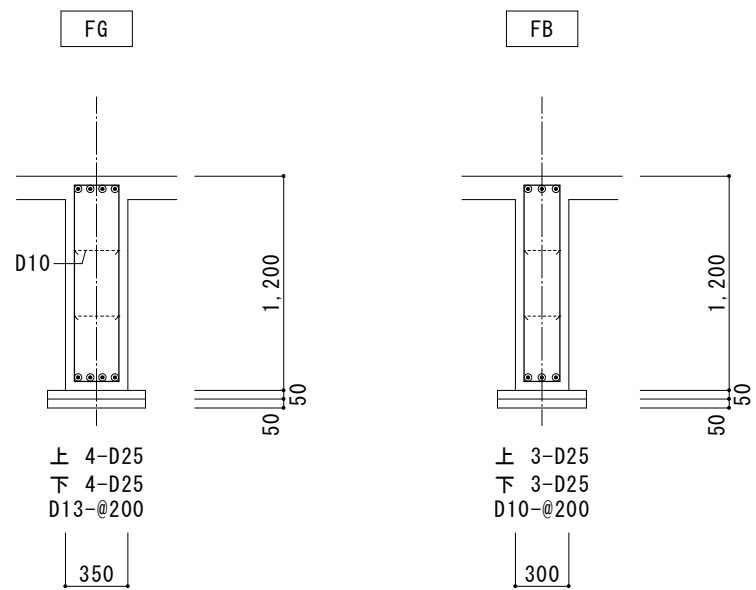
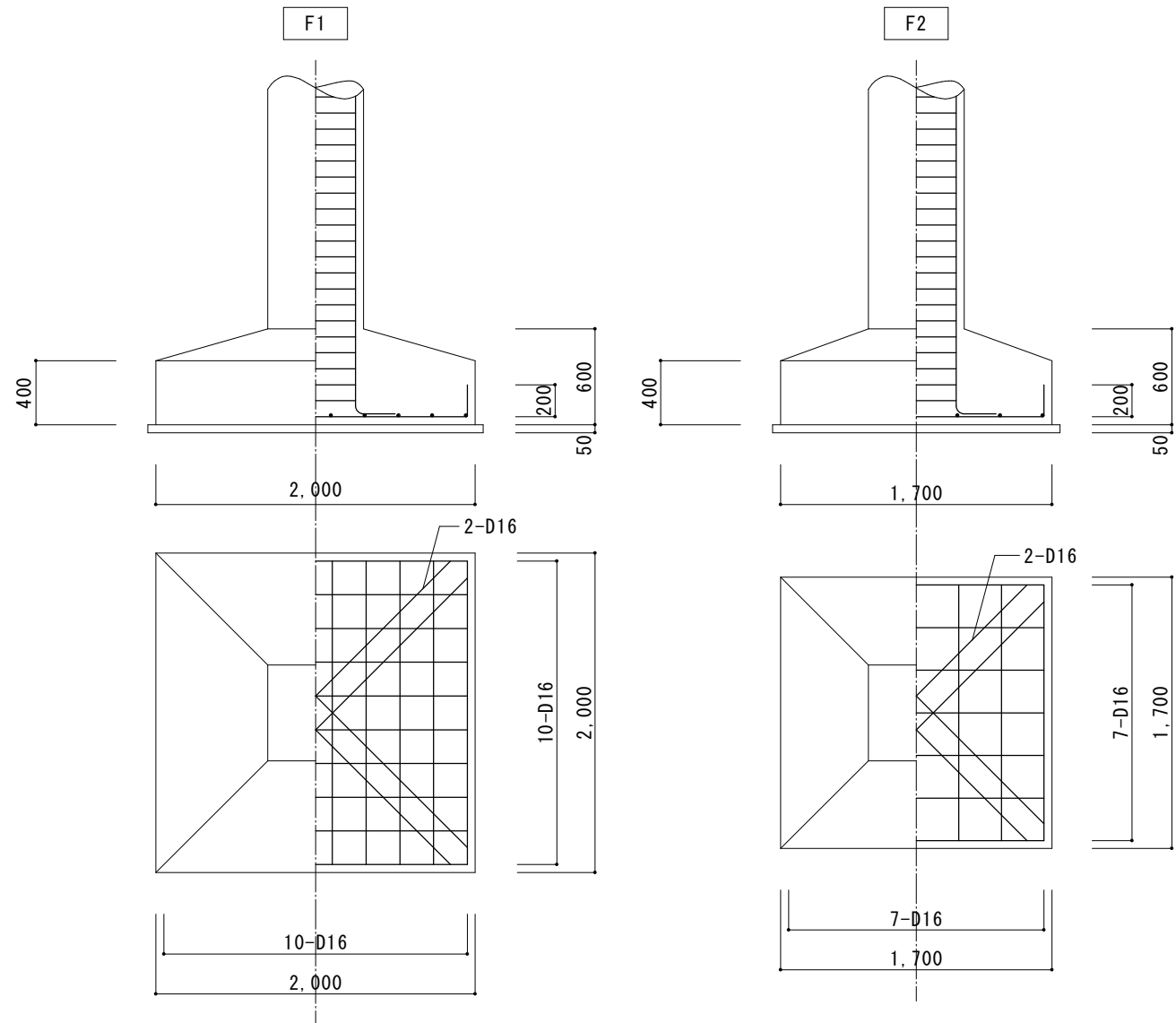
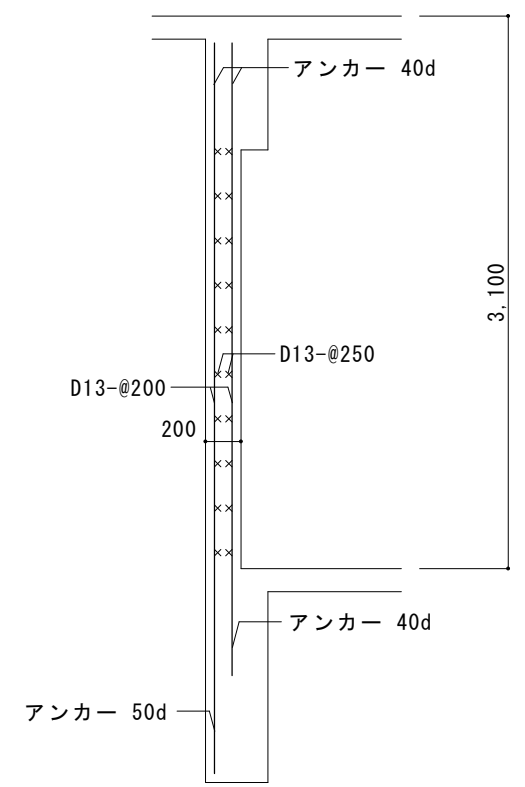


図8.1

(既存)基礎リスト 1/30



RW



(既存)柱リスト 1/30 D. Hoop D10-@800

|     |          |
|-----|----------|
| 記号  | 1C       |
| 1階  |          |
| 主筋  | 14-D22   |
| フープ | D10-@100 |
| 記号  | B1C      |
| B1階 |          |
| 主筋  | 14-D22   |
| フープ | D13-@100 |

(既存)大梁リスト 1/30 (注) 腹筋2-D10 巾止筋D10-@800

| 記号     | G1       |          | G2       |       |       |
|--------|----------|----------|----------|-------|-------|
|        | 端部       | 中央       | 外端       | 中央    | 内端    |
| R階     |          |          |          |       |       |
| 上端筋    | 4-D25    | 2-D25    | 3-D25    | 2-D25 | 5-D25 |
| 下端筋    | 2-D25    | 4-D25    | 2-D25    | 4-D25 | 4-D25 |
| スターラップ | D13-@200 |          | D13-@200 |       |       |
| 1階     |          |          | 1G1に同じ   |       |       |
| 上端筋    | 6-D25    | 2-D25    |          |       |       |
| 下端筋    | 4-D25    | 4-D25    |          |       |       |
| スターラップ | D13-@150 | D13-@200 |          |       |       |

徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 (既存)基礎・大梁・壁リスト

●図面番号 SH-03  
●縮尺 1/30

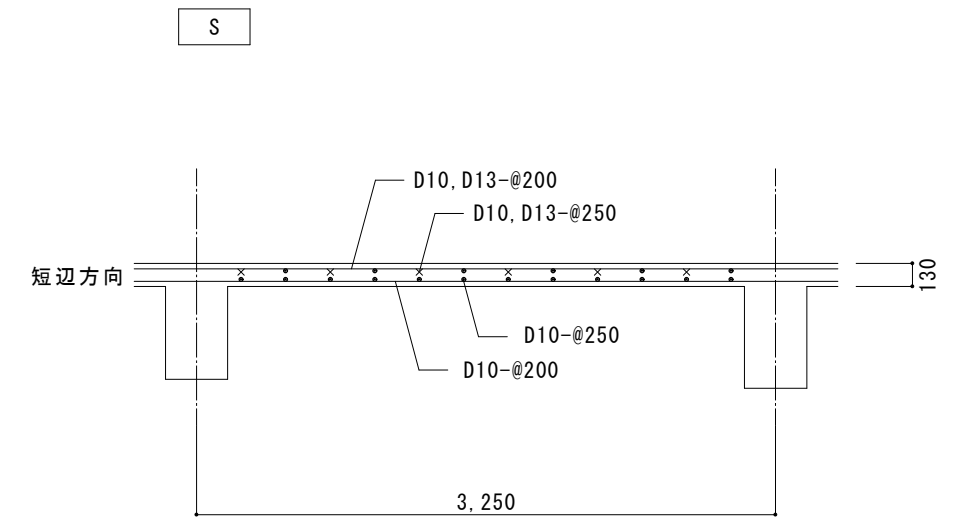
株式会社橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



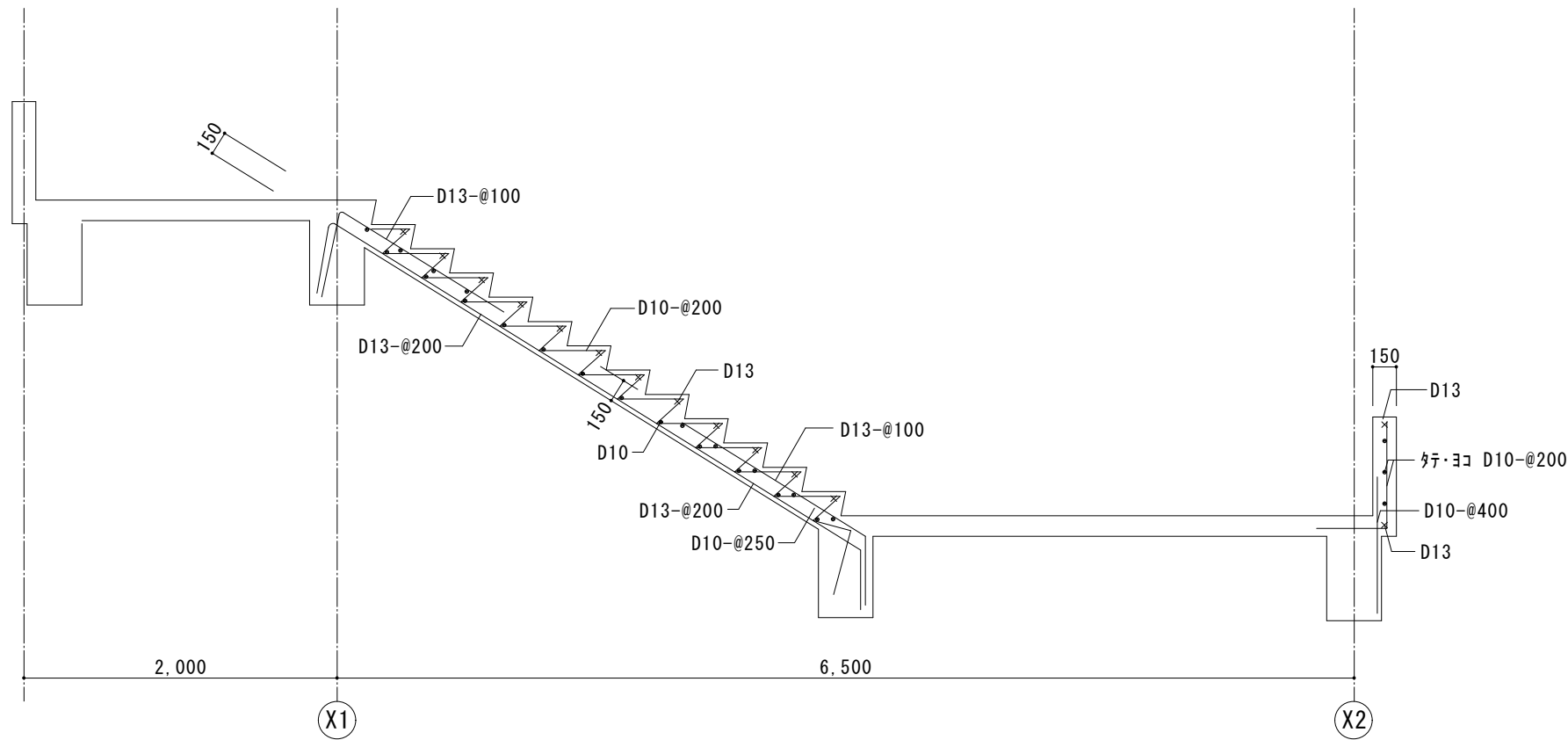
(既存)小梁リスト 1/30

| 記号   | B1       |       | B2       |       | CG, CB   | B2 <sub>A</sub> |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-----------------|
|      | 端部       | 中央    | 端部       | 中央    |          |                 |
| 断面   |          |       |          |       |          |                 |
| 上端筋  | 6-D25    | 4-D25 | 4-D22    | 2-D22 | 6-D25    | 4-D22           |
| 下端筋  | 4-D25    | 6-D25 | 2-D22    | 4-D22 | 4-D25    | 2-D22           |
| スラップ | D13-@200 |       | D10-@200 |       | D10-@200 | D10-@200        |

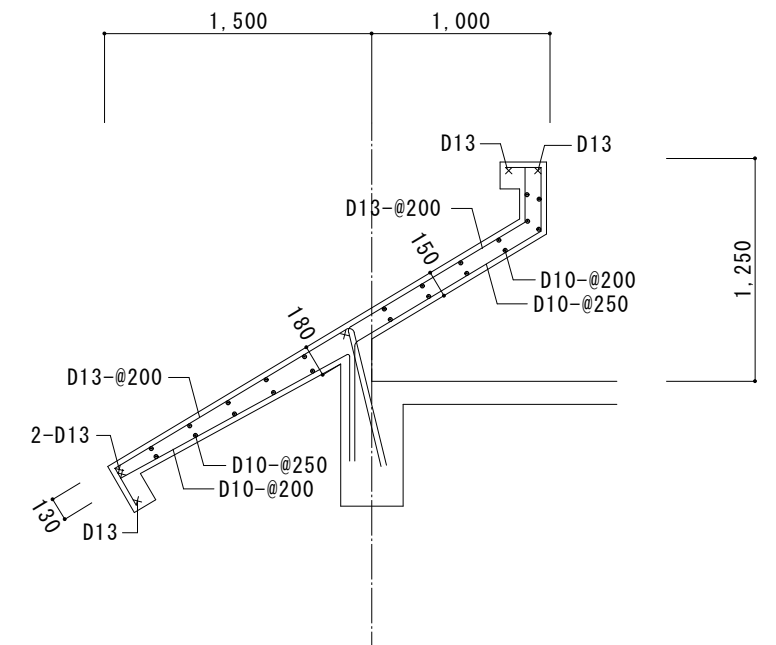
(既存)床版リスト 1/30



(既存)階段詳細図 1/30



CS



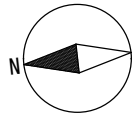
徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 (既存)小梁・スラップリスト・雑配筋図

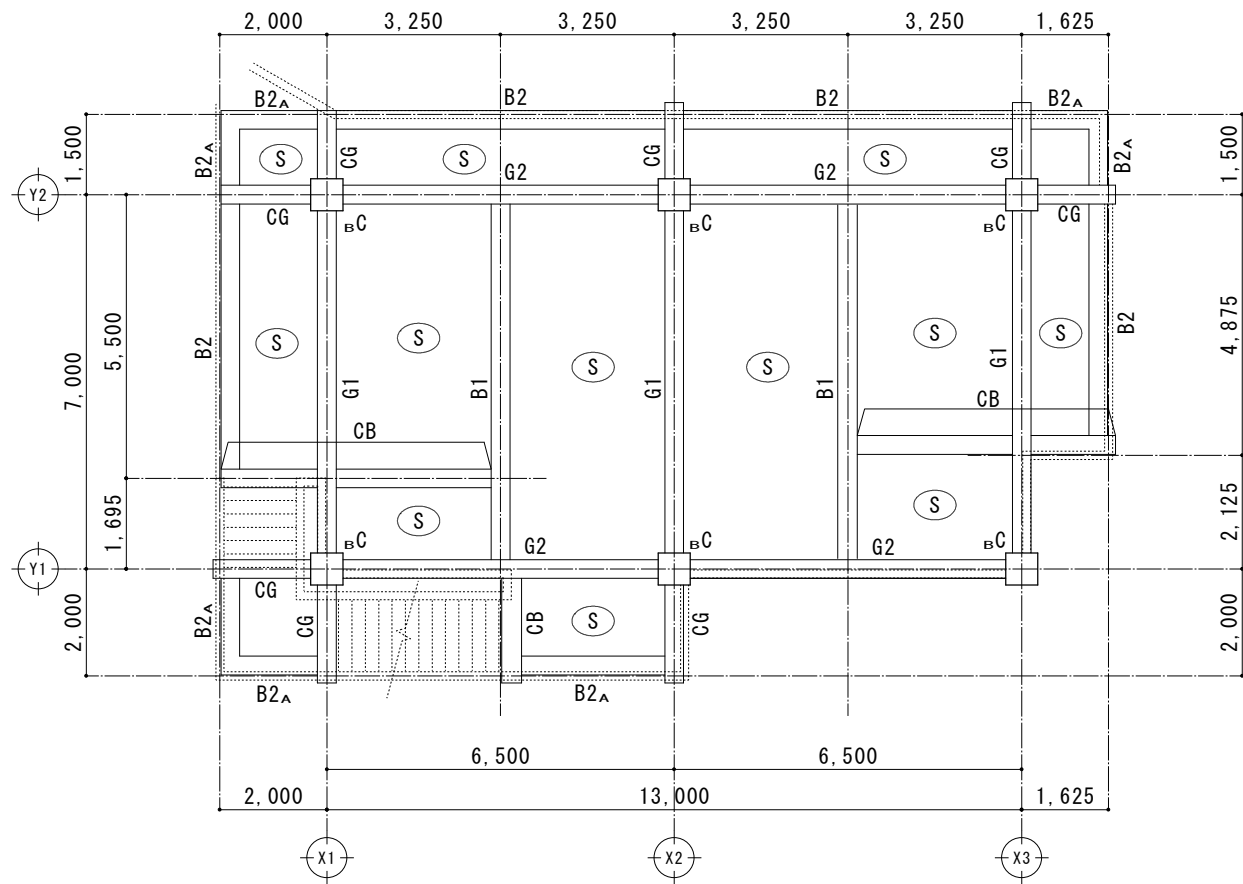
●図面番号 SH-04  
●縮尺 1/30

株式会社橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

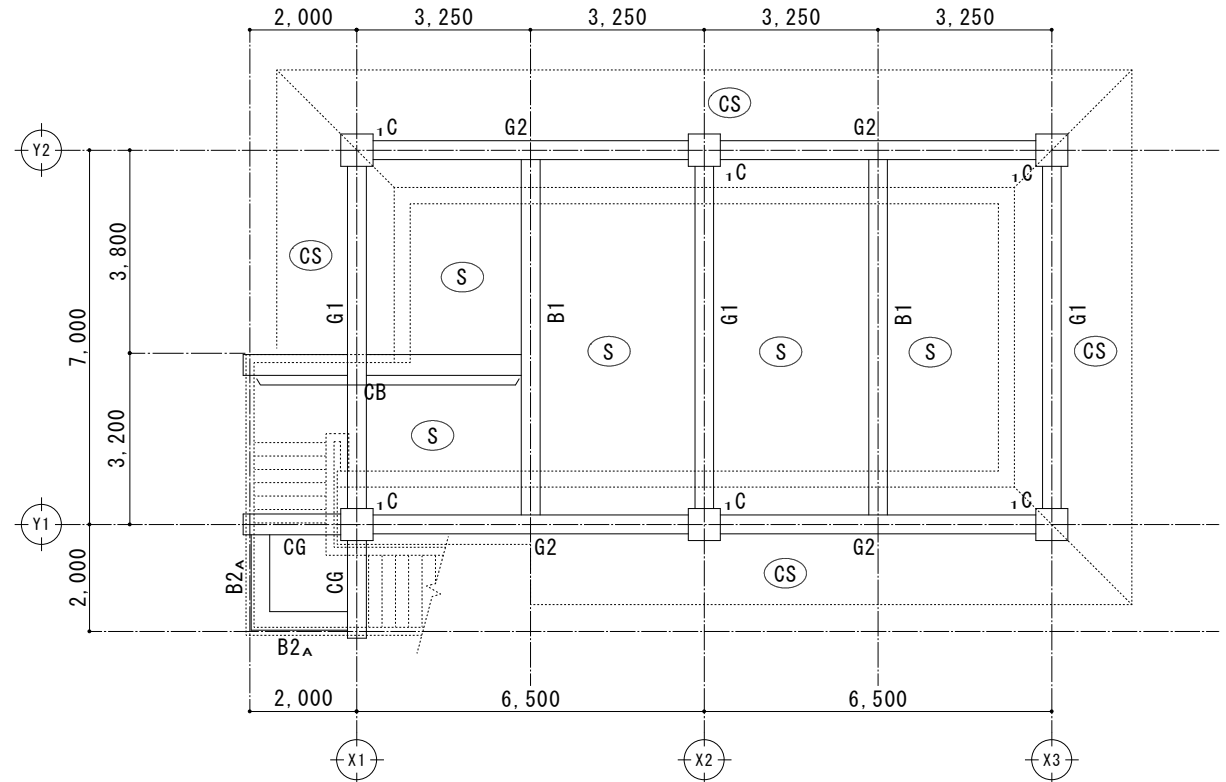
| 一般共通事項 |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| コンクリート | 4FC=210kg/cm <sup>3</sup> 普通コンクリート S=21 |
| 鉄筋     | SD30 柱ガス圧接、その他は重ね継手40d                  |



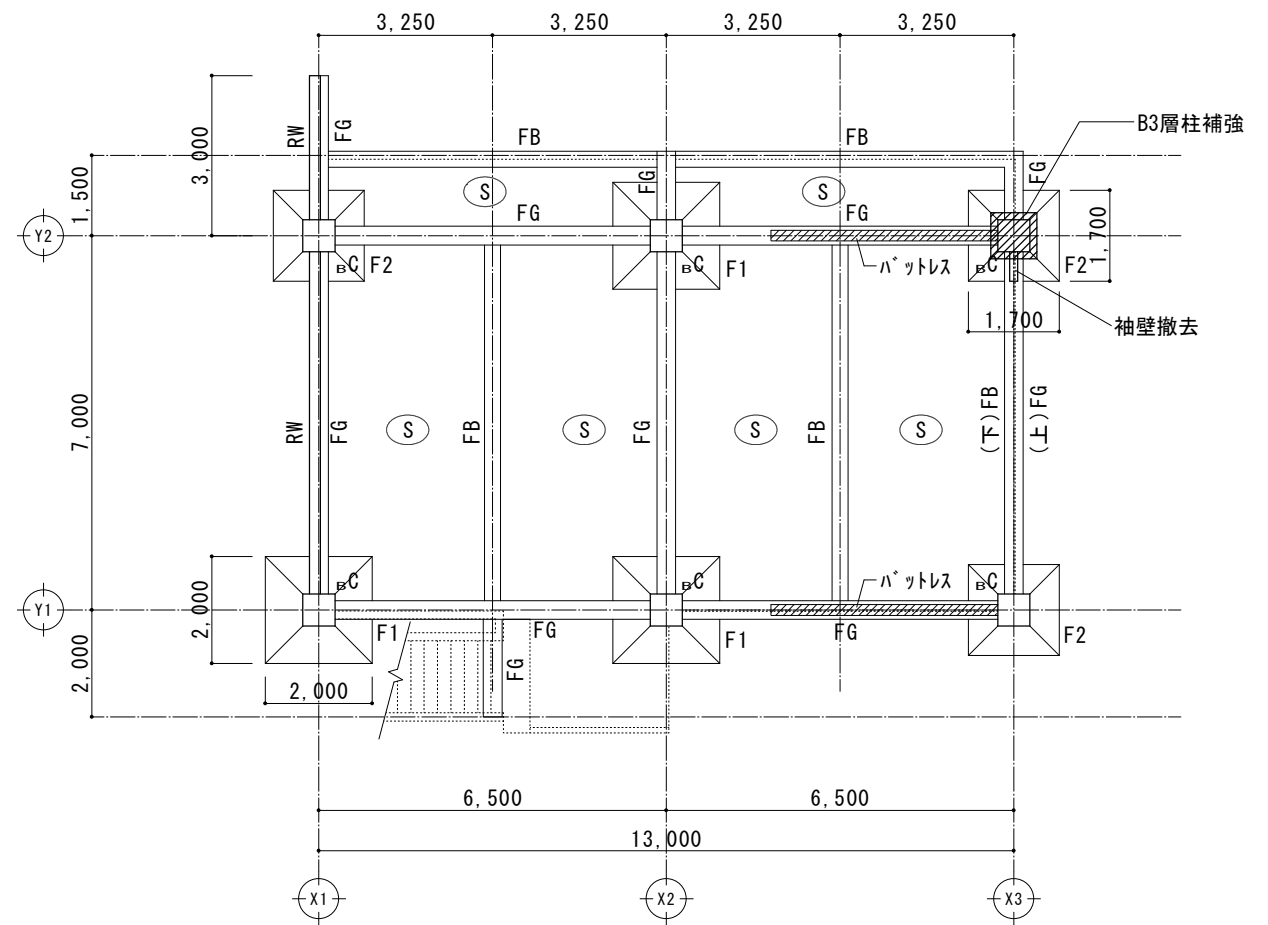
Y+方向  
X+方向



1 F 梁伏図 1/100



R階 梁伏図 1/100



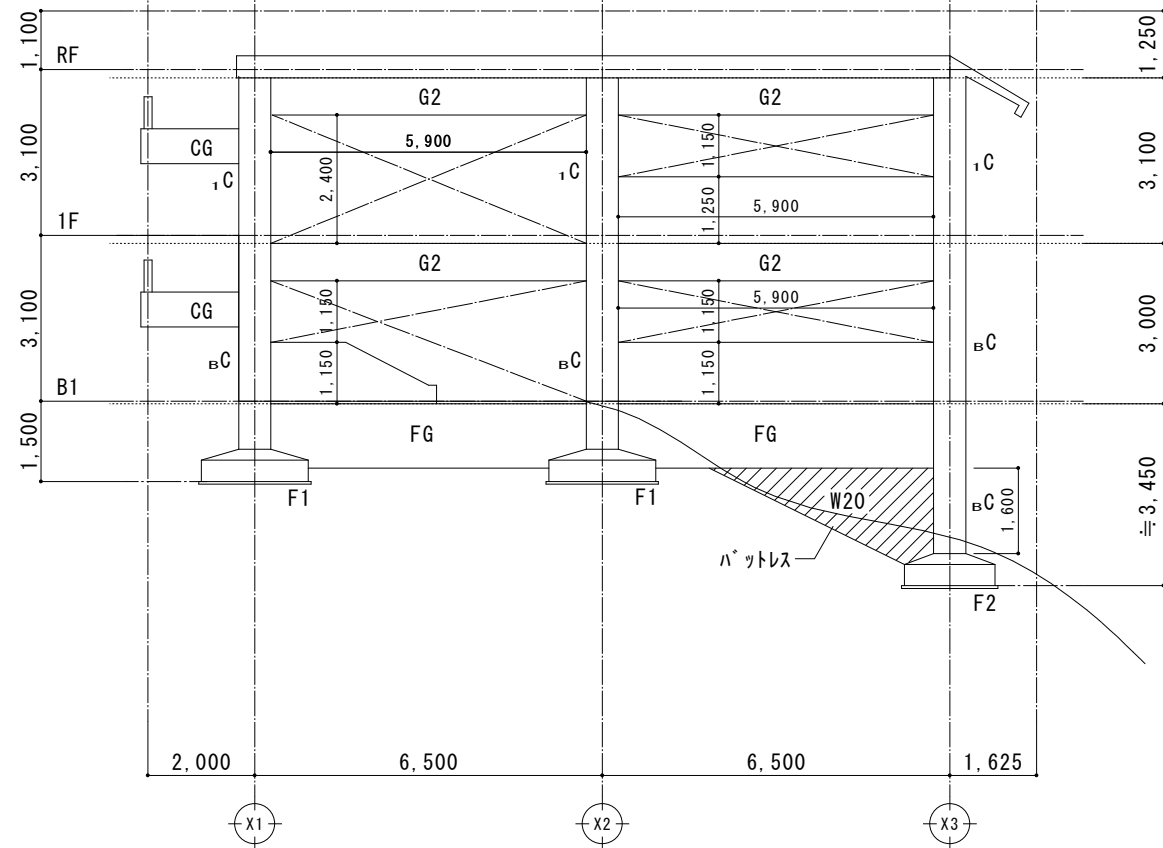
B 1 伏図 1/100

徳島県土木整備部管轄課

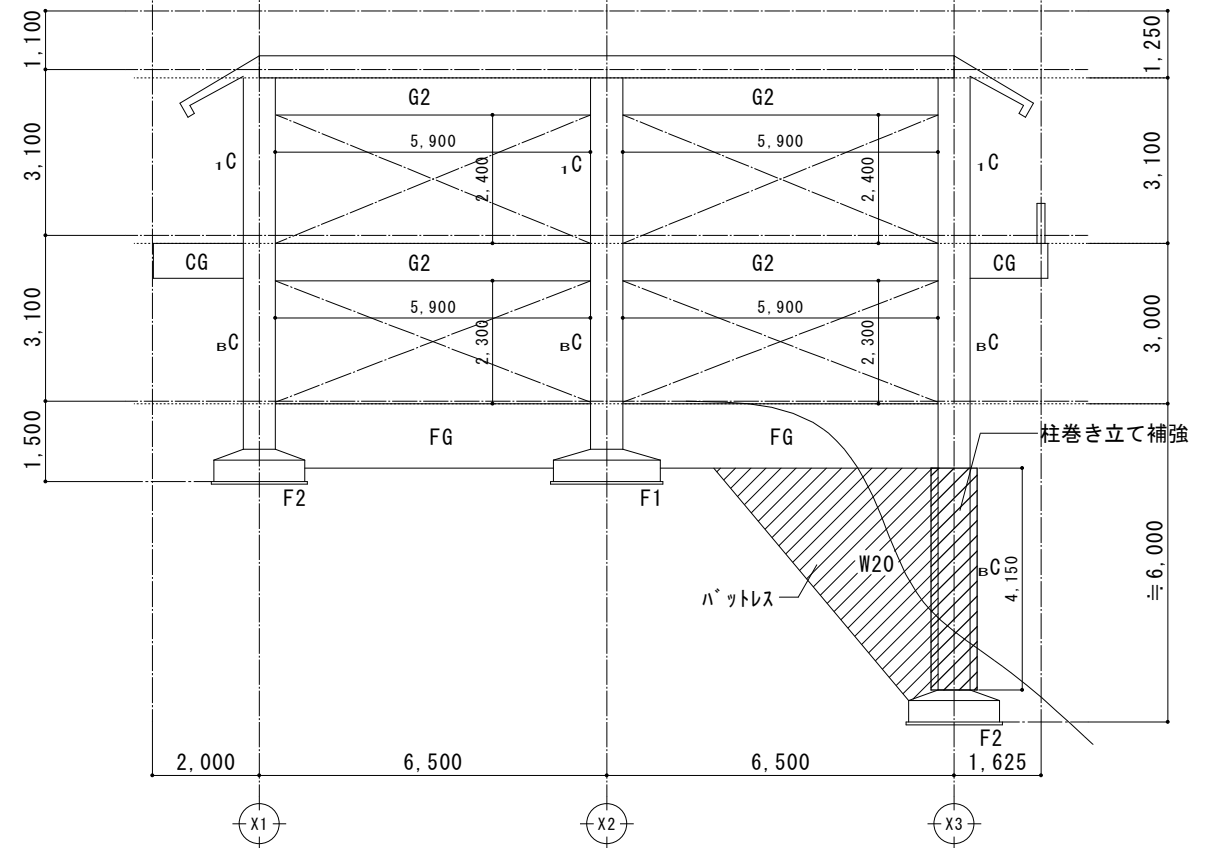
●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事

●図面番号 SH-05  
●縮尺 1/100

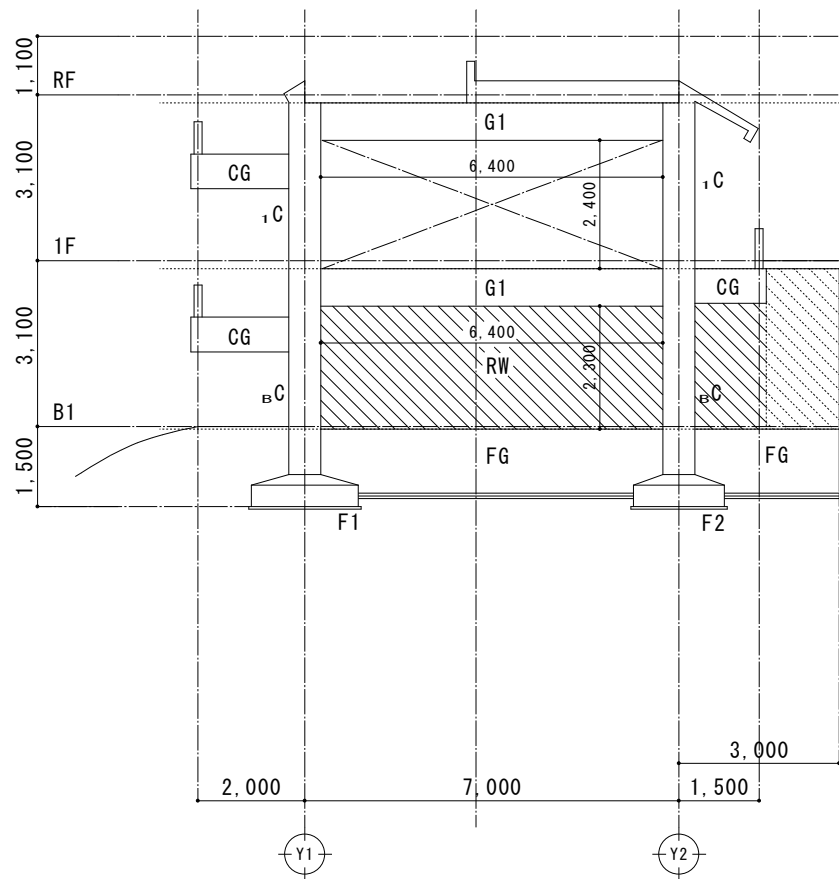
株式会社橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明



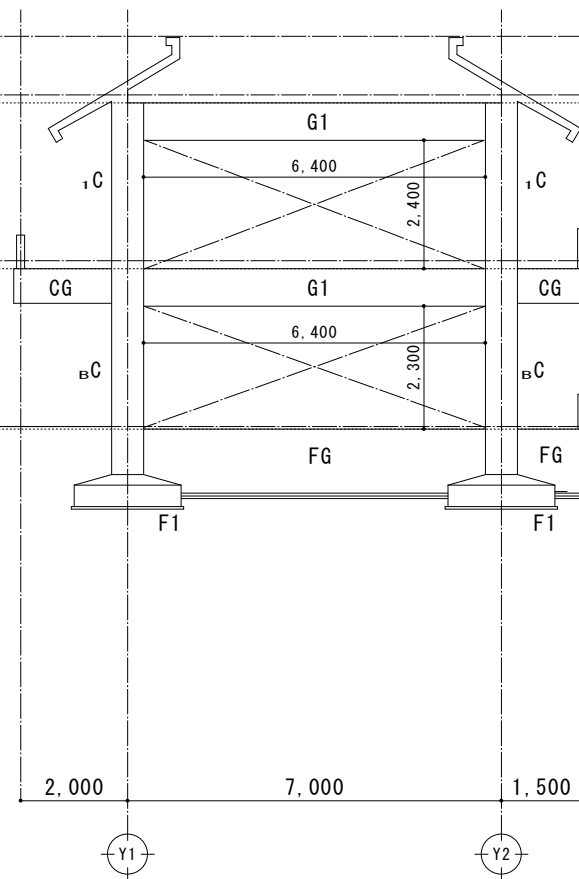
Y1 通り 軸組図 1/100



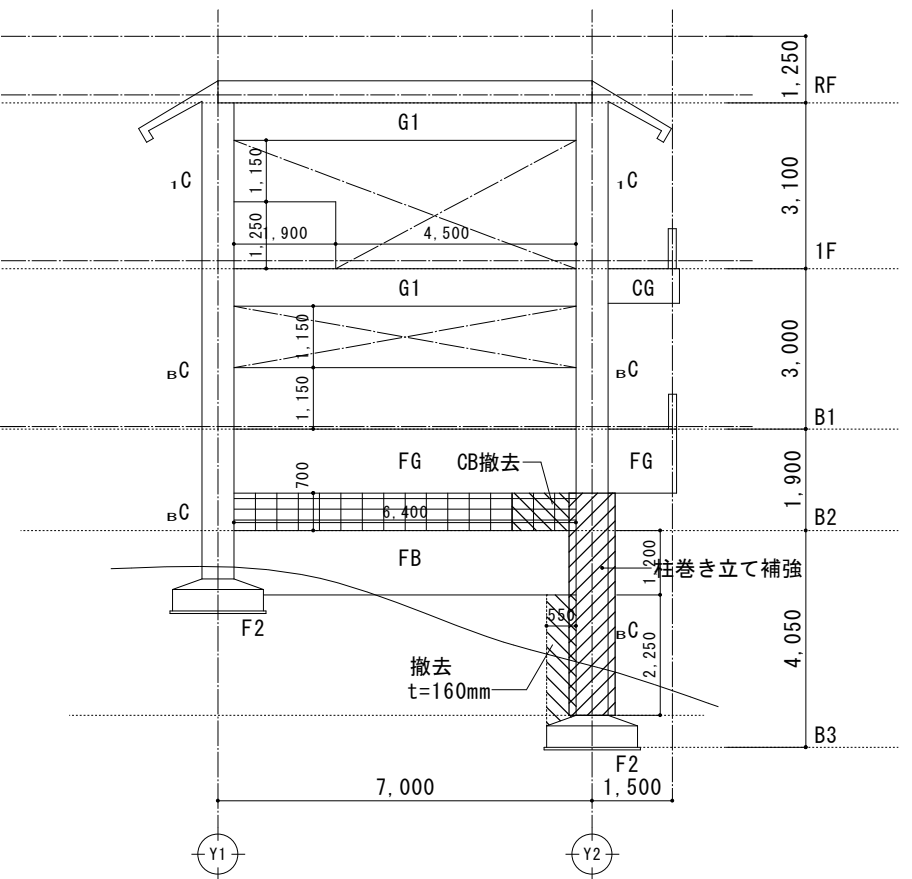
Y2 通り 軸組図 1/100



X1 通り 軸組図 1/100



X2 通り 軸組図 1/100



X3 通り 軸組図 1/100

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門  
お茶園休憩所耐震改修他工事  
●図面名 軸組図

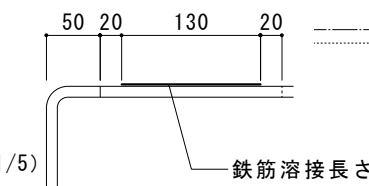
●図面番号 SH-06  
●縮尺 1/100

株式会社橋建築事務所  
一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号  
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号  
TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885  
一級建築士登録 第333705号 森脇康明

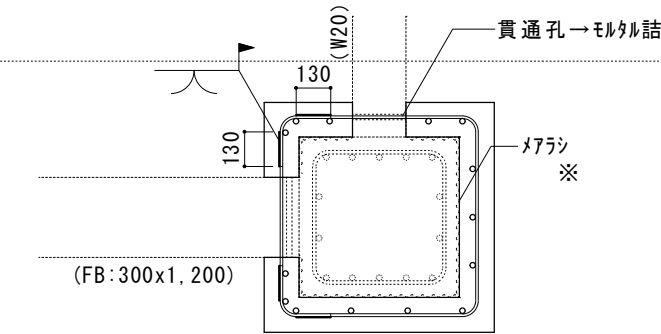
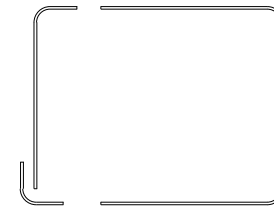
※既存部分の処理（目荒し）

2~5mm程度の深さの凹面を、合計が打継ぎ面の15~30%程度の面積となるよう均等に付けるものとし、過度にコンクリート面を荒らさないように留意する。

(フレブ溶接詳細図 1/5)

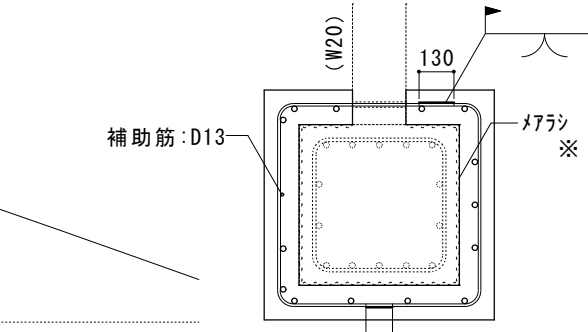
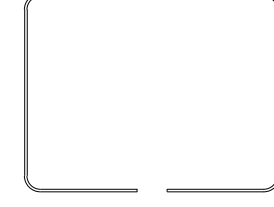


HOOB筋加工図



(ハネルゾーン)

HOOB筋加工図



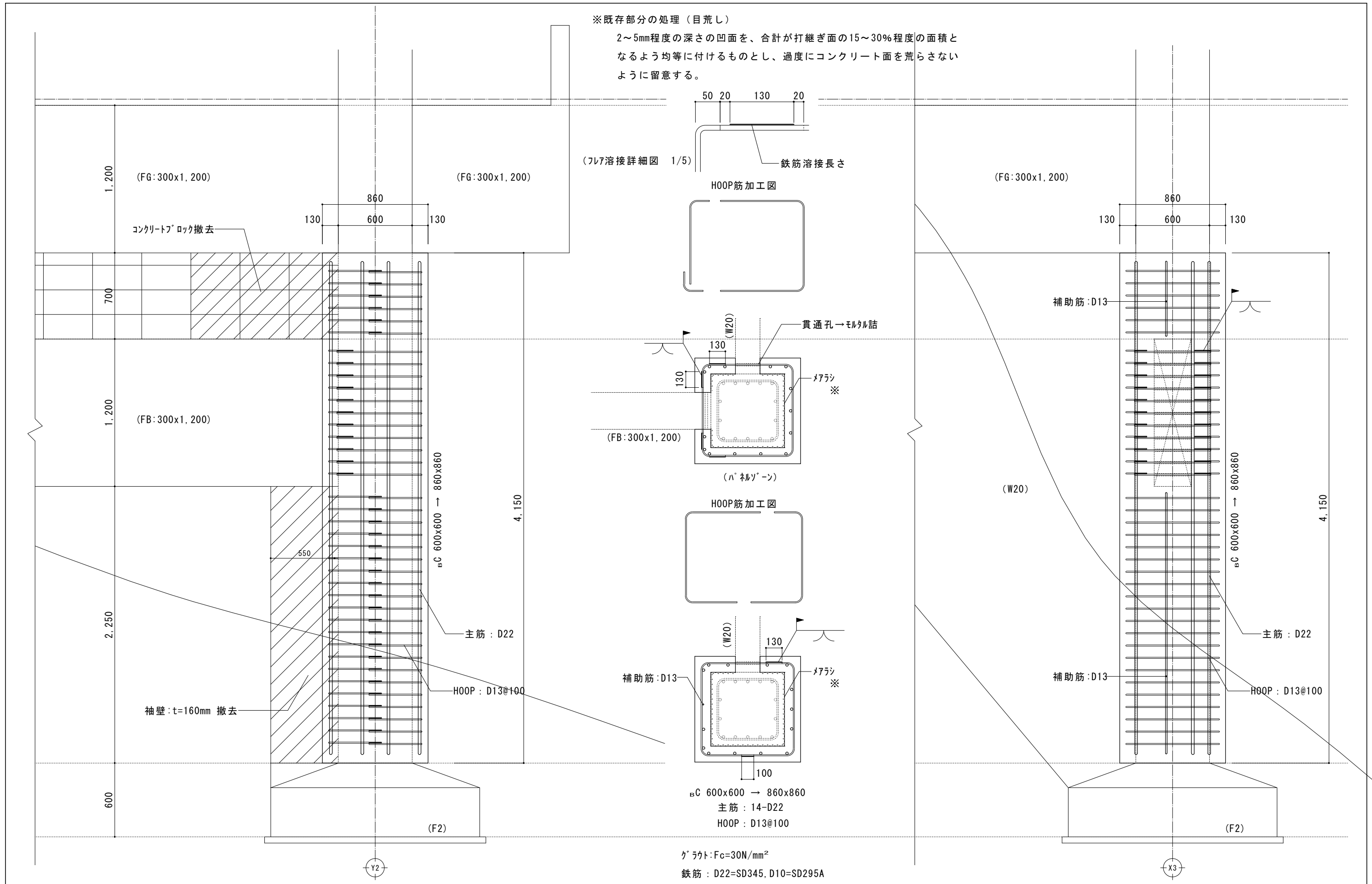
寸法 600x600 → 860x860

主筋: 14-D22

HOOB: D13@100

ゲラウト:  $F_c=30N/mm^2$

鉄筋: D22=SD345, D10=SD295A



|             |                                   |             |                                                                                                                                |
|-------------|-----------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 徳島県土木整備部管轄課 | ●工事名 R3宮精 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 | ●図面番号 SH-07 | 株式会社橋建築事務所<br>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号<br>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号<br>TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885<br>一級建築士登録 第333705号 森脇康明 |
|             | ●図面名 補強詳細図                        | ●縮尺 1/20    |                                                                                                                                |

## 電気工事仕様書

### I. 工事種目

| 種目   | 工事概要                           |
|------|--------------------------------|
| 電灯設備 | 照明器具のLED化に伴い、照明器具及び配線の改修を行う。   |
| 撤去工事 | 照明器具のLED化に伴い、既設照明器具及び配線の撤去を行う。 |
|      |                                |
|      |                                |
|      |                                |
|      |                                |
|      |                                |
|      |                                |

### II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

### III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)  
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。  
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)  
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)  
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)  
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
  - PCBを含む機器は、圖書を添えて引き渡すとする。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工  
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
  - 本工事の建物分類は(特定の施設・(一般の施設))であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
  - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

| 設計用標準水平震度      |         | 特定の施設 |      | 一般の施設 |      |
|----------------|---------|-------|------|-------|------|
| 設置場所           | 機器種別    | 重要機器  | 一般機器 | 重要機器  | 一般機器 |
| 上層階、<br>屋上及び塔屋 | 機 器     | 2.0   | 1.5  | 1.5   | 1.0  |
|                | 防振支持の機器 | 2.0   | 2.0  | 2.0   | 1.5  |
|                | 水 槽 類   | 2.0   | 1.5  | 1.5   | 1.0  |
| 中層階            | 機 器     | 1.5   | 1.0  | 1.0   | 0.6  |
|                | 防振支持の機器 | 1.5   | 1.5  | 1.5   | 1.0  |
|                | 水 槽 類   | 1.5   | 1.0  | 1.0   | 0.6  |
| 1階及び地下階        | 機 器     | 1.0   | 0.6  | 0.6   | 0.4  |
|                | 防振支持の機器 | 1.0   | 1.0  | 1.0   | 0.6  |
|                | 水 槽 類   | 1.5   | 1.0  | 1.0   | 0.6  |

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 ( ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機  
( ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ )

- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

#### 11. 各種荷重計算

対象機材 ( ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ )

#### 12. 強度計算

対象機材 ( ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材  
( ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ )

#### 13. コンクリート工事

受変電盤基礎 ( ・ 強度試験 ( ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出  
( ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 )

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

### IV. 特記仕様2(特記事項)

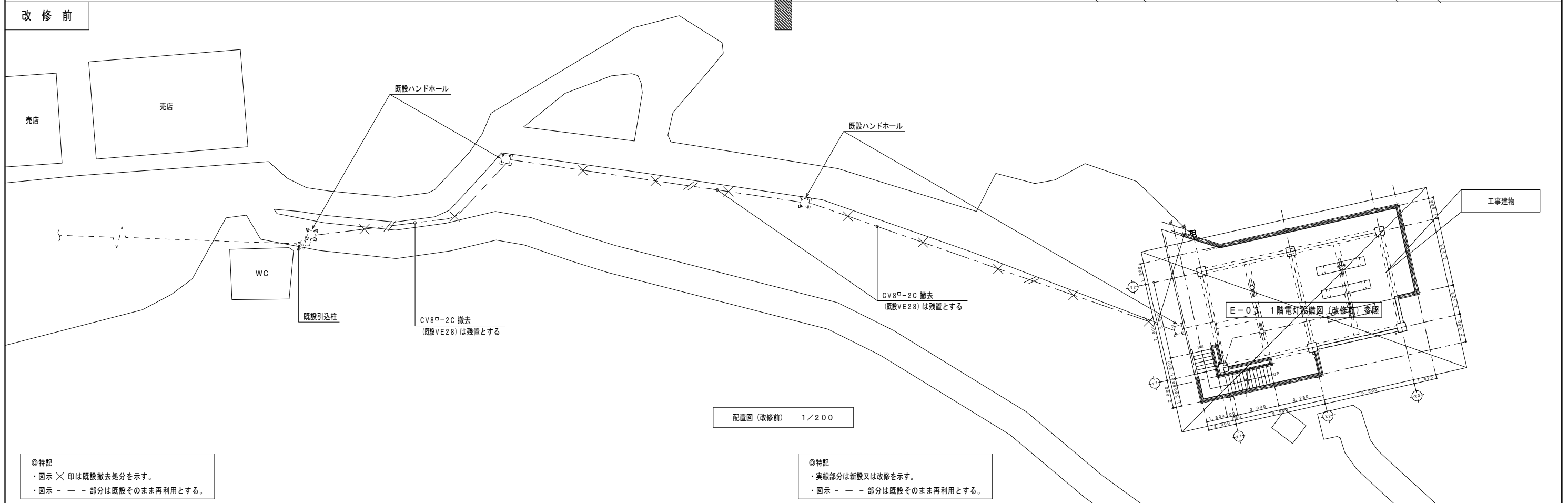
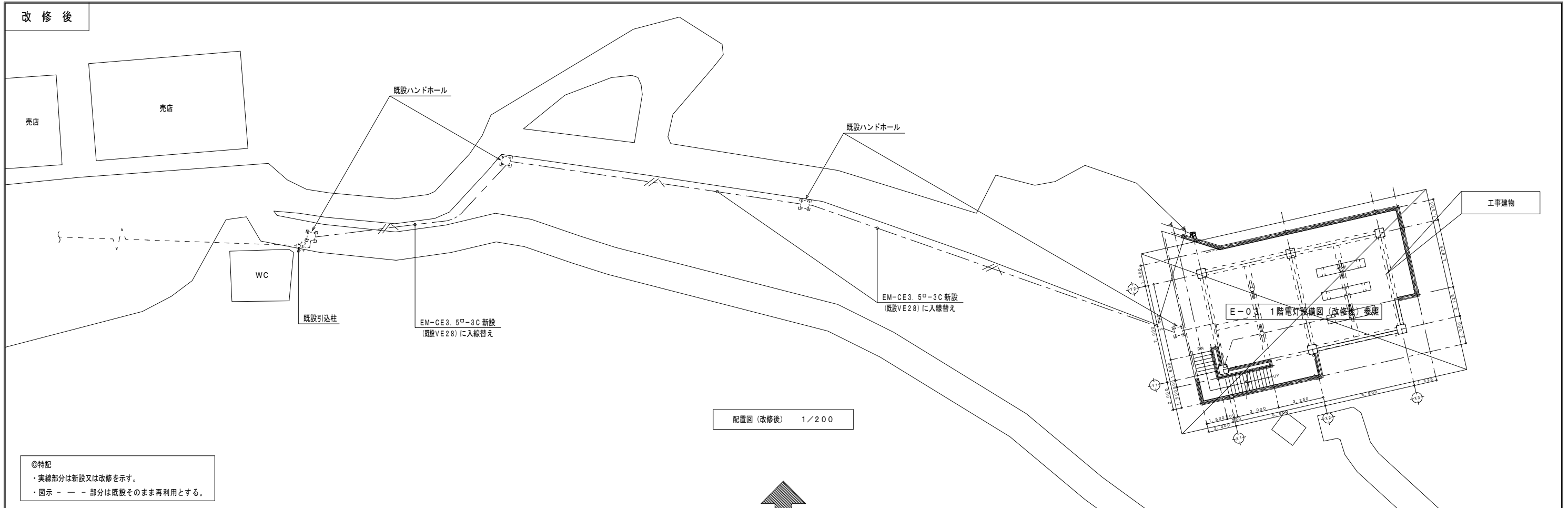
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)  
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製)・鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装)・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- ED接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
  - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。( ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤 )
  - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、梁台等は塗装を行う。( ・ 一般居室、廊下等 ・ )  
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調査ペイント2回塗りとする。  
屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。  
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5)により行う。  
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

### V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

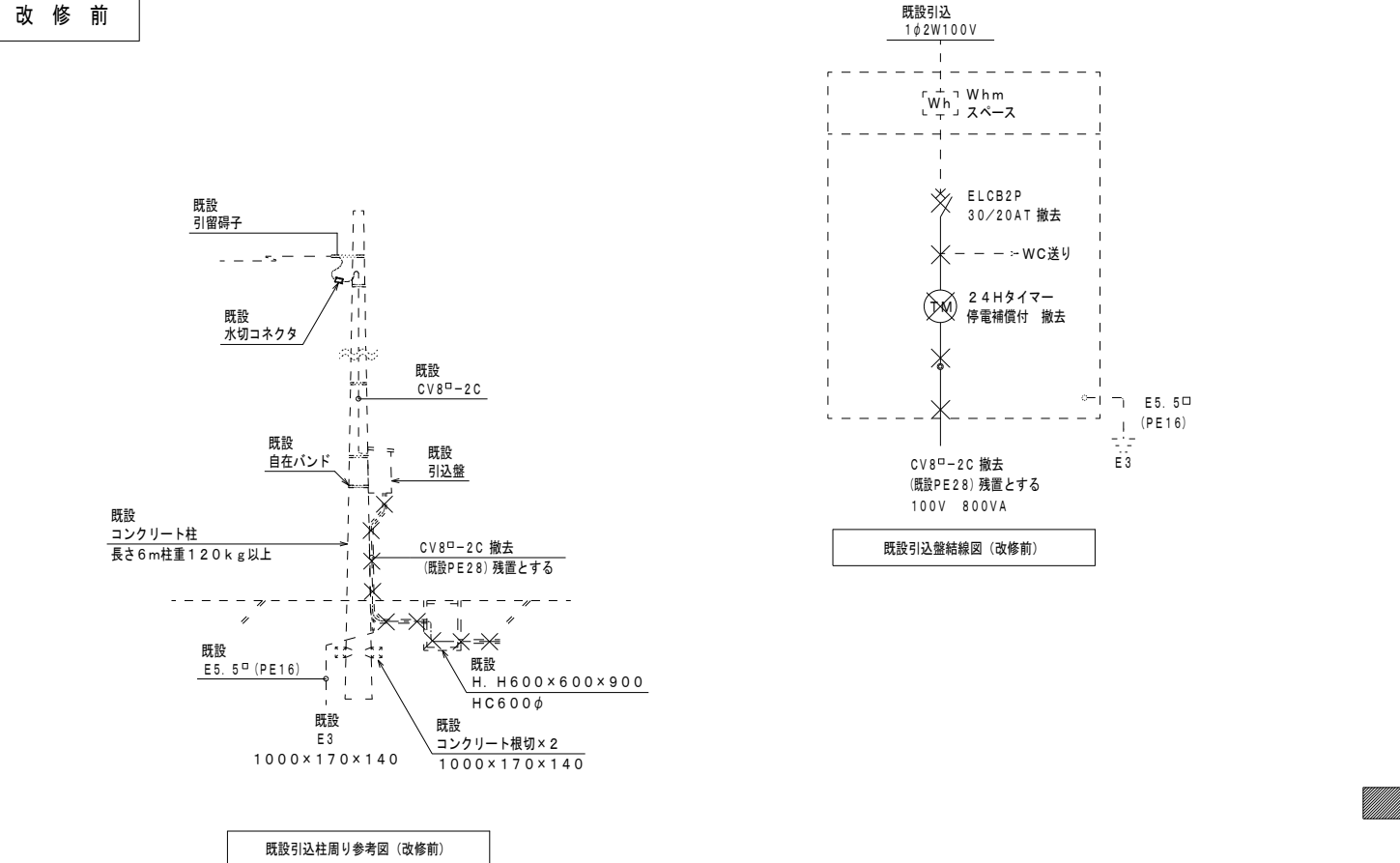
| 品 目   | 機 材 名 ・ 注 記     |
|-------|-----------------|
| 蛍光灯器具 | 防爆及び防災用照明器具を除く。 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |
|       |                 |

|  |             |                                     |            |                                                                                                                                      |
|--|-------------|-------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 徳島県土木整備部営繕課 | ●工事名 R 3 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 | ●図面番号 E-01 | 株式会社 橋 建 築 事 務 所<br>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号<br>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号<br>TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885<br>一級建築士登録 第333705号 森脇康明 |
|  |             | ●図面名 電気工事仕様書                        | ●縮尺 -      |                                                                                                                                      |



|            |                                   |            |                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 徳島県土整備部営繕課 | ●工事名 R3営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 お茶園休憩所耐震改修他工事 | ●図面番号 E-02 | 株式会社橋建築事務所<br>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号<br>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号<br>TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885<br>一級建築士登録 第333705号 森脇康明 |
|            | ●図面名 配置図 (改修前・後)                  | ●縮尺 1/200  |                                                                                                                                |

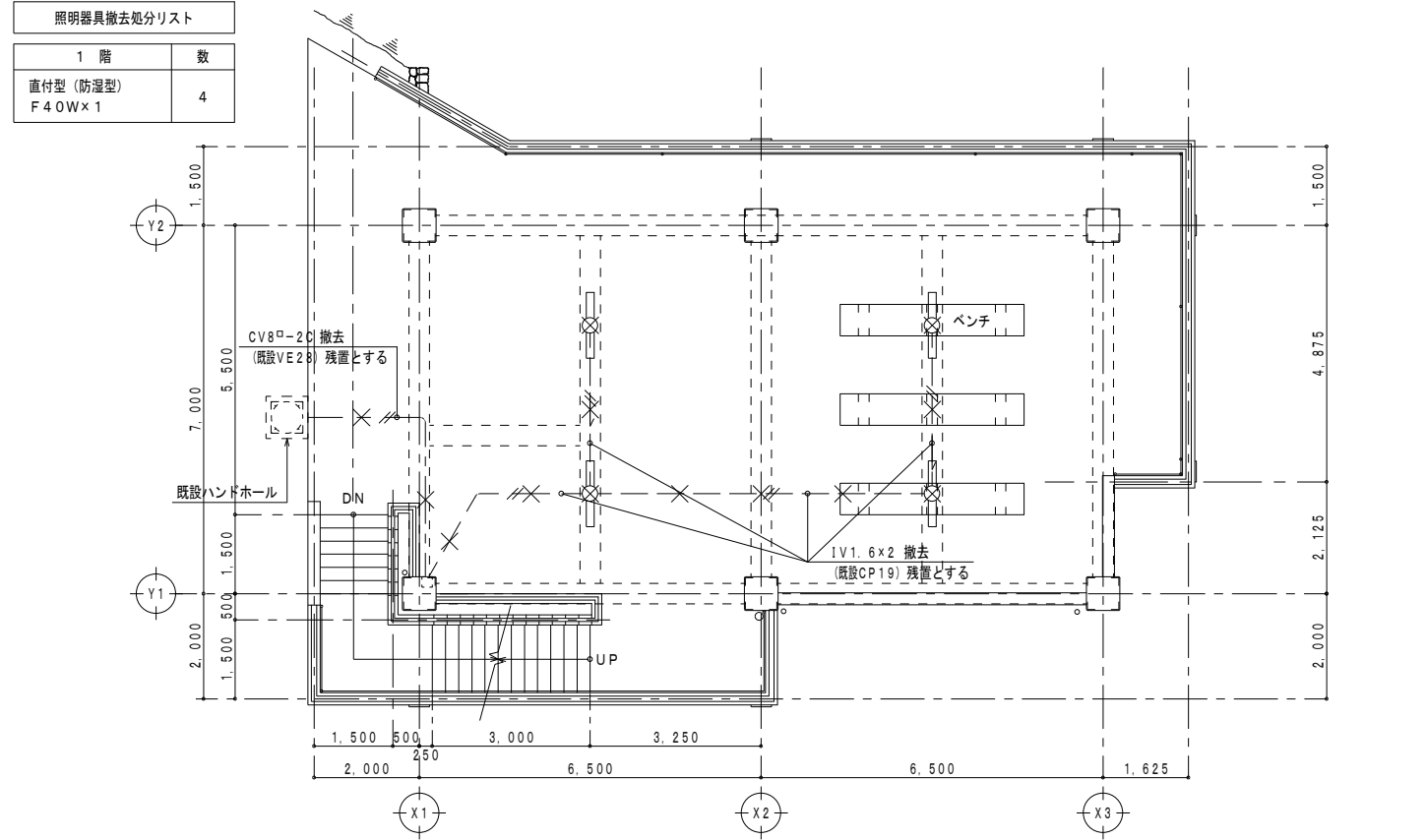
改修前



照明器具撤去処分リスト

| 階  | 数 |
|----|---|
| 1階 | 4 |

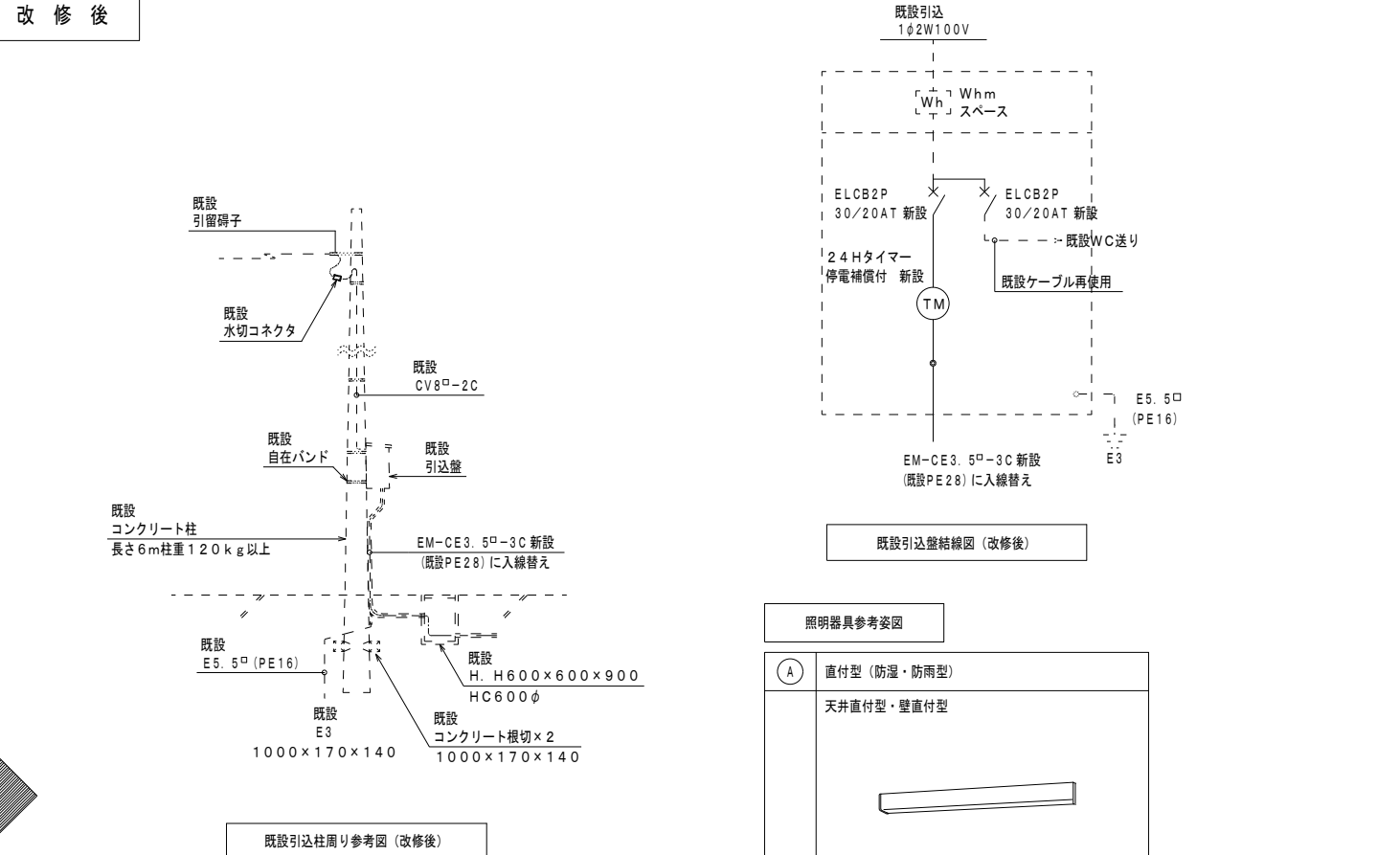
直付型 (防湿型)  
F40W×1



◎特記  
・図示 ×印は既設撤去処分を示す。・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。

1階 電灯設備図 (改修前) 1/100

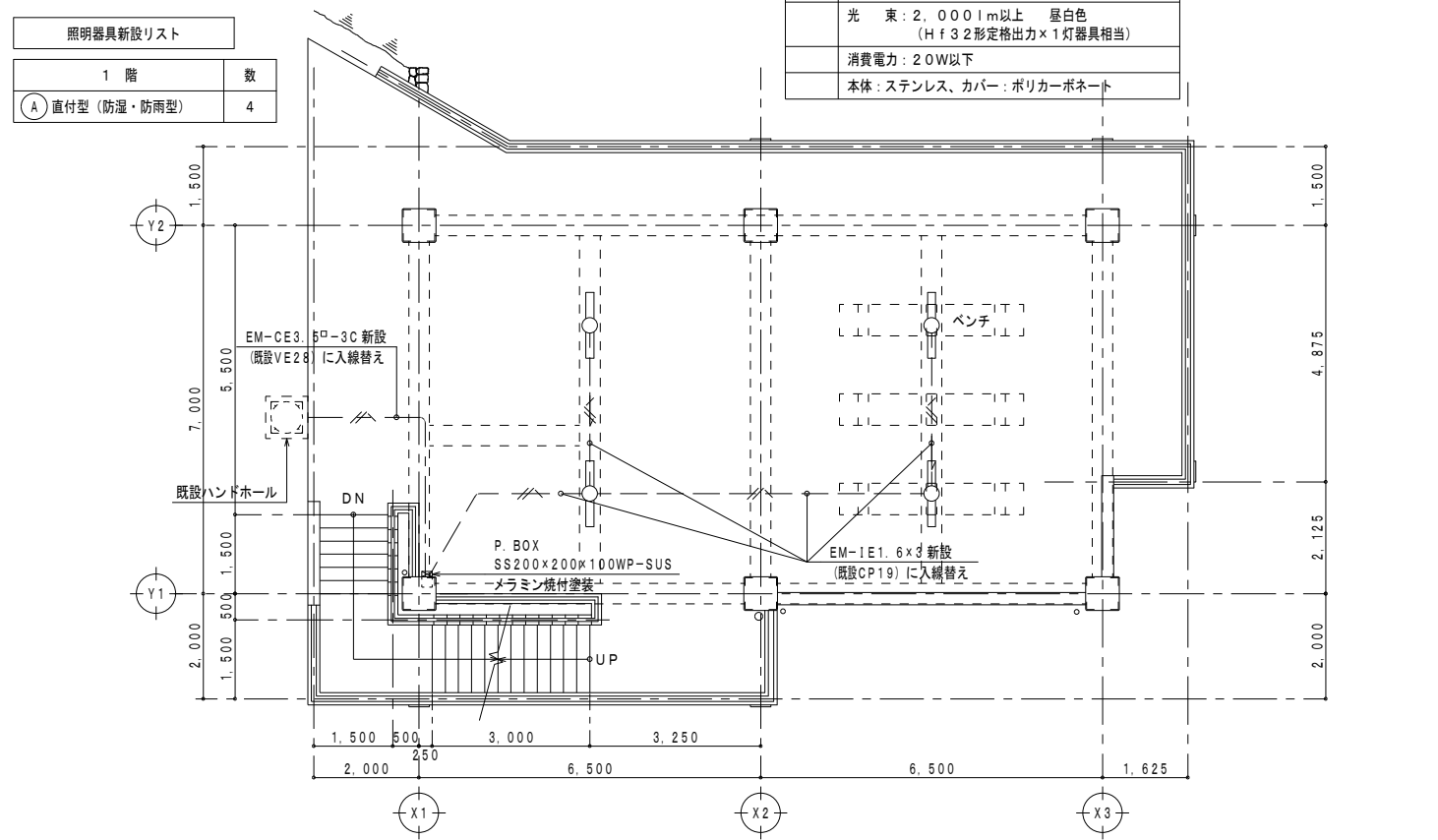
改修後



照明器具新設リスト

| 階  | 数 |
|----|---|
| 1階 | 4 |

直付型 (防湿・防雨型)



◎特記  
・実線部分は新設又は改修を示す。・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。

1階 電灯設備図 (改修後) 1/100

照明器具参考図

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| (A) | 直付型 (防湿・防雨型)                         |
|     | 天井直付型・壁直付型                           |
|     |                                      |
|     | LBF3MP/RP-4-20<公共施設型>                |
|     | 参考寸法: 1.120×109×100H                 |
|     | 光束: 2.000lm以上 昼白色 (Hf32形定格出力×1灯器具相当) |
|     | 消費電力: 20W以下                          |
|     | 本体: ステンレス、カバー: ポリカーボネート              |